

**第 5 回定例会**

平成29年 9 月 5 日開会

平成29年 9 月22日閉会

**第 6 回臨時会**

平成29年11月 6 日開会

平成29年11月 6 日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

# 目 次

## ◎第5回定例会

### ○9月5日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第55号から議案第76号までの22議案、諮問1件及び報告2件、一括上程	4
日程第4	決算審査報告	10

### ○9月8日（第2号）

日程第1	一般質問	14
	8番 指宿 秋廣君	14
	5番 堀内 義郎君	31
	3番 福田 新一君	41

### ○9月11日（第3号）

日程第1	一般質問	68
	2番 楠原 更三君	68
	6番 内村 立吉君	87

### ○9月12日（第4号）

日程第1	総括質疑	101
日程第2	常任委員会付託	105

### ○9月22日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	108
日程第2	質疑（議案第55号から第76号の22議案及び諮問第1号）	116
日程第3	討論・採決（議案第55号から第76号の22議案及び諮問第1号）	119
日程第4	議員派遣の件について	133

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成29年 第5回定例会 (9月)	議案第55号	平成28年度三股町一般会計歳入歳出 決算の認定について	原案 認定	9月22日
〃	議案第56号	平成28年度三股町国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月22日
〃	議案第57号	平成28年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案 認定	9月22日
〃	議案第58号	平成28年度三股町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月22日
〃	議案第59号	平成28年度三股町介護保険サービス 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案 認定	9月22日
〃	議案第60号	平成28年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	原案 認定	9月22日
〃	議案第61号	平成28年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	原案 認定	9月22日
〃	議案第62号	平成28年度三股町公共下水道事業特 別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月22日
〃	議案第63号	平成28年度三股町水道事業会計剰余 金の処分及び決算の認定について	原案 可決 及認 定	9月22日
〃	議案第64号	町長等の給与に関する条例の一部を改 正する条例	原案 可決	9月22日
〃	議案第65号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月22日
〃	議案第66号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	原案 可決	9月22日

平成29年 第5回定例会 (9月)	議案第67号	三股町消防団条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第68号	平成29年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第69号	平成29年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第70号	平成29年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第71号	平成29年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第2号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第72号	平成29年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第73号	平成29年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第74号	平成29年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第75号	平成29年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	9月22日
〃	議案第76号	財産の取得について(三股町消防団機 動本部ポンプ自動車)	原 案 可 決	9月22日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	9月22日
〃	報告第6号	平成28年度決算に基づく健全化判断 比率の報告について		
〃	報告第7号	平成28年度決算に基づく資金不足比 率の報告について		

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	指宿 秋廣	1 災害時の停電対策について	① 三股小前の変則五差路にロータリーを建設できないか。	町 長
		2 役場窓口での収納について	① 農協の窓口事務は現在どうなっているか。 ② 農協が本町の指定金融機関となった経緯を伺う。 ③ 農協以外の金融機関からの指定金融機関の申し出はあるのか。	町 長
		3 職員の職場環境について	① 職員の療養休暇の現状について ② 職員の現状をどのように把握しているか。 ③ 職員採用の基本的考え方について	町 長
2	堀内 義郎	1 豪雨対策と水害防止（排水路・砂防ダム）の整備について	① 九州北部豪雨被害を受け、線状降水帯により集中豪雨はどこでも発生すると言われるが、警戒や避難勧告の対応は変わるのか。 ② 陳情を受けている寺柱地区の排水路（安田宅前）の整備と砂防ダム（尾崎谷川上流域）土砂の除去はできないか。	町 長
		2 土地改良区（多面的機能支払）と行政との連携について	以下の事業において、樺山土地改良区（多面的機能支払）単独で出来ないと思われるが、関係する行政と連携して進める事はできないか。 ア. 福留用水路の追加補修 イ. 未舗装農道の舗装 ウ. 上之菌池の管理	町 長
		3 町道の舗装について	当初予算にある2地区分館（県道）西の川辺田通り線の舗装工事を早く進めるべきではないか。	町 長
		4 鳥獣被害について	① 町内において最近の被害状況はどうであるのか。 ② イノシシやアナグマの被害が多いと聞くが対策は取られているのか。	町 長

3	福田 新一	1 本町10年後を見据える時、今すべきことは何か。(人口推移に伴う少子高齢化の到来)	<p>① 基幹産業である農業の行方はどうなるのか。(拡大か縮小かバランスをどう考えるか) 生産基盤の整備、農業後継者の育成の現状は。</p> <p>② 各包括連携協定締結後の進捗状況を。(PDCAサイクルマネジメントの手法にて検証) (数値的な目標を設定しての取組みが必要では。)</p> <p>③ ドローン普及への環境づくりを。(本町民間団体へ行政から導入案内できないか。)</p>	町長
			<p>④ 子どもの健全な成長に必要な教育環境づくりをどう行うか。 (家庭環境はじめ道徳を重んじた三股町特色ある子どもの教育環境づくりを推進)</p>	教育長
			<p>⑤ 介護職員の不足問題に対し、介護職のイメージアップをどう図るか。(若いうちから介護現場に魅力を感じ将来介護の仕事に携わろうと思う人を増やす手段はないか。)</p> <p>⑥ 後期基本計画にて「児童施設の充実」があるが1年半経過の報告を。</p>	町長

4	楠原 更三	1 町民憲章前文について	① 町民憲章の中にある三股らしさを、どのようなものとして捉えているのか。 ② 町として節目を迎える今、町民憲章に解説をつけてはどうか。	町 長
		2 70周年記念行事について	① 3月議会以降の取組状況 ② 村制130周年・三股開拓150周年記念行事への取組予定	町 長
		3 買い物弱者・交通弱者対策について	① 買い物弱者、交通弱者対策の現況と今後の具体像 ○ 三股町人口ビジョンのp.46～47.2.「地域に与える影響」を参照 ○ 後期基本計画p.54「公共交通機関の確保」参照 ・ 路線の見直しや時刻表の改定をすることになった原因の代表例 ・ これまで見直しや改定をした時の、周知方法 ② 運転免許自主的返納者支援施策について	町 長
		4 文化財整備について	① 標柱や説明版などの進捗状況について ② 梶山城跡公園整備事業の進捗状況について	教育長
		5 中学校の更なる魅力化について	① 三股中学校への進学を勧める施策について 町外の中学校へ進学した生徒の動機分析はされているのか。	教育長

5	内村 立吉	1 台風5号における本町の状況	取組、被害状況について	町 長
		2 農業について	<p>① 町内の遊休農地と荒廃農地を非耕作地とすると、平成28年4月1日現在9.5haである。</p> <p>(1) 町内各地区ごとの非耕作地の面積は幾らか。</p> <p>(2) 10a以上の面積は何箇所、全体の面積は幾らか。</p> <p>② 相続未登記の農地は2,064筆、177haである。</p> <p>(1) 各地区ごとの相続未登記の農地は何筆か。</p> <p>(2) 10a以上の相続未登記の農地は何筆か。</p> <p>③ 水田に空き缶、空き瓶、ペットボトルが捨てられている。特に空き瓶は農民がケガを負う危険性がある。行政からの注意をして頂きたい。</p> <p>④ 政府が遊休農地の解消につなげようと課税強化のしくみを創設しています。</p> <p>固定資産税が1.8倍になり、各市町村が順次徴収を始めています。本町はどのようにするのか。</p> <p>⑤ 福留用水路について</p> <p>(1) 砂防を作ったらいいのではないか。</p> <p>(2) 反対の斜面も崩れる可能性がある。早めに工事をしたらどうか。</p>	町 長

◎第6回臨時会

○11月6日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	137
日程第2	会期決定の件について	137
日程第3	議案第77号及び議案第78号までの2議案一括上程	138
日程第4	質疑	139
日程第5	討論・採決	140



付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成29年 第6回臨時会 (11月)	議案第77号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成29年度三股町一般会計補正予算（第3号））	原案承認	11月6日
〃	議案第78号	工事請負契約の締結について（平成29年度三股勤労者体育センター耐震補強・改修建築主体工事）	原案可決	11月6日

三股町告示第58号

平成29年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成29年9月5日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月11日に応招した議員

---

○9月12日に応招した議員

---

○9月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成29年9月5日 午前9時55分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第55号から議案第76号までの22議案、諮問1件及び報告2件、一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第55号から議案第76号までの22議案、諮問1件及び報告2件、一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- 局長 兒玉 秀二君                      書記 矢部 明美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
農業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	上原 雅彦君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	内村 陽一郎君	代表監査委員	茨木 健君

---

午前9時55分開会

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑くんから欠席の届け出が出されておりますので、報告いたします。

それでは、ただいまから平成29年第5回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、森君、10番、池田さんの2人を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る9月1日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成29年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に付議されました案件は、平成28年度決算認定9件、条例の改正4件、平成29年度補正予算8件、契約案件1件、諮問1件及び報告2件の、計25件であります。これら

提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は本日から9月22日までの18日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配布しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月22日までの18日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間とすることに決しました。

---

### 日程第3．議案第55号から議案第76号までの22議案、諮問1件及び報告2件、一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第55号から議案第76号までの22議案、諮問1件及び報告2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成29年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成28年度の各会計の決算認定に係る各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号「平成28年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成28年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成28年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

平成28年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計におい

て、歳入決算額100億6,859万8,063円、歳出決算額97億1,417万3,804円、繰越明許費繰越額5,554万円を除く、翌年度繰越額2億9,888万4,259円。

国民健康保険特別会計において、歳入決算額35億3,432万1,069円、歳出決算額33億3,151万481円、翌年度繰越額2億281万588円。

後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億4,149万9,440円、歳出決算額2億4,097万2,113円、翌年度繰越額52万7,327円。

介護保険特別会計において、歳入決算額21億7,136万5,141円、歳出決算額21億1,058万8,867円、翌年度繰越額6,077万6,274円。

介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,698万8,160円、歳出決算額1,530万29円、翌年度繰越額168万8,131円。

梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,535万9,650円、歳出決算額4,452万4,008円、翌年度繰越額83万5,642円。

宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,689万7,794円、歳出決算額3,619万304円、翌年度繰越額70万7,490円。

公共下水道事業特別会計において、歳入決算額4億3,143万5,841円、歳出決算額4億2,359万2,774円、翌年度繰越額784万3,067円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第63号「平成28年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金6,273万716円のうち、2,000万円を減債積立金に積み立て、1,900万円を建設改良積立金に積み立て、2,292万4,731円を自己資本金に積み立て、残余80万5,985円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に決算において、平成28年度は、施設費として新設配水管の布設を1.3キロメートル、老朽管及び小径配水管からの布設替えを3.1キロメートル施工し、配水管の耐震対策に取り組むとともに、良質な水の安定供給に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が4億766万6,662円、支出額が3億4,549万7,048円となり、当年度純利益が

6,216万9,614円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入額が1,411万9,916円、支出額が1億7,031万5,832円となり、差し引き不足額1億5,619万5,916円については、当年度分損益勘定留保資金、当年度消費税調整額で補填したものであります。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて、議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか2つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、9議案について、それぞれの提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認並びにご認定くださいますようお願いいたします。

引き続き、各議案についてその提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第64号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第65号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第66号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の3議案については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案は、平成29年2月23日に町長へ答申のありました、三股町特別報酬等審議会答申書に基づき、町長等の給与、議会議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤の者の報酬について改定を行うものであります。

次に、議案第67号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消防団員の出勤手当につきまして議案第66号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をもとに、所要の改定を行うものであります。

次に、議案第68号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職などの報酬改定に伴う報酬や、国・県の補助金内示・決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額98億5,975万6,000円に、歳入歳出それぞれ4億7,977万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,953万4,000円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は交付決定により、増額補正するものです。

国庫支出金は番号制度システム改修費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を増

額補正するものです。

県支出金は、家族と地域の絆力事業費補助金、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金などを増額補正し、内示等により農地中間管理機構支援事業費補助金などを減額補正するものです。

繰入金は、特別会計繰入金に、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額補正するものです。

基金繰入金は、財政調整基金繰入金からの繰入金を増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については、農地中間管理事業受託事業収入を減額補正し、学校給食会運営委託料前年度精算返還金などを増額補正するものです。

町債は、消防費・臨時財政対策債を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる報酬等については、非常勤特別職などの報酬改定に伴う増額補正をするものです。

総務費は、庁舎管理費・電算管理費において機構改革に伴う修繕料不足分、地域交通対策費において、くいまーるバス・車庫購入などを増額補正などをするものです。

戸籍住民基本台帳費は、番号制度システム改修に伴う委託料などを増額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において、国民健康保険特別会計繰出金や地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金などを増額補正するものです。

児童福祉費においては、子供のための教育・保育給付費負担金返還金などを増額補正するものです。

衛生費は、清掃費において都城市へ返還する衛生センター負担金前年度精算金などを増額補正し、備品購入費の執行残を減額補正するものです。

農林水産業費は、産地づくり支援事業費補助金や寺柱民有林法面災害復旧工事などを増額補正し、雇用契約職員委託料などを減額補正するものです。

商工費は、工場等土地取得補助金などを増額補正し、公用車リース代を減額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費として工事請負費を、住宅費において修繕料などをそれぞれ増額補正し、町営住宅東原団地B棟実施設計業務委託料の執行残などを減額補正するものです。

消防費は、消耗品費などを増額補正するものです。

教育費は、教育総務費において学校ICT設備リプレース委託料、保健体育費において勤労者体育センター耐震補強・改修工事などを増額補正するものです。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てし、予備費は収支の



調整額を補正するものです。

次に、第2表債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

債務負担行為補正についてはAV研磨機リース事業を平成34年度までの5カ年事業として追加し、集中管理公用車更新事業の5カ年事業を導入時期のずれにより債務負担を補正するものです。

次に、第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、勤労者体育センター耐震補強・改修事業を追加し、臨時財政対策債は交付税の決定に伴い限度額を増額補正するものです。

次に、議案第69号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額35億4,059万円に、歳入歳出それぞれ1億2,987万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億7,046万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、療養給付費等交付金の過年度分及び平成28年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成28年度国保事業費等精算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第70号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額2億6,889万4,000円に、歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,020万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料の過年度分及び平成28年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の過年度分保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第71号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億1,858万2,000円に、歳入歳出それぞれ6,187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,045万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金、償還金及

び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第72号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,594万8,000円に、歳入歳出それぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,763万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第73号「平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,652万9,000円に歳入歳出それぞれ120万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,773万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成28年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、公共樹設置工事費、舗装補修委託料及び平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第74号「平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,721万6,000円に歳入歳出それぞれ186万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,908万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成28年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、施設修繕料及び平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第75号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額5億4,481万1,000円に、歳入歳出それぞれ825万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,306万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、下水道使用料、一般会計繰入金及び平成28年度決算に伴う繰越金を増

額補正するものであります。

歳出の主なものについては、舗装補修委託料、平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金及び予備費を増額補正するものであります。

次に、議案第76号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本案は、消防団機動本部で使用している消防ポンプ自動車を購入から23年が経過し、老朽化していることから、買い換えようとするものであります。プロポーザルによる随意契約により中村消防防災株式会社から2,224万8,000円で取得しようとするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

人権擁護委員である上西理恵氏が、一身上の都合により平成29年5月31日付で退任されました。その後任につきまして、竹之下洋子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第6号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第7号「平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の報告2件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） それでは、ここで補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第4. 決算審査報告

○議長（池邊 美紀君） それでは、日程第4、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。平成28年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

一般会計、特別会計及び基金運用状況につきまして、7月3日に町長より審査依頼があり、監査委員2名で、7月5日から8月1日までの期間、決算審査を行いました。また、水道事業会計

の決算につきましては、6月7日に町長より審査依頼があり、7月3日に決算審査を行いました。決算書、事項別明細書、証拠書類、帳簿等及び関係書類を審査した結果、いずれも正確に適正に処理されていると認められましたのでご報告いたします。

さらに、財政健全化につきましても、8月21日、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。報告第6号及び第7号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認いたしましたので、あわせてご報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時30分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時34分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時34分散会  
-----

議事日程(第2号)

平成29年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画商工課長 .....	鍋倉 祐三君	税務財政課長 .....	綿屋 良明君

町民保健課長 …………… 横田 耕二君      福祉課長 …………… 齊藤 美和君  
農業振興課長 …………… 白尾 知之君      都市整備課長 …………… 上原 雅彦君  
環境水道課長 …………… 西畑 博文君      教育課長 …………… 渡具知 実君  
会計課長 …………… 内村 陽一郎君

---

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） 開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届けを出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問をしていきます。

まず最初に、災害時の停電対策ということで質問をしておきました。三股小学校前の変則五差路にロータリーを建設できないか。

この問題は、2014年平成26年9月1日に道路交通法が改正されまして、交差点として位置づけられています。現在ではラウンドアバウトと、環状交差点という形になっています。交差点では交差点内の車が優先され、時計回りに通行することで交通事故も劇的に減少すると言われております。

表題にしていたとおり、災害時においてもシグナルが撤去されることにより、交通渋滞が起こりにくいと言われております。

この質問について、答弁をお願いをして演台からの質問を終わります。あとは質問席で行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま一般質問としまして災害時の停電対策について、三股小前の変則五差路にロータリーを建設できないかというご質問ですが、これにつ

いて次のように回答いたします。

国が、2014年9月に施行された道路交通法改正に基づきまして、環状交差点の名称で法律的に整備されたところでございます。

環状交差点とは、先ほどお話がございましたが、交差点の中心部に円形地帯、中央の島を設けて進入時に徐行し、交差点内は時計回りの一方通行により、合流と分岐を繰り返すことで、より安全に進行方向を変えられることが特徴でございます。また、多くの環状交差点は、構造上、信号を必要としないため、災害時などの停電時でも円滑な交通を維持できる効果もございます。

そのほか、進入車両が減速するので、交差点での安全性が高まり、事故も少なくなっているというお話がございました。そしてまた、景観維持などのメリットが上げられるところでございます。一方、デメリットとしましては、交通量の多い交差点には適さないこと、進入車両が減速するので、交通の流れが若干遅くなります。また、環状交差点直近に設置された横断歩道において、歩行者の横断歩道が複雑になることが考えられます。

全国でも、整備自治体はまだ少ない状況でありますので、交差点の道路管理者である県とも相談しながら、今後、調査検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今、答弁があったわけですが、実はもう、あそこの交差点は、五差路のうちの一部については環状交差点らしくなっているわけです。

都三道路から来て三股小学校の正門のほうへ行く道路は、左折帯がつくってあります。それから、小学校の正門付近から来て長田へ抜ける道についても、左折帯がつくってあります。ということは、環状交差点らしくでき上がっているわけですね。

今、なぜ、この問題を出したかと言ったら、あの交差点付近の家が、役場側のほうですが、2カ所とも今、家が撤去されています。そうすると、もう少し道路を広くすることによって中に小さな島をつくって、そこで左回りに曲がるということにすれば、相当スムーズな交差点ができるなというふうに考えたわけでありまして。

そこで、もちろん県の一部県道ですから、県の了解なしにはできないわけですが、少なくとも今、町があその土地の一部買って、環状交差点らしくするためにはもう少し、多分あと2メートルぐらい広げれば、きれいに回るなというふうに思ったところです。

幸いなことに、建物の補償も要らないし、営業補償も要らないというところだけすると、町として、そういうところについての考え方、基本的なスタンスというのはどういう考えを得ているのかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまこの環状交差点についてのご提案といたしますか、お話があったところでございまして、町としましては、これについて具体的に検討したことはございません。

そしてまた、県道・町道、入り混じっておりますので、そしてまた、このエリア、環状交差点となりますと、言われるように、大変大きな敷地といたしますか、円状のエリアが必要になりますので、そのあたりを含めて、県また警察、そういうところと、可能なのか、そして可能であるためにはどうあるべきなのか、そのあたりについて検討を今後させていただきたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） この交差点については、2年ぐらい前ですか、通学路の関係で、元、三股小学校の校長先生、元ですよ、が、あそこの役場から行って左側のところに児童が滞留すると、どうにかできないかという話をされて、教育長はそのときに答弁をされたというふうに記憶いたしております。

そういうのも、もう少し、昔、黒木モータースだったと思いますが、あった跡ですけれども、その隣の久木山靴店も今、壊されて更地になって、そうすると、もう少し用地買収すれば、きれいになるのかなというところも踏まえて。それから、木佐貫町長が選挙事務所に使われたところが壊されています。そういうことからいうと、ものすごく今がチャンスというふうに思っているわけです。

もちろん全国的には、平成26年2014年の道路交通法の改正ですから、もともとロータリーがあったところで、ロータリーと、このラウンドアバウトというのは、島が大きな問題になるようすけれども、島を一つの緑地帯という感じでもっていくことで、要するに対向車の光、それから、暴走的な車というのもなくなるということのようであります。

したがって、この問題、原則をお聞きしますけども、この答弁と案をつくられるときには、何部の課で携わられて答弁ができたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） この答弁につきましては、都市整備課のほうで回答のほうをつくらせていただいております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひ、都市整備もそうでしょうし、交通安全というところでは総務課も絡むでしょうし、通学路という観点からいくと、教育委員会も絡むでしょうから、そういう広域的なところで。

この問題は、家が建ってしまったらもうできないですね。今しかないというふうに思いますので、要するに、するのもしないのか。するとすれば、少なくとも用地買収をしなくてはなりません。



るので、そんなに全てを買うということにもできないでしょうですけども、結論的なところを早目に出してほしいと思っております。

町長、最後に一言お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） さっきからも申し上げますように、やはり県の動向を含めて、県のスタンスはどうか、町だけではできる話ではございません。また、警察としての見解等も踏まえながら、町としてはどういうスタンスでいくのか、そのあたりを先ほど言われましたけれども、関係課と相談しながら協議をさせていただきたいというように思っております。

言われるように、三股駅、あれもどちらかというラウンドアバウトみたいな感じの取り扱いですので、あれに似たような形で、どの程度、島が必要なのか、どの程度のエリアが必要なのか、そのあたりをまた検討して、そのためにやはり用地買収が必要なのか、そういうところを踏まえて検討させていただきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひ、よろしくお願いします。

三股駅のところは、ちょっと違う。あそこは中央帯に人間が入れるようになっていきますので、ラウンドアバウトの場合は、中央帯に人は入れない。要するに、横断歩道が道路の入り口のところにあるという形になりますので。少し違うかな、似たような感じであるということも、そんな感じかなというふうに思っております。

ぜひとも内部で議論していただいて、もしくは警察、県とも、県道も絡みますし、両方やるのかといったら、またいろいろ問題があるかもしれませんが、そんなに大きなものは必要ではないのではないかというふうに思っています。

先ほど言ったように、2カ所については左折帯もでき上がっていますので、向こうのほうはもう必要ないというふうに思って、用地買収はですね、というふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願いいたしますと思います。

では、次に行きます。2番目の問題ですが、役場窓口での収納について。

農協の窓口についてどうなっているのか、要するに、一般町民が収納に行った場合には、それはできないよというふうになっているというふうにお伺いしております。

その経緯、どういうふうに、なぜそうなったのか、コンビニでは1人、2人しかいないのにできるのになと思いながら、質問をつくったところです。よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 会計課長。

○会計課長（内村 陽一郎君） 現在の窓口の取り扱い事務について、まずお答えしたいと思います。

現在の農協窓口での取り扱いは、町税・市税そして県税等の税の収納、電気料、電話料、国民年金保険料等の公共料金の収納及び町・県の証紙等の販売を行っております。

現在できなくなった、今までやれていてできなくなったものが、通帳等からの預金等の引き出しだったり、あそこで通帳を開設するとか、そういった信用業務と言われているようですが、そういったものについて現在できないという状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 公共料金等々については、繰り返しますけども、全て今の問題としては、できるということによろしいですか。僕の勘違いかな。

とりあえず、今あるものについて、通帳からの引き出しはできないということ、その1点ということによろしいですか。再度、確認します。

○議長（池邊 美紀君） 会計課長。

○会計課長（内村 陽一郎君） 例えば、来られる方によって納付書等で持ってみえたりする場合がありますね。そうした場合は、原課を対応して窓口で、農協の窓口で収受については、今、申し上げたとおりの税とか、そういった公共料金とか、そういったものの扱いはできます。

ただ、通帳を今まであそこで持ってみえた方が、キャッシュカードをつくってらっしゃらない方とかもおられますので、そういった方がやりたいとか、あと、そういったところの部分ができなくなって、非常に今までできたものができないということに対して、非常にお困りだというお話は聞いております。

あと、ちなみに今、経緯ということもございましたが、現状といたしましては、あちらのほうに信用業務をやるとなりますと、4人の在駐というのが必要だというのが、金融機関の中で信用業務をやるとしたら、責任者を置いてそして業務に従事する人を4人そちらのほうに置いてくださいというのがあって、その指摘を農協さんのほうが内部で指摘を受けたと。今まで従来の考え方は役場の一角にある会計のところには派出という形で、人を置いて業務をするという考え方だったんですが、そういう業務の中では、そういう信用業務は本来、安全担保の部分で適当でないという指摘を受け、そして、検討に入って、今現在できるように限定されたということになります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 町民の方の、要するに勘違いも少し入っているのかなというのはありますけども。

もし、こういうのが変わるときには、事前にこういうふうになりますよというのは知らせてほしいなというふうに思います。答えられなかったなので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、次の問題ですが、農協が本町の指定金融機関となった経緯、人の噂であるんですけども、4つのお金を取り扱うところが三股町内には在しています。隣の市、近郊もそうですけれども、昔であれば三股農協でしたから、三股農協が指定というのはわかるんですけども、都城農協という名前がついているのは都城市じゃ違うので、ただその経緯とか、そういうふうなのはどうなっているのか、今まではどういうふうにして、この農協になったのかというのがわかれば教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 会計課長。

○会計課長（内村 陽一郎君） このご質問をいただいて、以前の経緯等をひもといたところですが、農協が指定金融機関になる以前が、昭和42年の4月から46年の3月まで4年間ですが、都城信用金庫さんが指定金融機関として、信用金庫さんをお願いをしていたということでございます。

そして、46年の4月から三股農協さんを指定金融機関として指定し、そして昭和50年の農協の合併後には、やはり、そのまま業務を農協さんのほうに指定のままお願いしてきたという経緯でございます。

信用金庫さんから三股農協さんに移るときについての、こちらで今、調べたところでは、昭和45年に三股町議会のほうに、農協さんのほうから、そのとき農協さんの立場は指定代理の金融機関でございました。その時点で、蓼池そして宮村、長田といったところに農協さんは支所があったようでございます。いろいろな公共料金あるいは税金等の収受に関して、指定代理人の立場で、いろんなそういう組合員さんも含めて、そういった効率性の高い代理機関としての業務をされていたようです。

そして、そういう議会に請願があったのを受けて、町では、それから、さきに農協さんを指定した指定金融機関としている自治体等、県内外を含め調査を行い、農協さんが十分な対応ができているというような調査結果を得て、農協さんを指定金融機関とするに至ったというようなことが残っておりました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） いろんな考え方もこれあるんでしょうけれども、その当時は都城農協になっていたのかどうかということもあるんですけども。

先ほどあった支所ももうなくなる、名前も都城農協です。

4つの信用金庫から農協になって、太陽銀行になって宮銀になるんだという4つのお話し合いもあったやというふうに聞いています。

農協さんに指定金融機関をさせていいのかという話の中で、その話が出てきたんだろうと思い

ます。その前は信用金庫が確かにやっていて、信用金庫が近くにあったというのもあったんでしょうけれども。

今、農協さんがやっているわけだけでも、その流利的なところから、今こういうふうになったんですよというのが我々にはほぼわからないし、この指定金融機関の変更とかいうには、次の話に入りますが、話がほかのところからの営業といったらおかしいですね、働きかけとかいうのはあったのかどうかをお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 会計課長。

○会計課長（内村 陽一郎君） 私のほうは会計のほうに行きまして間も長いんですが、今までの会計課長を含め聞いて、今回、調べさせていただいた中で、そういった申し出は特にないというふうに聞いております。

先ほど申しあげましたとおり、金融機関さんが、指定金融機関の中でやる一つの魅力といいですか、そういったものについては、ここで通帳を開設し、新しい顧客を三股のある場所で行けるといえるようになれば、その魅力というものはあるのかなと思うんですが、そうなったときに、先ほど言いましたように人を4人程度置く、そして、店舗としての業務を構えるとなりますと、多大な出費というものも金融機関のほうにも負うことになるのかなというふうに思います。そういったこともほかの自治体を調べましても、信用業務をやられているところについては、店舗業務というようなことで、一つの小さな銀行的な人数を配置した形で入っているようでございます。

ですから、そういった意味で金融機関さんは、その辺、十分ご理解をされていた上でなのかもしれないんですが、そういった申し入れについては、聞いていないという状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 立ち入ったことをちょっとお聞きしますが、例えば、きょうは振り込み期限であったとしたときに、今日ぎりぎり開いている時間に、例えば小切手を振り出したというときに、例えば大手宮崎銀行なら宮崎銀行でいいんですが、その日のうちの収納になりますか、それとも翌日、翌々日付になりますか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（池邊 美紀君） 会計課長。

○会計課長（内村 陽一郎君） 今のご質問に正確な答えを今、持ち合わせておりませんので、今のご質問については現場で、もう一回確認させていただいて回答するというところでよろしかったでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 実は、銀行じゃないので。信用取引が農協だとできてない、だから、今日振り込んだやつは、翌日か翌々日になるんです。

これは要するに銀行と見ていないんですよ。要するに、ほかの大手主要銀行と称されるようなところは、農協は銀行と見ていません。だから、要するに、やりとりがピシャッといかないと、それを収納するようなことにならないんですね。

一番わかりやすいのが水道で、当日、九電ですけども、金利がまだもう少し高いころでしたので、ぎりぎりまで小切手を振るのは待つんです。その日に振った、そうすると次の日の収納になって、九電から延滞金がついたと。実はそうなんですね。それで大騒動になりました。そういうことだから言うと、銀行は農協というのは信用していないということなんですね、その延滞金がついた流れでいくと、なぜ表に出なかったか、多分農協さんがばちかぶったんだろうと。行政としては何も悪いことをしていないわけですから、小切手をその日に払ったわけですから。それについて、農協さんと宮銀さんが話をされたということでしょう。それも水道の電気料が、月額分だと、ものすごく高いですね、それ分の延滞金ということになりますので、多額の延滞金がかかってきたということです。

行政上については、マイナスになっていないから表に出なかっただけということですけども、そういうことからいうと、銀行として信用性が一步下ということに、これ絶対間違いない事実であります。

今から先もそういうことが考えられるので、もしそのときに、町が慌てふためくことがないように、そこら辺についてももう少し検討研究してほしいなというふうに思っています。農協さんのところにです。

最後に、町長にこれをお聞きしたいと思っています。

玄関に、CDキャッシュディスペンサーがあるんです、これどうも農協の支所ですよ、ここ。どこに行っても、どういう大きなところに行っても、正面玄関にそういう金融機関があるところはないんです。都城も回るんです。要するに、職員通用口に近いような、要するに第2庁舎ですか、昔の消防署のほうに行くところにあります。正面玄関は向こうですから、という形でやっぱり場所的などところを含めて、少し検討してほしいなと、キャッシュディスペンサーですね。

自動預け払い機について、考えるところがあれば町長をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ATMの設置場所ですね。これについての検討というお話でございますけれども、今のところ、あそこにあること自体で苦情とか意見とか、そういうものを聞いた記憶はありません。もし何らかの形で支障があるのであれば、いろいろと検討しなければなりませんけれども、ただ、あそこに設置された経緯等は私も承知しておりませんが、役場、農協さんが勝手にあそこに云々ということはありませんので、役場のほうと十分協議をされて、そしてまた町民の利便性も考えられて設置されたんじゃないかなというふうに思います。

もし、何らかの支障があると、またいろいろと問題があるのであれば、検討はさせていただきますけれども、今のところ、そういうお話は聞いていないところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 大きなものが全て並んでいるということではないわけですが、そういう目でほかの庁舎を見ていくと、正面玄関に預け払い機があるというのは、記憶に三股以外にはありません。

やっぱりお金を出し入れするところですから、雨にぬれんほうがいいに決まっているんですけども、とはいえ、少し離れたところが必要なんではないのかなというふうに思いますので、検討方をお願いをしておきたいと思います。

今まで私もいろんなところに行くけど、正面玄関に一つの特定の金融機関のものが置いてあるというのは記憶にないんです。この問題についても、前も一応提起はしたつもりですけど、町長の中にないかもしれませんので、あえて提起をさせておきたいと思います。

全国いっぱいある中で、正面玄関に特定金融機関、一つの金融機関のものが置いてある、都城市役所でも正面玄関に宮銀はありませんので。

そこら辺をよろしく願いしときます。

次に参ります。3番目の問題ですが、職員の職場環境についてお伺いをいたします。

今、職員の療養休暇、いろんな人が話を聞くと療養休暇に入っていると、もしくは明けて復帰したとかいう話をお聞きをいたします。

町が今、療養休暇の現状について、どういうふうになっているのかちょっとお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 職員の療養休暇の取得状況ということでございますので、詳細について総務課長のほうから回答していただきます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、私のほうから詳細についてお答えいたします。

まず、平成26年度は、療養休暇の人数ですけれども、実人員が24名の430.5日で、内訳としましては、疾病によるものが全てでございますので、このうち、脳幹梗塞が1名の83日、インフルエンザに関するものが12名で54日、精神疾患が1名で102日。

平成27年度は、実人員16名の555日で、内訳は傷病によるものが1名の10日、疾病によるものが15名の545日、このうち、関節症によるものは1名の105日、心疾患が2名の101日、精神疾患が1名の115日。

平成28年度が、実人員26名の586日、内訳は、傷病によるものが1名の39日、疾病に

よるものが25名の547日、このうち、関節症が1名の70日、心疾患が3名の79日、精神疾患は1名の23日となっております。

今年度は、8月末まででございますけれども、疾病によるものが15名の294日、このうち、インフルエンザが10名の51日、精神疾患による休暇が2名の221日となっております。

ここ数年、毎年、一、二名の精神疾患による療養休暇取得者がいる状況となっておりますけれども、これにつきましては、やはり仕事関係、人間関係、家庭環境の事情など、さまざまな要因が重なって発病するものと認識しているところであります。

そのような中、町としましては、職員団体とも協議をいたしまして、現在マンスリー休暇の取得の推進というのを行っております。

これは、計画的な取得を推進するということによりまして、各個人、自分の業務の見直しや心のリフレッシュにつながるものと考えて推進しているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） いろんな人が、いろんなところで休まざるを得ないという形になるんだろうと思います。

私も役場職員の卒業生とすれば、そういうことは頻繁に出てくるんです。

例えば、仕事ができる人が仕事を抱え込んでしまうということも、これあるんだろうと思います。プレッシャーもあるでしょうし、それから、もう一つは職員の減員というのものもあるんだろうと思います。もう一つは上部団体ですか、関係上から、報告書類がものすごくふえているというのもあります。

一つ何か提起があると、全て調査をかける、例えば国会で質問があると、全自治体に調査をかけるとかという話の中で、国会の運営している中に、見えないところで各自治体がそれによって、てんやわんやしているというのは、これは事実だろうというふうに思っています。とはいえ、この問題について、数が合うんですけれども、今から先、こういう人たちが少しでも少なくなるように、もちろん、インフルエンザにかかるなど意味ではないんですが、精神疾患ところを指してはいるんですけれども。役場に勤めている人が、いつも快適というわけにはいかないわけですが、疾病状が発病しないためにはどうあるべきかというのが、一番問題であろうというふうに思っています。

そこで、これを踏まえてお聞きをいたしたいと思います。

今ありました療養休暇を、精神疾患の話ですけれども、出さないようにという考え方で、ちょっとマンスリー休暇とかいう話が出ましたけれども、町として、2番目の問題で基本的にどういうふうに今後、考え、それから行動しようとしているのかお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、現状の把握等についてお答えいたします。

職員の現状把握につきましては、これまで人事異動に伴う各課長へのヒアリングを年1回行っております。ヒアリングの内容としましては、所属する職員の健康状態及び勤務状況、各課各係の業務量の確認、それに伴う職員配置への影響等でございます。

また、平成28年度、昨年度より職員の健康管理、メンタルヘルス不調を予防する目的で、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェックを全職員を対象として実施しております。

このストレスチェックは、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としておりまして、ストレスチェックの結果は、直接本人に通知されることとなっております。

各個人ごとのストレスチェックの結果につきまして、事業者へは提供されないところでありますけれども、課ごと、性別ごと等、個人が特定されない程度においては、データの提供は受けられることになっておりますので、今後、データを蓄積して未然の把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 我々がおるときには、そんなに多くなかったんだけど、近ごろ結構多いなという観点でお聞きをいたしました。もちろん仕事の量でいうと、本人が見る目、周りが見る目、いろいろな考え方があるだろうと思います。

私が現職中にこんなことを感じたなというので、ちょっと話しておきます。

中石さんが梶山に焼却場をつくられていますよね、黒木さんのところ。そこは焼却場そのものは県の認可業務なんです。ところが、田上の集落の人にしてみれば、町の仕事に見えるわけです。

ある日突然、焼却の施設が大型車で10台ばっかしダァーッと来て建設を始めたんです。田上の集落の人が防災無線で呼びかけて、ほぼ全員集まられました。言われたのは、「そげん安全やったら役場の駐車場につくれよ」と、こういう話から始まったんですが、真夏でした。まさか業者の水を飲むわけにはいかんです。田上の集落の人はお茶一滴、自分たちは飲むけど、私たちに何ものなし。朝10時から夕方4時ごろまで、一步も動けずということでした。そういうことが、次の日も続くんです。

そうすると、仕事の量じゃないんです、仕事は一つもないんですよ。県に言ったら、それは公認をとってますよの一言で終わり。しかし、町はそうはいかん、県がやってますからねと言うわけにはいかん。これ、実話なんです。そのときの副町長は原田さんでしたけれども、原田さんと2人という話でした。



その次の日からは、私一人です。要するに、何が言いたいのかといたら、人からは見えないんです、そうですね、田上の集落に行っているんですから、人からは見えない。しかし、その職員にとってはものすごくストレス、夜は電話がきます。朝は何で今ごろ役場に来るのか、遅いやないかという電話から始まります。

そういうことを踏まえると、要するにギリギリで職員を配置していると、そういうときにパンクしてしまうんですね。ゆとりと無駄は紙一重と言いますが、そういうつもりで、心に少し幾ばくかのゆとりがある仕事というのを町長考えてほしいなど。要するに、いっぱいいっぱい走り続けると、一回何かあると完全にへたってしまうんです。そういうことを踏まえた上で、最後の質問に入らせていただきます。

今、職員の採用の、次年度、平成30年度のになっていますけれども、計画はネット上で採用の枠がありました。この採用の基本的な考え方というのを町長に質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 職員採用の基本的な考え方についてでございますけれども、過去3年間について若干述べさせていただきます。

平成26年度から平成28年度までの定年退職者は17名でございます。うち技術者1名、保健師1名を含んでおります。平成27年度から今年度までの採用者数は、一般職14名、技術職2名、保健師3名ということで、合計19名でございます。

職員採用における基本的な考え方としましては、まず1つ目は、退職者補充という観点で行っております。また、市町村の輪番制で発生します市町村振興協会とか、後期高齢者医療広域連合への職員派遣、そういうものも考慮しまして、補充の対象というふうに行っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今、県の出向について、それも加味して採用されるということのようでしたが、例えば、来年の4月から国保が県の主管になりますよね。それは踏まえた上で採用されるのでしょうか。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国保の県への主体が変わっていくといっても、仕事には全く変わりませんので、そのあたりは、人数減とか、そういうものは全く考えていません。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 職員についての派遣依頼はないというふうな受け取ってよろしいですか。

では、次の問題に入ります。

今、採用条件の中に、去年から今年という形で、体育の関係の職員が若干名出ていると。これいつまでされるつもりなのか、例えば、未来永劫これをずっと続けられるのか、いや、二、三年でやめますよというふうに考えて位置づけられているのか、町長も選挙があるわけですけれども、とりあえず執行部としての位置づけについてお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨年度から、スポーツ特別枠ということで、この採用をいたしました。1年目で1名採用いたしました。そしてまた、今年もこの採用枠を設けたところでございます。これをずっと続けるかどうかというのは、この結果を踏まえて検証させていただきたいと思えます。未来永劫というわけにはいきません。あるいは、このスポーツ枠以外で、あるいは特別枠という意味も今後の検討課題かなというふうに思えます。といいますのも、やはりこのスポーツ枠入れたから、スポーツだけで採っているというわけではございません。一次試験は一般職と全く同等の実力がないと、この採用はいたしません。そしてまた、そういう能力があって、そして、それ以上にまた心身ともに鍛えられ、そしてまた、それなりの成績を残していくというふうな条件がございますので、どちらかという、一般職以上に高度な能力のある方というふうに私は理解しています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 少し私のほうに誤解があるのかどうかわかりませんが、要するに、わざわざそれを明記してする必要が本当にあったのかなというふうに思ってるんです。

例えば、試験は1次試験で終わるわけではないわけですよ。面接もあるでしょうし、2次もあるでしょうし。そういうこともあると、その面接基準の中に入っていれば済むことかなというのが1点目。

2点目は、スポーツ枠とすると、どうしてもそういう教育委員会関係というふうに思ってしまう、私はこれと宮崎国体がダブってしまって、そういう絡みかなというふうに思ったんですが、それではないんですか。ちょっとお答え。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国体とは全く関係なく、本町「アスリートタウンみまた」というのを掲げておりますので、やはり、健康づくりスポーツを通じたところのまちづくり、それも一つの方策かなということで、ですから、スポーツ枠で採ったから教育委員会に配置するということはございません。

今回は、そちらのほうの枠がありましたので配置しましたけれども、今後といいますか、どこに配置するかは限定しているところではございません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 少しその職員かわいそうと思います。町民からは別の意味の期待、もしくは、中学校とか別の意味の期待があるかもしれません。私自身はこう思ったんです。

例えば、教育委員会の用務員さんを採用するのにそれで使うというのであれば、学校業務と一緒になるし、それからいろんなことも、例えば小学校であればスポ少があるしという話で、そういうことが考えられてるのかなというふうに思ったんですけども、純然たる一般事務で働く、これで入った人は、ならどう対応すればいいのか、例えば、人からはそういうところで有名でしょうから、例えば審判、指導に多分引っ張り回されるんだろうと思います。今、私が見ている中学校の体育の先生です、顧問は。ものすごくいろんな、全中が都城でバレーがあったというのもあるんでしょうけども、すごいんです、やっぱり。

要するに、スポーツ関係だからそうなるのかしれませんけれども、要するに、そっちのほうにも引っ張られてしまうわけです。考え方的に言うと、役場の職員として入ってきたからそれですよといったら、これちょっとおかしいな、要するに、その人を上げるということは、上がる予定の人が1人落ちるということを指すわけですよ。

要するに、さっき言ったように、いや学校用務員の枠で入れるんですよと言ったら、学校用務員は正規職員がいませんので、そういうことですか、順当ですねという話になるんですが、そうじゃないんだと、一般の職員と同じにするんだということですから、そうすると、本来そういうことがなければ合格した人が、する予定の人が落ちることになるような気がするんですけども、町長はそこら辺についてどういうふうに整理されているのかをお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役場職で入って、またいろんなことに地域貢献を含めていろんな取り組みをするというのが当然だと、私は認識しています。そういう意味で、職員もできるだけいろんな行事等に参加しながら町民との交流を深めていくと、そういう意味合いでは、スポーツ枠とこののを設けまして、その方が中学校に応援に行く、あるいは各地域のそういう健康づくり等に参加する、それは当然かなと。ですから、一般職は一般職としての仕事をしながらも、そういう方面で得意な分野を持っている、その能力を発揮していただくと。そういう意味で、役場職員の中にそういう優秀なスポーツの専門家がおってもよろしいかなというふうに、その方がまた、中学校あるいはスポーツ少年団いろんな形で指導者として活躍していただく、そりゃもう時間内ではできませんけれども、時間外、あるいは時間内でいろんな要請があったときには、そういう義務免、義務免除なんかをとっていただいて、そしてそういうのに派遣すると。いろんな形の使い方といいますか、活用の仕方、また活躍の場というのはあろうかというふうに考えて

います。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 見解の相違でしょうから、しかし、これは言っておきたいと思えます。

要するに、そうすると人はそういう目で見てないんですよということだけは町長押さえといてほしいと思います。先程あったように、前回の国体があったときに、県の職員は学校の先生、体育関係をごっぽり採用して、ものすごくいっぱい採用しました。で、国体が終わったらもうどうしようもなくなって、各市町村に責任をとらせました。三股やっても、保健体育課という名前がありましたけども、そこに県からの出向が来ていましたよね。

だから、そういう形で、特殊にポンとされるということになったのかなというふうに勘違いをしたわけですけども、今回、県はどういうふうに動くのかわかりませんが、主催者として県としては、天皇杯は欲しいんですよ。そうすると、どうしても即戦力は大学の有名な選手です。そうすると、どうして確保するかというたら県の職員です。で、体育の先生という安直な話に結びつく中の一つの流れというふうに、こっちが受け取ってしまったものですから、もう一回そこだけ念を入れて答弁をもう一回、そうでもないということの確認でよろしいですか。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これは先ほども申し上げましたけど、我が町のまちづくりの一環として、「アスリートタウン」そしてそのスローガンに適うような人間を職員として採用し、そして、いろんな形でまちづくり、健康づくりに貢献する、それを一般職の中でやっていただければありがたいなという意味で、そういう枠を設けたところでございます。ですから、この国体との云々というのは、全く視野にはないところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） いろいろ考え方的にはあるでしょうけども、この問題について、いろんなことが町長に入ってきているのがいいことだということだけで入ってきているのかよくわかりませんが、見る目は両方あるわけで、表があれば裏もあるわけですけども、そういう面から言うと、先ほど言ったように通るはずべきの人が落ちてしまったというのはあるかもしれませんので、そこら辺を考えておいてほしいなというふうに思うし、職員を5時から先は行くんだよというふうに位置づけられても、ボランティアで自主的に行く分には構わんですけども、町長の口からその口が出るというのは、あんまりいかがかなというふうに思いますので、職員が自主的に、私も現職中は中学校の面倒を見ていたわけですけども、それは自主的に行って、自主的にやる問題ですので、そこら辺は言動は少しお願いをしたいというふうに思います。

一応これで終わりますけども、先ほど申しましたように、3点今回は質問させていただきました。災害の関係でいうと、この問題については少し急ぐというふうに思っておりますので、やるかやらんかという結論を先に、やるとしたら何が障害かとかいっていうのを、できないといったらなぜできないのかとか、そこら辺をお願いをしたいと思ひますし、ネットで調べると劇的に交通事故が減少したという、これも事実のようですので、要するに、我々も車を運転すると、青信号の隣の歩道用の信号が気になるわけです。やっぱり歩道用の信号が点滅すると、もうすぐ黄色になると決まっているわけですから、そういうところを、このラウンドアバウトの場合はシグナルはないわけですから、必ず、必ずではないですか、ほとんどの場合止まるということになりますので、善意に返ってやってほしいと思ひます。

2番目の問題ですけども、いろんな考え方はあると思ひますが、指定金融機関の問題についても、なぜそうなったのかというのはやっぱりピシッと押さえていく必要があるんじゃないのかな、聞くところによると、信用金庫から次は太陽銀行に行くはずなのが、農協が離さんかったんやという話もありましたので、そこら辺も話をして、結論としては、どこが指定金融機関であろうが私があずかり知れるところじゃないんですけども、農協としての位置づけ、三股町としての位置づけ、この窓口業務の変更をいい機会に、ちょっと考えてみてほしいと思ひます。

3番目の問題ですけども、職員が働きやすい職場をつくるためには、町長としてどういうふうにするのか、それから先ほども申しましたように、人には見えないところで職員というのは苦勞をしています。笑っているのは本当にうれしくて笑っているわけではなくて、笑わざるを得なくて笑っているというのもありますので、適材適所はもちろんのことですが、少し、職員の配置それから採用を考えてほしいと思ひます。

最後に1点、町長、建築技師について前に一般質問をした結果、教育委員会に異動させていただきました。私は建築技師については、継続性のあることから言うと、あそこに異動をする人たちの内部でするのではなくて、新たに建築の技師を採用してほしいという観点で質問したつもりなんですが、今回入っていませんでした。建築技師が採用の中にですね。その見送られた経緯について、済みません、最後にお願ひします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 技術職、建築技師に限らずこの役場の採用関係については、再任用制度というのを本町では取り入れておまして、60歳定年後また技術職で働く、また雇用として臨時的雇用として働く、そのあたりも考慮しながら検討させていただいております。そういう意味合いで、定年が1人今年ありますけれども、その意向等踏まえながら、この採用関係については考慮しておまして、ですから今回は、その採用に当たらなかったということでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 前の質問のときも申し上げました、ものすごく三股町については建築物が多いと、メンテナンスをすれば、これだけ長寿命化計画にそぐうんですよと。しなければ、これだけお金が要りますよという観点からありました。

要するに、そのメンテナンスを行う、考えるというのは、業者じゃなくてやっぱり職員だというふうに思っています。そういう観点から、職員の継続性ということを踏まえて、やっぱり今の都市整備には複数必要だしということもあります。

建築技師の人が建築だけするというだけでもなくてもいいのではないのかな、要するに、お互いにお互いをするということであれば、そういう技術がある人、例えば1級建築士ももちろんどうもならんというわけじゃないわけですから、そういうことからいうと、建築課程を卒業したような人を採るということも一つの問題として捉まえて、やっぱり建築、あえて建築だけ言いますけれども、建築技師というのを次年度はぜひ採用してほしいと申し添えまして、質問を終わりたいと、町長何かあれば。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 採用関係について、どのようにこれを取り扱うかというのは、今言われた部分も含めていろいろ検討させていただいております。

今回、教育委員会に配置した、やはり教育施設が大変多い、その長寿命化あるいはまたそのメンテナンスを含めてどうあるべきかということで、この公共施設の管理計画、そちらのほうの個別計画を今度つくっていくという部分で、教育委員会のほうで今後検討すべき建物等、それをやっていただくという仕事を任せたところでございます。

建築のほうは、今現在技師が2人、前この公共施設の計画をつくった職員が建築課のほうに戻ってきましたので1名、それに従前の職員が1名、そしてまた委託という形で1名、3名で今現在やっております。

そういう意味合いでは、この次をどうするかということは、またいろいろと課長ヒアリング等ふまえながらやっていきますけれども、他の市町村から比べると、我が町のほうは大変ですね。充実しているというふうには聞いていますので、その辺も含めながら十分検討はさせていただきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも、そういういろんなものがあるでしょうけども、民間から見えた委託とかという話になると、もともと会社に勤めていたわけで、その人たちとの縁という、これあるわけですので、言えないところも出てくる、指摘できないところも出てくる、これも人間ですから支障はないんですが、やっぱり役場職員の子飼いというところで、公平な目で町

民のためにいかにあるべきかというスタンスで、正規職員であればできるんだろうと思いますので、採用をぜひともお願いしたいということを申し添えて、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより11時5分まで本会議を休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時06分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） おはようございます。それでは早速、通告していた質問に入りたいと思います。豪雨対策と水害防止（排水路・砂防ダム）の整備についてお聞きいたします。

9月に九州北部の記録的な大雨が甚大な被害をもたらしましたが、まずは被害に遭われた皆様に対してお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧を願っております。

最近、全国的に異常気象の影響か、特に梅雨時期や台風シーズンにおいて突然の大雨や雷、突風に見舞われることが多くなったように感じております。雨の降り方については、短時間に限られた範囲で集中的に降り、被害が発生したということを頻繁に聞くようになりましたが、例えばゲリラ豪雨とか、今までに経験したことのないとか、50年に一度の大雨など、今まで聞きなれない言葉を耳にするようになりました。

今回の九州北部の豪雨についても、気象条件として線状降水帯が形成されたとありました。これは本県においても、台風の影響を受けて形成されということであり、宮崎気象台のほうでも自治体に説明会があったということを書いております。

本町においても8月に台風5号が接近し、大きな被害はなかったと聞いておりますけれども、台風シーズンを迎えるに当たり、線状降水帯による集中豪雨はどこでも発生するということですので、これにより警戒や避難勧告の対応は変わるのかお聞きいたしたいと思います。

あとの質問は質問席に着いて行いますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 豪雨対策と水害防止の整備についてということで、九州北部豪雨被害を受けまして、線状降水帯により集中豪雨はどこでも発生すると言われるが、警戒や避難勧告の対応は変わるのかということのご質問でございます。それについて、次のように回答させていた

だきます。

まずは、7月5日に九州北部豪雨によりまして被災された方々に対しまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、一日でも早い復旧、復興をお祈りいたします。

線状降水帯につきましては、以前から発生していた現象ではありますが、昨今、線状降水帯を起因とする集中豪雨が頻繁に発生する状況となっております。それを受けまして、8月21日に九州北部豪雨を踏まえた線状降水帯が予測される際の警戒、対応等に関する説明会が開催されましたので、それを踏まえて総務課長のほうから回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、線状降水帯について、若干ご説明したいと思います。

線状降水帯は、前線の南側で複数の積乱雲が連続して形成され、下層風と中層風の向きが同一、または直交するなどの要件が重なることにより発生するもので、過去に県内でも発生事例があるとの報告がありました。また、南部山沿いでは北薩を発生源として形成されるおそれがあり、気象台も予測が難しく、迅速な情報提供に努めていくということでありました。

県においては、線状降水帯の特徴を踏まえ、土砂災害警戒情報発表基準に達していない段階での土砂災害警戒情報の発表も検討されているところであります。町としましては、警戒や避難勧告の基準などについて特別に変わるものではありませんけれども、県気象台と連携いたしまして土砂災害に関する情報、高解像度降水ナウキャストにより、雨雲の動きなどを注視しながら判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ということで、県内においては発生があったということでありまして、すけれども、都城、北諸、三股含めて盆地であります。町内においては過去、近年において発生が考えられるかどうかわかればお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 気象台からの説明で、こちらでの発生というのは説明なかったところであります。ただ、先ほど言いました風向きが同一とか直交の条件の上で、とまる山等があって滞留するような状況がそろえば発生するおそれがあるということでもありますので、どの地域でもその条件重なれば発生する可能性はあるものと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） それなりの経験が必要かと思っておりますけれども、避難情報の発令の仕方というか、それについてお聞きしますけれども、変更が以前あったということで、避難準備情報が避難準備、高齢者等の避難開始、あと避難勧告は避難勧告で、避難指示が避難指示と緊急等が



ついたのに変わるとは思いますけども、この避難情報の発令に対してのガイドラインというか、例えば、雨がどれぐらい降ったらこういった発令を出す、町内に何か雨量計が設置されていますけども、あるいは風が強風域に入ったら避難準備情報を発令する、そういった何か基本的な何かかもしれませんけども、判断というかそういうのがあるのかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 基本的には、町が、今、3段階、4段階の体制をしておりまして、まず情報連絡室、災害警戒室、災害対策本部で2パターン、発生前と発生後ということしております。避難準備情報の高齢者避難開始については、ほぼ基準でいけば災害警戒室のところで判断をしていくような形になります。避難勧告につきましては、災害対策本部のところであることになるんですけども、先ほど質問にありました線状降水帯については、今後はやはり発生が予想される場合は、いきなり避難勧告とか、やはりその状況に応じた対応というのを考えていかないといけないのかなというふうに、今、考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 避難情報の発令としては、本部のほうでいろいろ情報を得たり、目測、要するに雨量計がどうのこうのじゃなくて目測のほうで判断するということがよろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 雨量計も確かに判断の基準にはなりますけども、これについては、先ほど言いました高解像度の降水ナウキャストというのが、皆さんも気象台のホームページで見れば見れますけども、雨雲の予想というのが、昨日も雨が降るときに危機管理のほうで雨雲の状況見ているんですけども、その段階で大体どれぐらいの予想される雨雲であるという流れがずっと出てきますので、九州全体とかを見られると、線状降水帯に近いとかそういうのも見れる、雨雲の状況だけですけども、それを見ながら判断していくことになるというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 大体わかったと思いますけども、次の質問になりますが、今回の九州北部の豪雨の被害を受け、線状降水帯という言葉が出ましたけども、特に町内においては山間部、3地区、4地区、5地区、土砂災害危険区域付近になりますから、住んでいる方からいろいろな、もしも町内にもそういったことが起きたら大変なことになるんだろうという心配の声も聞きますけども、8月の台風については、3、4、5地区に避難勧告が出たということでございます。被害についてはなかったのが本当ほっとしているんですけど、そういう地区の方から聞くんですけども、特に3地区のほうから聞くんですが、排水路の整備と砂防ダムについてのことを

お聞きいたします。

排水路の件ですけど、今、寺柱のほうの県のほうが作業しているんですか、土砂除去か工事か、そういうところの下のほうの排水路になるんですけども、担当課のほうも見に行ったと言うんですけども、排水の口が狭くて、要するに今工事している県のほうが、流れた大雨が吐き切らないじゃないかということがありました。要するに、雨があふれ出して付近のほうに浸水するんじゃないかということで、私も見に行ったんですけども、この排水路についていろいろ見てみると、先ほど言ったように口が小さい、あるいは隣に空き家があってその下通っていて、それも詰まっているんじゃないかなというようなことも聞いているんですけども、そういったことを工事するのに、それ相当の予算がかかるんじゃないか、あるいはまた別に迂回して流すんじゃないかということを心配されて、前公民館長さんからも3月に陳情があったんですけども、この件についてどうなのかちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） まず、陳情を受けている寺柱地区の排水路の整備について回答させていただきます。

本年3月、堀内議員と寺柱自治公民館長との連名で要望を受けまして、現地調査を実施しましたところ、現地は先ほどおっしゃられたとおり、一部人家の中や宅地通路の下が暗渠となっておりますので、隣接所有者の理解が得られないと、なかなか整備のほうが進んでいかないのかなと考えております。このことを受けまして、地元の協力を得ながら検討していきたいと考えております。

なお、砂防ダムについては、今現在、事業を実施しておりますけど、こちらのほうは県の砂防ダムということで、まず山からの土砂をとめて下の人家を守るという工事のほうを、今現在、実施しているところであります。

以上、回答いたします。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 排水路については陳情を行ったんですけども、これについては先ほど言いましたように、ちょっと予算的に、あるいは空き家というか地元の了解というか、隣の人の了解が要るかと思えますけども、それを通さなくて別に迂回して流すようなことはできないのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 現在、現地のほう見ましたけど、そこの一部については、家の裏のほうを通すということも計画として可能かとは考えてはいますが、どちらにいたしましても、土地の所有者という方がいらっしゃいますので、地元の協力がなくて計画のほうはでき上がっ

ていかないのかなと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 地元の理解がないとできないということでもありますので、徐々に進めていければいいかなと思っているんですけども、砂防ダムについては、尾崎谷川これについて以前、土砂があるということで除去してくださいということでお願いしたんですけども、これは県の管轄だということで都城土木事務所のほうに、今回、土砂を除去していただいたところがございます。

その上流の砂防ダムについても、土木事務所と一緒に地元の方と見に行ったんですが、平成16年ぐらいにダムをつくって、それがまた土砂が溜まっているという状況で、それが除去できないかということであったんですが、その上のほうがちょっと崩壊していて、泥、取るとそれが壊れてしまうんじゃないかということもありました。この付近については、以前、崩壊がちょっとあって、去年の台風16号についてはこの付近の林道の路肩が崩壊しました。この件については、また今回の補正のほうで工事ということをお願いして、本当感謝しているんですけども、砂防ダムについての、ちょっと崩壊しているところ、補修するようなことは考えられないのかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今、議員のほうからご質問ありました尾崎谷川上流域の砂防ダムの土砂の除去ということの質問かと思いますが、こちらの件につきましては、公民館長のほうからも陳情を受けておまして、ことしの7月ですけれども、県の北諸県農林振興局、こちらの担当部署のほうと現地検討会を実施させていただいたところがございます。結果的には、土砂の量が少ないこと、そして撤去した場合に山斜面の崩壊が広がる危険性が高いということを考慮しまして、現状が落ちつくまで経過観察をすべきだという判断をしたところでございます。

もちろん砂防につきましては、県単治山事業で行っておりますので、建設管理者は町になりますので、経過観察によりまして判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたように台風シーズンを迎えて、できるだけ被害が出ないように、また、北部豪雨の被害を伴ってほかの長田地区とかそっちのほうも何か心配の声があるかと思いますが、ぜひとも大きな被害が出ないように防災に努めていただければいいかと思っておりますので、よろしくお祈りしながら次の質問に入りたいと思います。

土地改良区（多面的機能支払）との行政との連絡ができないかをお聞きいたします。

町内には幾つかの土地改良区、それに伴って多面的支払制度の事業団があるんですけども、予

算については田畑の面積掛ける交付金を受けているんですが、昨年度におきましては台風16号ということで、被害が大小問わず多かったんじゃないかと思っております。

その中で樺山土地改良区、要するに多面的支払基金を取り崩しましては、その後、福留用水路に入りますけども、用水路の点検に行ったところでございますが、昨年の大規模な崩壊ということで、これは単独でできないということで県と協議しながら、町といろんな協議のもとで復旧させていただきました。通水が大体したということで、今年の田植えには間に合うようにということで復旧させていただいて、本当に改めてお礼を申し上げます。

その後、8月に年に1回の機能点検というのをやっているんですけども、樺山地域資源土地改良区としても、もう一度福留用水路のほうにちょっと出向いたんですが、その中の法面とかいろいろ大変しっかりコンクリート化していただいているんですが、その下のほうの用水路の水門があるんですが、その下の方がちょっとコンクリート化されていないというところがありまして、もうちょっと樺山のほうでも補修はできないことはないんですけども、多額な予算が要ということで、少しずつ補修しても、台風とか来たらもうすぐに壊れてしまうんじゃないだろうかということがありまして、いろいろ行政と相談しながら、まずは用水路の追加補修ができないかということをお願いしているんです。今後については、どうお考えかお願いいたします。これちょっと緊急性があるということをお願いしたいと思っておりますけども。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今の福留水路の追加補修という点についてご質問かと思えます。

この件につきましては、先日、樺山土地改良区の役員の方々と意見交換の場を持ったところでございます。現地に行きまして、まず福留水路ということで確認させていただきましたけども、現地では大規模な災害補修法なんですけども、山水そして沢水、こちらの排水先の河床部分が水圧によりましてえぐられているような状況であるというのを確認しました。それともう一つ、河床、川の床ですけども、その側壁の一部が崩壊しかかっているところを確認させていただいたところなんです。この件につきましても、先ほど申しましたとおり、樺山土地改良区の役員の方々と意見の場を持って、復旧に当たりましてはその対策、費用負担などについて、今後、話し合いをしてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今後、台風シーズンを迎えるに当たって緊急性を要するということですので、お互い連携しながら早目に対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の未舗装農道についての舗装についてお聞きいたしますけども、多面的支払交付金という制

度の中身をちょっと見てみますと、いろいろな事業について大きく2つに分かれているかと思いますが、農地維持支払交付金についての事業、あと資源向上支払交付金についての事業に分かれると思いますけども、その中の資源向上、要するに用水路の更新とか農道の補修とかそういうところについてお聞きしますけども、農道の補修については、土地改良区でも草を刈ったり、あと敷砂利、砂利を敷いて管理しているんですけども、この砂利を敷くに当たっても何年かするとまた草が生えてしまう、その繰り返しでまた敷砂利をしなきゃいけない、あと、砂利を敷いても草を刈るときに、これは逆に草刈り機の刃に当たって、ちょっと作業がしにくいというようなことも聞いたりいたします。

また、最近、農家の高齢化により農道の草を刈るのも大変だということで、自分の畦畔ぐらい刈れるんですけども、農道の管理まではちょっと大変だということが言われますけども、また、土地改良区としては、多面的支払としては舗装となると大変な予算がかかるかと思いますが、要するにそのために敷砂利をしているんですけども、そういったことも踏まえて少しずつ舗装しても、近年、大型機械化による農機具の機械化により、また少しずつ壊れるんじゃないかということもありますので、舗装については、行政のほうで少しずつ年次的に舗装ができないかということをお願いしているんです。それについてはいかがなものかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 未舗装農道の舗装についてということでございますが、今年5月から6月にかけてでございますけども、まず、農道の危険箇所点検ということを目的とした農道パトロールを、多面的機能交付金事業団体により実施したところでございます。報告の中では、早急な改善を必要とする報告が2カ所ありましたが、道路脇の雑草繁茂により道路幅が確認できない等の報告も多々あったところでございます。

未舗装農道の舗装につきましては、危険な農道の解消、農地の効率利用を図るための基盤整備のあり方、地域住民参加型の多面的機能交付金事業、この活用を含めて、舗装の必要性を行政と地域の方々との話し合いの中で、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先ほど言いましたように、ぜひ計画的に舗装のほうをお願いしたいと思います。要するに、草刈りが大変とかそういったこともありますので、農業の効率化を含めてよろしくをお願いしたいと思います。

次の上之藪池の関連についてお聞きいたしますが、これも再三、以前からお願いしているんですけども、地元の方からいろんな雑草とかアシですか、水草を取ってほしいとか、あるいは地元のほうも前向きに池を干して、水草を枯らせる除草剤をまいてもいいんじゃないかというこ

とで、除草剤については自分たちでできるので、薬代はそちらのほうで出してくださいというように聞いております。

また、地元としても、この池について利用がされていないということで、環境的に悪いということでございまして、どうにかせにゃいかんという意味もあるんですけど、話というかそういった気持ちもあるんですけど、なかなかこの池については話が進まないわけでございます。要するに、土地改良区と行政あるいは地元の話し合いが今後は必要になってくるんじゃないかと思えますけども、この池について今の現状どうするか、あるいはその現状を施した後の管理をどうするかについて、ちょっと連携ができないかということをお話しさせていただきたいと思えますけども、どういってお考えなのかちょっとお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今ご質問ありましたこの上之菌池の管理についてということで、これにつきましては、以前も一般質問でお答えしたところでございますが、今ありましたとおり、この池の活用のあり方として、行政のほうに何か考え方ないのかという意見もございましたけれども、この件については、先ほど堀内議員が言われたとおり、やはり地元の地域住民の方々、集落ですね、それとまた関係団体、もちろん土地改良区含めなんですけども、そういった方々とその池の利用のあり方等についても十分やはり話し合う場を持って協議していくべきだと。その中に、行政も入った中でやっていければ一番いいのかなというふうに思います。その話の場の中で、方向性を明確にした上でそれぞれの果たす役割、それを進めていけばいいのではないかというふうに考えております。

また、土地改良区のほうともこの件についても話をしましたところ、土地改良区のほうからもぜひそういった話の場を持っていただきたいというふうなことがございましたので、まず、第1回目のそういった話の場の持ち方については、うちのほうの主導でそういった機会を設けたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） この池については二、三年前から相談してきて、そのうちにどんどん水草が生えてきて、ちょっと今ひどい状態になっているということで、今回、話し合いの場を持つということでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひをしておきます。

次の質問になりますけども、町道の舗装ですけども、当初予算にあったかと思ひますが、2地区分館西側の川辺田線ですか、多分予算のほうに2,000万だったと思ひんですが、あったかと思ひますけども、その舗装工事を進めるべきじゃないかということでお聞きいたします。

この件については、ダンプ等の通行が多く、特に、ちょっと梅雨時期は終わったんですけども、雨の多い日は路肩に水が溜まって大変危険であるということを地元の方からもお話があります。また、この舗装については、前課長の時代から話が出てきているんじゃないかと思えますけども、一向に舗装ができないということで、何かちょっと理由があるのかなということでお聞きしますけども、できるだけ早く舗装ができないのかどうかをお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 当初予算にある2地区分館西の川辺田通り線の舗装工事を早く進めるべきではないかという質問について回答させていただきます。

川辺田通り線の舗装工事については、路盤改良のため掘削を5センチほど実施いたします。そうしますと、隣接農地が水田のために、掘削時に水が出てくることが予想されます。そのことにより路盤改良に支障を来すために、稲の刈り取り時期を考慮いたしまして、現在、入札準備中であります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 入札準備中ということで、大体、稲刈り終わって冬くらいにはちょっとできるのかどうかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 稲刈りで水が水田になくなった時期に床掘りを行いますので、年内には完成すると考えられます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 年内ですね、年度内じゃなくて。（「年内です」と呼ぶ者あり）ひとつよろしくお聞きいたします。

この支線については交差点がありまして、要するに五本松から小鷲巣線ですか、大鷲巣線ですか、あそこの交差点がちょっと交通事故が多いということで、標識とかそういったこともちょっと改善ができないのかなということがあれば、その点についてもちょっとできないかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 「止まれ」等の標識ということでよろしいでしょうか。標識については、交通安全協会等も含めまして各地区長の要望を受け付けて、その要望に基づいて警察署の管轄になりますので、まとめて要望活動をしておりますので、その都度その都度ということにいきませんが、交通安全の役員が2地区もいらっしゃいますし、それぞれお繋ぎしていただけていただければと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） とりあえず舗装のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、事故の内容もこちらのほうも取り組んでいかなければいけないかと思ひますが、次の質問になります。

鳥獣被害についてお聞きいたしますけども、町内においていろんな被害があるんじゃないかということで、最近の被害状況についてお聞きいたします。

農業者の皆さんから、イノシシの被害とかあるいはまた新たにアナグマとかそういったことが、被害まではないけども家畜の餌を漁るということをお聞きしておりますけども、そういったことについてお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、町内における被害状況というところで回答させていただきます。

平成28年度の被害による駆除申請件数については16件ございます。被害作物はワサビ、飼料作物、水稻、野菜類の3.5ヘクタールでございます。被害額は39万円となっております。鳥獣の分類についてでございますけれども、捕獲頭数はイノシシが83頭、カラスが31羽、ドバトが32羽、タヌキが20頭、アナグマが6頭でございます。猿による被害報告もありますけれども、捕獲できない状況となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） イノシシとかドバトとかカラスとかはよく聞くんですけども、アナグマについては被害はないのかちょっとお聞きいたします、わかれば。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） アナグマについても被害があつて、駆除の申請があつたということなんですけども、被害の内容につきましては、ハウス内の侵入なり、あと畜舎等への侵入、そこで飼料をかじるとかそういった被害報告を受けております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） アナグマについて調べてみると、北海道以外の日本全国に繁殖して、これも繁殖能力が高いということでもありますので、今のところ大きな被害はないんですけども、鳥獣防止計画を見ていると、アナグマについては5匹の捕獲計画数とか上がっております。ほかにはイノシシとかカラス、ドバトとかたくさん上がっているんですけども、要するに、こういった鳥獣に対して、いろいろな家畜に対しても被害というか、長年、蔓延ですか、口蹄疫ある



いは最近、鳥フルとか発生が頻繁に起こっておりますけども、そういった防止の対策になるかと思っておりますので、県のほうが電柵の予算を削ったりしておるんですけども、そういった農作物の被害と合わせて、家畜の被害もいろんな口蹄疫とかそういった病原菌の原因にもなるかと思っておりますので、そういったことも含めて、捕獲なりの猟友会に協力を得ながらそういったことをひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますけども。

今、宮城県のほうで全共が始まって、宮崎の方がちょっとすばらしい成績を上げつつありますが、ぜひ県のほうが3連覇を達成するように願っているところです。

三股町としては、ちょっと今回は残念でしたけれども、5年後の鹿児島県の大会についてはぜひまた、宮崎県のほうがぜひ出頭できるようにしていければいいかと思っておりますけども、こういった基本的なことを鳥獣被害とかそういった駆除についても、病気とかそういう家畜の被害が出ないようにすることが、家畜農家の生産意欲とかことを上げるためには必要かと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしながら今回の質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

-----  
○議長（池邊 美紀君） それでは、これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時40分休憩

-----  
午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 時間前でありますけれども、全員おそろいのようなので始めてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） 発言順位3番、福田新一、通告に基づいて質問していきたいと思っております。

先日、三股町都市計画マスタープランをいただきました。まちづくりの基本目標として「自立と協働で創る元気なまち三股」のあるべき姿が書かれていましたので、これがまちづくりの原点だと思い、手元資料の最初に入れました。本日、ともに意識を新たに、そして同じ境地に立って質疑応答を願うために1回読み上げたいと思っております。

自立と協働でつくる元気なまち三股

～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～

本町は、時代の大波の中にあって、いにしえから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、本町の持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれ、自立したまちを目指します。

また、田園や里山が醸し出すのどかさと都市的な利便性を合わせ持った環境のもとで、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、健康で心豊かにいきいきと働き、誰もが幸せを実感でき、住んで良かったと誇れるまちを築き上げていきます。

世の中は、現在目まぐるしく変わっております。予期せぬ出来事が多発する大変動期を迎えています。これを乗り切り、新しい社会を創出するため、模索が各領域で始まっているように思います。

1964年約50年前ですが、東京オリンピックのころの3C、カラーテレビ、クーラー、カー、いずれも頭文字のCをとって3Cと言っていましたけども、この3C登場の高度成長に対し、これからはIT技術に加わり、人工知能やロボットの進化、発達で人の職業までが変わっていきます。

自分で特にビックリしているのが携帯電話の普及です。今はスマートフォンですが、初めて自分で携帯電話を持ったのは十五、六年前です。誰がここまでの普及を想像したでしょうか。この分野は想像もつかないぐらい、さらに変わり方がスピードアップしていることは間違いありません。

そこで、こういった変化の状況を考慮して、本町の10年後を見据えるとき、今すべきことは何か。もちろん人口推移に伴う少子高齢化の到来を踏まえてですが、各質問項目を選出しました。まずは、本町基幹産業である農業の行方をどう導くのか、町長にお聞きいたします。

あとの質問は質問席から行いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の10年後を見据えたとき、今何をすべきかという御質問の第1項目でございますが、基幹産業である農業の行方はどうなのかということであります。

ことしの3月議会の一般質問で、この農業に関する私の所管を申し上げたところでありますが、繰り返しになりますけれども御理解いただきたいと思います。

農業は、本町の基幹産業で、農業の盛衰が本町の地域経済に大きな影響をもたらすことは、口蹄疫の惨禍の経験から火を見るより明らかであると認識いたしています。そのようなことから、農業振興、農家の所得向上は、町政の重要なテーマであります。ご案内のとおり、農業及び農村は、農業生産を通じた食料の供給により国民の生存を支えているだけでなく、二酸化炭素の吸収や水源の涵養などを通じて、環境の保持や国土の保全にも重要な役割を果たしています。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、国際化、地球温暖化など厳しい環境にあります。町としましては、JAを初め関係団体、機関と連携して、町内の農業、農家、農地を守り育てることが、地域の発展、活性化、生活の向上に繋がるとの観点から、鋭意農業振興に努めてまいります。

また、都城北諸管内は、国内でも有数の食料供給基地であり、畑地かんがい事業も計画的に推進しているところであり、より一層の農業振興を図り、所得向上を通じて農家の生活安定、そして地域の活性化に繋げていきたいというふうに考えています。

この第1項目の質問の中で、生産基盤の整備、農業後継者の育成の現状、これについての質問につきましては、担当の課長のほうから回答させていただきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 先にお願ひします、いいですか。先にちょっと、今町長の後、農業振興課の白尾課長のほうからあると思うんですけども、その前に今資料に入れました1枚目の表の中で、販売農家というのと自給的農家というのがあるんですけど、ここの線引きを先にちょっとお聞きしたいなと思って手を挙げました。お願ひします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 福田議員のほうからいただきました資料の中に、農林業センサスの表があります。農家数の推移、そして農地の耕作面積の推移ということでもありますけれども、この中で販売農家の位置づけなんです、これをまた分けると、専業農家、それと第1種兼業農家、それと第2種兼業農家、この3つに大きく分けられます。

そういった専業農家につきましての位置づけなんです、これにつきましては、世帯の中に兼業従事者が一人もいない農家のことをいいます。収益がもう農業一本であるというのを専業農家。対して兼業農家につきましては、農業所得のほうが兼業所得よりも多い農家のことを指しております。第2種兼業農家につきましては、兼業所得のほうが農業所得よりも多い農家のことを指しておるということです。

また、自給的農家についてなんですけども、こちらの位置づけにつきましては、経営耕地面積が30アール未満、かつ農産物販売金額は年間50万円未満の農家という位置づけになっております。

以上です。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。引き続き、町長おっしゃった詳細についてお願ひします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、生産基盤の整備、農業後継者の育成の現状について

回答させていただきます。

平成27年時の農林業センサスに見る本町の農家数の推移では、平成12年時に比べ農家数で496戸の減少であります。農家構成比で見ますと、専業農家が23.6%から32.7%に増加し、第1種兼業農家におきましては9.0%から4.7%に減少、第2種兼業農家が32.9%から20.2%に減少しております。つまり農業の専門化が進んでいることを示しており、それに伴う1経営体当たりの経営規模の拡大化が要求されているものと考えます。

経営規模の拡大に伴い、設備投資、労働力の確保、機械化、農地の確保、作業の効率化が求められるとともに、特に労働に関する部分では、休日、休暇制度や福利厚生の実現が求められるものと考えます。そのような観点から、兼業農家から専業農家への転換や専業農家の大型化、法人化が進むものと思われまます。

そこで、求められる生産基盤の一つである農地の問題について、人・農地プランに基づく農地利用計画の策定、農業の担い手を育てることが本町農業の将来像に必要と考えます。本町での取り組みでございますけれども、昨年度から農地中間管理機構事業を活用した三股町農地中間管理機構事業推進チームを立ち上げ、その中に農地基盤整備のあり方について、円滑に作業を進むべく作業部会を設けたところでございます。現在、中央地区の、人・農地プランに基づく、沖水川左岸の水田の基盤整備のあり方について進めているところでございます。

また、樺山地区、梶山地区の水田の基盤整備について相談を受けておりますので、人・農地プランに基づく準備を進めていく考えです。

また、地域担い手育成に関しましては、国の農業次世代人材投資事業、県の新規就農新事業等を活用した新規就農支援を、また農業委員会を通じての就農相談を行っております。今後は、地域農業のリーダーである認定農業者相互の意見交流の場を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。概要を今伺ったんですけども、もう一つ、私身近なところで感じるところの質問なんですけど、資料1ページの第1産業の状況というところに、「認定農業者を中心に経営規模が拡大しており、大型機械導入による効率化を図られている」とあります。そして、その下に、総農家と販売農家、自給的農家別農家数の表があるんですけども、今、課長のおっしゃった内容でいきますと、まずこの販売農家というのを大体大農家と捉えればいいですね。そして、自給的農家というのが、耕作数の30アール以下で、農作物でとれるのが50万円以下と、どちらにしても小さな農業ということですよ。

そういう意味で、これ表を見たときに、17年から27年が変わって、実際はこの裏にまた資料があったんですけども、実は農家の戸数というのは割合が減っている、変動率というのは

27年を17年で割った割合ですから、その変わりようがパーセントで出ていますが。要するに、農家の件数が減る割には面積が余り減ってない。87.99とか、農家は72.68まで変わったんだけどもってなると、要するに一つの農家が多く土地を耕作し出したということですよ。それにちょっと思ったのが、大型農業をしている人そのものは変わっていないんですけども、自分たちの自給でやっていた農家が、ああもうちょっと高齢でできんからつくってくれんかということで、どんどん大型農業やっている人をお願いしているという、それが結果的にこういうふうな値になったということではないんでしょうか。それは違いますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今、福田議員が言われた農家戸数の減少、それに伴う耕作面積、これの減少率、言われたとおり、そういった自給的農家もしくは先ほど言いました販売農家の中に第1種兼業農家、第2種兼業農家がいらっしゃいます。そのほかにも専業農家という表現もさせていただきますが、特にこの販売農家の農家数と耕作面積をその3つの区分に分けてみたときに、先ほど答弁しましたが、その構成比、年ごとの構成比を見たときに、やはり先ほどパーセントで言いましたけれども、専業農家におきましては、これ平成12年と平成27年で比較したときの数字なんですけども、平成12年の専業農家数構成比が、販売農家の構成比が23.6%です、27年には32.7%になっておると。また、第1種兼業農家におきましては、平成12年が9.0%だったのが、平成27年には4.7%になっている。第2種兼業農家については、32.9%から20.2%になっているということから考えますと、販売農家の中でもやはり専業農家、こちらの方々がいわゆる専業農家でやっていくということで、イコール認定農業者というふうにいってもいいのかなというふうに思います。

また一方、第1種兼業農家、第2種兼業農家、こちらのほうが農家構成比としては減っているということ、やはり背景としまして、昔、三ちゃん農業ということで、じいちゃん、ばあちゃん、そして奥さんがおられる、旦那さんはサラリーをとり勤めに行かれる、そういった中の農家形態というのは非常に多かったんですが、一世代の家族だとかそういった影響もありまして、そういった形態がまずなくなってきたというところです。そういった意味から第1種兼業、第2種兼業農家数が減ってきている。もちろん自給的農家数も減ってきているという背景の中に、そういったそれぞれが持っていた農地というものを、そういった専業農家のほうに集約していく、流動化していくという流れになっているのかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 非常になつかしい、三ちゃん農業という久しぶりに聞きましたけど、父ちゃん除いて、母ちゃん、じいちゃん、ばあちゃんなんですか、（「そうですか」と呼ぶ

者あり) それで私、今聞いて思ったんですけど、極端な言い方をすると、耕作地はどんどん増えたけども非常にまとまっていなくて。あちこち飛び飛びで一応面積だけをいっぱい稼いでいたけどもという状況もまだあるんじゃないかなと思います。その中に、整備がおくれているとか畦畔除去とか、そういう作業がおくれているんじゃないかなというのを思って、そこで実態どうなんでしょうかというのを聞いてみたかったです。

そこでもう一つ、次に行くんですけども、私質問の中に、拡大か縮小かバランスをどう考えるかというような言い方してしまったんですけども、これはあくまでも、今言いました專業農家主体にどんどん規模を大きくしていく方を、さあ行け、さあ行けと優先するのか、それとも自給的農家、自分で食う分は自分でという昔ながらの土地をやりながら、合理的に、そういった人たちを可能で、そしてまた非常に合理的になっていくと、そういうのは次において、まずは合理化というのを大型農業を中心にやっていくのか、そこら辺のバランスを聞こうと思った質疑内容だったんです。これについてはいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 拡大か縮小かというところで、拡大のほうが專業化への進む道、縮小というのは、先ほど言いました第1種、第2種、または自給的農家という形で捉えますと、気持ち的に私の個人的意見からすると、同じ農業という立場からは、その自給的農家も含め、やはり守っていかなければいけない部分あるんですが、経営的な視点から立った場合、そして町内にあるこの耕地という農地というところをどう生かしていくかという視点で考えると、どうしてもやはり專業化、そちらのほう、拡大という方向で、施策としては進めていかざるを得ないのかなというふうに思います。

その背景に、今、福田議員ご質問があったんですが、そういった自給的農家の方々がどんどん少なくなっていく、第1種、第2種農家がなくなっていくという中に、耕地が余っていくわけなんですけれども、そちらの有効活用という点では、どうしてもやはり基盤整備というのが、今後10年先といいますか、今後の農業をやっていく上では必要じゃないだろうかというふうに思っています。

それと、町長が言われたように、やはり国土保全という観点からも、そういった耕地の農地の管理をするという視点でも、そういった專業的な農家というのを生かしつつやっていかなければいけないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） よくわかりました。経営的にそしてまた耕地を生かしていくという、今の三股町の状況から、そちらを優先していくというのよくわかりました。

それでやはり、いずれにせよ基盤整備、畦畔除去というのは必要です。そして用水路確保、そしてブロックローテーション、いろんな問題が重なり合ってきますが、前議員のときも話が出ましたけども、やはり大事なのは地域の人との話し合いが一番大事になってくるんじゃないかと思えます。その上で、自治体がリーダーシップをとり、明確な説明、そして協力要請、周知徹底という運びです。この問題については、引き続きテーマとなっていきますので、時間のまた引き続き追っかけてみたいなと思っております。

極端な言い方をすると、本当に来年30年度からいろんな国からの生産調整もなくなったりしますと、背に腹はかえられないといいますが、所得優先で水取り合戦が始まったりと、それはあってはいけないことですが、そういった意味においても、本当に地域との話し合いがあつて、交通整理やって、行くぞというときにはぴしっとリーダーシップをとって指示していただきたいなと、そういうふうに思います。

次に移ります。包括連携協定締結の進捗状況を教えてください。

まず、6月定例会において回答いただいたのが、高専と考えていると言われたのが、採取したゴマの選別に要する労力削減、時間短縮及び精度の高い異物との選別技術の確立についてということでしたので、これについての進捗状況、今通告でお願いしていましたPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルマネジメントの手法にて分析していただいた結果を報告していただきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 包括連携協定締結後の進捗状況ということですが、御案内のとおり、28年度に南九州学園と都城工業高等専門学校と包括連携協定を、それぞれ締結をさせていただいたところがございます。まだ日は浅く、これから積み上げていくという部分もございませうけれども、現在の進捗状況について各担当課長から回答させます。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） ゴマの話でしたが、全般的な包括連携協定ということで、企画のほうも一応説明させていただきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今回、ばあっと大きく捉えるんじゃなくて、6月で出たゴマの選別、これについて突っ込んでみたいなと思っているもんですから、それで回答願いたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） それを踏まえて。農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） ゴマの選別機について、高専のほうとはまだ今進行形でございます。昨日、別の案件で高専の方が来られまして話をしたところでも、現

在は具体的な話ではなかったんですが、進行中というところでございました。具体的内容を聞いておりませんので、PDCAサイクルの中で、まだプランの段階ではないかなということでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 非常に何回も同じような質問をして同じような回答で、何かがつくとくるときあるんですけども、今回私も質問した以上、現地とといいますか、現場でいろいろ見て回ったんです。そしたらやはり、何がPDCAと私出したかという、どこで行き詰っているかというのをはつきりさせて、次の改善へ移らないと、毎回年に4回ある議会ごとに、今進行中ですとなってしまうんで、そこでこれ、今ゴマというのは非常に市場はあるんですよ。どこに壁があるかと言いますと、高専の方と一緒に先生とやりながら、1次、2次、3次というような感じで選別はうまくいっています。

ところが、次の問題というのが、例えばゴマの中で入ってくる砂とか石とかいうのは、例えば比重を利用して振り回して選別しますよ、そしてもっと小さいのはどうするかという、強力な磁石でもって磁性体があるやつを振り散らします。そして、次に出てきたのが、今度はゴマとそっくりな、例えばヒエの種とかそういう草の種が、どうやって分けようかというのが一つ問題があったみたいです。それはどうやったかという、誰でもそうですよね、私ブンリにいたんですけど、何かと何かを分けるというところには、その特徴と特徴の違うところを見つけなければいけないわけで、比重はどちら、そしたら次は重さ、重さは比重ですから、色と見たときに、色別判別というのやったみたいです。だから、ゴマの色とヒエの色との違いを見つけて、そこを矢でぴっと吹くようなそういう手法を取り入れたみたいですけども、それがなかなか要らんとこまで吹き飛ばしたりとか、非常に効率がうまくいかないというようにところに壁にぶつかっているみたいで、といって実情というのは、もうはよ生産もせないかん、とりあえずは、これはここまで、生産のほうに追われている。先生は先生方で、いろんな物件を持っているもんだから、優先はこっちじゃない、今進まんからこれでストップという、そのような状況にあるんです。

だから、そういうときに、せっかくこれを私たちも資料をもらったPDCAのサイクルというの、何をそれで要求しているかという、行き詰ったときの次の改善というのは何かなという、何でぶつかっているか、予算かそれとも技術か、技術だったら本当に今のメンバーでいいのか、これを得意としているところはないのか、そういった次から次へ展開していった改善させていって、ついにやったというところまで持っていけないかんので、これが非常にそういった意味では、本当白尾課長、大変だと思います。幅が広過ぎて、いろんなところに手を広げていらっしゃいますから、なかなか進まない状況ですけども、意外とそういうところに、みんなちょっとおんぶに



抱っこしている生産のともありますし、協定に一応手がけた高専も、それ幸いに日にちだけ過ぎていくという状況、ちょっと垣間見ることができました。これは、もう一つ何かメスが必要だなと思います。

続きまして、南九大だったプチベールの収穫時期の早期化実現に向けた栽培マニュアルの確立、プチベール栽培の水田利用の確立、これについてはちょっと時間かかるということですよ、きっと。だから、一応計画的にこれも進んでいるということですけども報告願います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） プチベールの件につきましては、現在、南九州大学の専門の先生の方々と連携して進めておりますけれども、大まかには、まず今プチベール栽培される方々が町内に7軒ございます。その方々と先日、大学の先生と行政のほうと意見交換の場を持たせていただきました。

その目的なんですけども、まず今栽培されている方々、これの方々が、その栽培に関してどういった課題、問題等を持っていらっしゃるんですかと、まずそれを出していきましようというところがございます。流通販売のほうが確立されておりますので、これをいかに農家収益として上げていくのか、これまた農家数をどういうふうに広げていくのか、そういった点も含めて、意見の交換の場を持たせていただいたところです。

そういった中で、意見の集約をしまして、解決すべき課題について、今後行政、大学、農家の果たす役割をそれぞれ計画して進めていきたいなど。できれば、来年度に向けて事業を予算化して、産官学連携で進めていきたいと。現在はその課題を出していただきましたので、それを今大学側とあと行政側とまとめて、それをどういうふうな解決に持っていくのか、そういう今取り組みをしているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） そうですね、何か数値的な目標なんか立ててやるといいかもわかりません。数値というのは、例えば時期的な数値とか、いろんなそういう目標というのを数値で出したほうが、いろいろそういうのが比較できるかもわからないなと思います。よろしく願います。

次に行きます。これも同じく6月定例会でドローン導入ということで、新分野設立いかがですかと質問しましたところ、本町においては、民間へ業務委託という形をとりたいということをお返事いただきました。そこで、やはり10年先を見据えるとき、ドローン普及への環境づくりは必須だと確信します。そこで、民間へ行政から活発な導入案内等そういうことはできないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 積極的に、このドローンというところの多機能的なところでの活用というところが、我々いろんな情報の中知っているんですが、それを行政としてどういうふうに応用といいますか、利用していくのかというところがまだ見えていないというところがあります。やはり、その辺の目的意識を持ったところで、どういうふうな活用方法があるのか、そういったところをまずやっていかなければいけないというふうに考えていますが。

一つ事例といいますか、先日長田地区のほうでドローンを活用した農薬散布の実演会がございましたので、その辺を踏まえて話をさせていただきたいと思います。

まず、ドローンは多目的活用方法がありますと。農業分野では農薬散布、あと災害時の被害状況の確認、あと作物調査等の活用等が農業分野のほうからは考えられますと。先日、長田地区でドローンによる農薬散布の実演があり、参加したところでございます。実際見てみますと、小音で低空散布等のドローンの機能を生かした散布状況でございました。

そのとき実演された業者さんに話を聞いたんですが、ドローンの機能というのは年々進化しているという中で、現世代のドローンについては、非常に民間のニーズに対応した操作性すぐれているということです。その中で、操作する人材育成が一番今重要ではないかという御意見をいただきました。

情報としまして、そういったまず人材育成という話も聞いたんですけども、そういったドローンの整備に当たって、農業分野において事業として、県、国ないのかというところでちょっと調べていたんですが、県の方の考えなんですけども、現時点ではこれをまだ農業機械として位置づけをしていないというところでした。農薬の散布機能としては、農薬の散布効果が実証されていない。そういったところから整備に対する事業は、今のところはないという回答でございましたけれども、ただし、県のほうも今後は前向きにそういった農業機械として検討をしたいという回答を得たところでございますということです。

先ほど言いましたけれども、まずはドローンの購入というところの目的意識もなんですけども、それを操作する人材の育成、これがまず第一なのかなと考えます。その人材をどこに求めるのか。職員でそういった資格を取るのか、もしくは民間のほうにそういったものを求めていくのか、そういったところを十分また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 季節柄、先日私、2回にわたって町内一斉無人ヘリによる田んぼの空中防除に行きました。無人ヘリ8機を使って、8機ですよ、町内で。8機を使って、朝5時半から各地区に分散して実施されました。1機にオペレーターを初め4人セットで行動します。

1日、これ希望者だけですけれど、1日で町内散布希望者の田んぼを終えますが、広い地域ではいいんですけども、民家の中や電線、建物等の障害物のあるところでの散布は融通がききません。幾らうちの田んぼを振ってくれと札が立っていても、隣で洗濯物が干してあったら振れない、車がとめてあったら振れない。また、隣にうちは振らんでいいという田んぼがあったときも非常に難しい問題があります。言いたいのは、融通が非常にこの無人ヘリではまだきかない。

航空防除に限らず、小回りのきくドローンというのは活用が非常にいいなど。今さらドローンのメリットというのはもう述べません。それこそ、白尾課長が今言われたように、自分で見られて、ああこの違いか、まずはその音の小ささ、安全さ、それがまずメリット。デメリットはまだいろいろ容量的なものがあるかもわかりませんが、恐らくこれは、そのうち本町の導入をぜひ尽力いただいて、今おっしゃるように、役場でとるというよりも民間でとる、そこはいろいろ話し合いされてもらって結構だと思いますけども、いずれはもうドローンの時代というのは来るのは目に見えていると思います。

そういうところはやはりそういった捉え方をして、前向きに回転するように。今最初に言われたのは、やはり免許を取る人材というのを一番先に検討されるとおっしゃったんで、それはまたいろいろ。例えば、きっと白尾課長も案として持っていらっしゃると思いますけれども、無人ヘリの免許取っている人とか、いろいろそういうまたちょっと免除もあるんじゃないですかね、ああいう人たちの。農薬というの、またそういった知識もあるでしょうし、生かしてほしいなと思います。

ちょっと、一言意思表示をしてほしいと思ったんですけども、恐らく町長を初め、白尾課長、前向きに取り組んでいってほしいと、そういう気持ちになっていらっしゃると思いますのでぜひお願いします。

基盤整備もさっき出たんですけども、やはり基盤整備とかいうのは時間どおりには、なかなか理想どおり進まないような気がします。耕作においても、やっぱり今回このような融通のきく、さっき農機具とおっしゃったんですけども、これは融通のきく農機具というのは必要にされてくると思います。

今回の一般質問の最初に言いましたとおり、10年後を見据えるとき、今すべきことは何かということ、この観点でいろいろ捉えたときに、やはりドローンとかいうのは必要になってくるんじゃないかと思います。

私は、ドローンによる農薬散布を見ていないんですけども、疑似農薬散布みたいなのをちょっと見る機会がありました。それは本当に本体が8キロです。プロペラ広げて2メートルちょっとです。それで簡単に軽トラックに乗せることができます。ですから、本当に今後必要になってくる農機具、融通のきく農機具、農薬散布だけではなくて、いろんな意味で活用されてくる農機具

だと思えます。そういった意味で、ぜひこのドローンというのは、あちこちニュースでも見ますよね。各いろんなところでそういう、ましてや三股は山も豊富ですから、山の観察、そして間伐するところの検討、その写真撮影、いろんなものに生かせると思えます。

次に行きます。次は、子供の健全な成長に必要な教育環境づくりをどう行うか。家庭環境を初め、道徳を重んじた三股町特色ある子供の教育環境づくりを推進すべきだと思います。学力の悩み、人間の基礎づくりだと思います。教育長、どう思われます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 子供の健全な成長に必要な教育環境づくりについては、幼児期から取り組んでいくことが重要であるというふうに考えておるところであります。

6月議会でも述べさせていただいておりますが、本町では平成22年に児童生徒みずからが考え作成しました、三股町児童生徒憲章を幼稚園、保育園でも取り入れることで、町内の子供たちを連続した15年間で捉え、育むことができるものというふうに考えております。

また、平成27年度には三股町アプローチプログラム・スタートカリキュラムを作成しまして、学校教育で目指す生きる力の基礎となる生活習慣を身につける、また人とかかわる力を育む、また豊かな関心と意欲を育むという3つの視点を取り入れ、子供たちの育ちを大切にしながら、見通しを持った教育、保育が進められるよう取り組んでまいりました。

さらに、平成29年度から2年間、幼保小連携・接続推進に係る県の指定を受けておるところであります。この事業では、保育士と教員相互の交流や研修、幼児、児童の交流、合同学習活動や体験活動等を実施しております。職員の合同研修につきましては、ことし7月に文部科学省より幼児教育調査官を招聘いたしまして講演会を行っております。

さらに、子供たちの健全な成長のためには、家庭や地域の教育力も必要不可欠であることから、保護者や地域の方々を対象とした講演会も、今後開催する予定であります。本町の子供たちのために、家庭、地域総ぐるみの取り組みを推進しながら、就学前教育と学校教育の一層の連携・接続を図ってまいり所存でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、教育長の話の中で、私、今ここで話ししようと思っていることが一つの事例になるかなと思うんですけども、今、紹介することというのは、皆さん全員でさっき一番最初に申し上げた、「自立と協働で創る元気なまち三股」というその境地に立ったとき、これは今まだ見つからないんですけども、こういう事例なんですよ。こういう事例で子供たち教育環境、そういった特色ある教育の環境づくりというのは、何かあらへんですかねというのをテーマで投げるような気持ちで紹介したいと思えます。

この心の育成ということですが、学校、家庭、地域どう繋がっていくか、関わっていくか。全く本当に一つの事例なんですけども、今年の三股小学校入学式のことです。校長先生が、今日の主役は新1年生だと、式場に入場する前から廊下に並んだ1年生に大きな声で「おはよう」と緊張を解き、にこにこ顔にする。来賓への挨拶は後回しで結構、まずは主役への訴え。そしていよいよ入学式始まりました。「とっても大事なことを皆さんに3つ言います。覚えられるかな。1つはこれです」と言って半紙に大きく書かれた文字を掲げられました。今の1年生は字が読めるんです。「これです、読めるかな」と言われましたら、新1年生が「命」と言うんです。「そうです、命です。人間にたった一つしかありません。一番大事なものです。2番目に大事なものはこれです、読めるかな」出されました。「挨拶」、「そうです、挨拶です。おはよう、こんばんは、ごめんなさい、ちゃんと挨拶をしましょう。そして最後の3つ目は思いやりです。友達を大切にしましょう」。

そして、父兄来賓への挨拶を終え、校長は最後の念押しです。「3つの大事なことを覚えていますか、1つ目は」とまた聞かれるんですね。そしたら、みんなちゃんと覚えていて「一番最初に命、次、挨拶、思いやり」って答えるんです。こういった徹底して体得させることが全ての基礎だなど、私はその場において確信しました。本当に、一校長先生の事例で恐縮なんですけども、学力向上の前に人間としてのベースづくりが何か考えられませんか。大事じゃないかなと思います。

今回いただいた都市計画マスタープランの中に、まちづくりの考え方の要となる3つの言葉というのがありまして、「続く」「繋がる」「積み上げる」でした。つが3つ並ぶからこれも続いているんでしょうけど、続く、繋がる、積み上げるでした。この校長先生の一環した教えは続きます。

先日、8月の24日でしたか、ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業解団式が行われました。たまたま、また隣に三股小学校の校長先生が座られまして、2学期の始業式で思いやりについて、もう一歩入り込んだ話をする予定だと言われました。何かといいますと、中国の孔子の先生に、思いやりとはどういうことですかと尋ねて、孔子の先生とおっしゃるんですけども、先生に「思いやりとはどういうことですか」と尋ねたら、孔子の先生は「自分がされたくないことを人にしてはいけません」と答えられました。これを子供たちに紹介したいとおっしゃいました。

そこで、私も福田なんですけども、福田は始業式の朝、近所の3年生と4年生の子に、「今日は校長先生が始業式で大事な話をされると聞いているから、しっかり聞いてきて私に教えてよ」と伝えました。そしたら、学校帰りに2人でうちに寄って、「あのね、中国の孔子という先生がいらっしゃるんだって。その先生に思いやりとは何ですかと聞いたら」ということで、校長先生のおっしゃっていた、「自分でされたくないことは人にはしてはいけません」ということを正しく教えてくれました。子供から大人まで、そして学校と地域が繋がるんです。

何が言いたいかといいますと、子供から大人へそしてまた地域、そしてまたそれぞれの分野で、あらゆる取り組みが活発になる火種、この火種を自らその気になってまきましょとそんな気がするんです。

「あんたはそれ一般質問で何が言いたいんとや」と言われるかもわかりませんが、言いたいのはそういうこと。私たちからそういったつながる、そして地域でまた子供に話しかける、ほんじゃったか、そうじゃったか、そういったつながりの火種をみんなでまこうじゃありませかと訴えたいんです。その具体的な手法というのは、本当に本町独特のものが何かないかなと思うんですけれども。

本当にそれこそ原点に戻りたいんですけれども、ここに最初読みましたとおり、「本町の持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれ、自立したまちを目指します。」これを読み込んで何かできないかと。もう一回言いますが、本当に真剣にやれば知恵が出ます。

「信ずれば成り、憂えれば崩れる」という言葉があります。そういったとこで、みんなで本当に考えていきたい。

もう一つ事例をちょっと話しますと、これは一つの例なんですけれども、「あはあ、そういう考えもあるんだな」というので紹介したいと思います。小学校のベテラン先生が自分の私の息子が小学校に入学したばかりのころ、「成績がよくなる方法を教えてやろうか」と言われるんです。

「それはもうぜひ教えてください」と言いましたら、「晩酌しながらでもいいから、毎日、今日は先生が何を教えられたよ、今日は先生が何をいっかつしゃったよ、毎日聞きなさい。そして子供が教え出したら、自分は他のことをしていてもいいから、へえーへえーと大きくなずいて聞きなさい。子供はまた明日も聞かれる、明日も聞かれるという気持ちから、授業中に真剣に先生の話聞くようになるよ。1年たったら雲泥の差がつくんだよ、これが」と、なるほどなと思いました。極端に言うと、テレビ観戦しながらも、一言「今日何いっかつしゃったかよ」と言って、「あんねえ」と言うと、「へえー、ほおー」とうなずいておけば、子供はまた明日も、また父ちゃんが聞くけん聞かせないかんと思って、真剣に授業中に先生の目を見るというんです。そういった事例もありました。

だから何か、そういったヒントに何かできないもんかなと思うんですけれども、皆さんぜひ考えてください。あー、こういうこと、じゃあ三股町でこういうこと始めたらできるよというものもあるかもわかりません。

続いて、短歌で本町の特徴をとということに移るんですけれども。

夏休み前に、本町6つの各小学校に係の人と、各校長先生に短歌の案内をしてまいりました。文部科学省後援のしきなみ子供短歌コンクールです。どこの小学校も非常に協力的で、選ばれた作品の一部を手元の資料に入れました。飾らない素直な気持ちを五・七・五・七・七に読む。こ

れ2ページにつけていますけども、これは、しきなみ子供短歌賞・文部科学大臣賞で、これ、中学年の部、高学年の部、低学年の部とあるんですけども。

今年、これ三股小学校、西小、梶山、長田、宮村、全部校長先生に配付してしまして、もう早いところは何十通か、係のところ集まってきているようです。これを、それこそ文部科学省後援のしきなみ子供短歌コンクールに出して、その中から、意外と三股町から何人か選ばれることを非常に期待しております。

私は、社会に出て何を行うんでも、一番大事なものはこれだと思っているものがあります。それは、「報告・連絡・相談」、「ほう・れん・そう」。本当にこれは、これさえちゃんとやっとならば、仕事のミスもないし成功もするんですけども、これを怠ったばかりに、何かやらかしてしまう。正直言いまして、例えば、ミスったときの始末書、最終的には必ず、「ほう・れん・そう」、もう一つ、うちには「確認」というのがありましたけど、「ほう・れん・そう・確認」これを徹底してやるべきでしたというのが、大体終わりの文句にはついてきたんですけども。

そういった意味では、この短歌というのが、「いつ・誰が・どこで・どうした」、これを五・七・五・七・七で書いて、そして「どうだった」、これを入れてつくるという、この訓練は非常にその社会に出てからも、いろんな意味で報告する上でのポイント、訓練になるんじゃないかなとそういう気はしております。

そしてまた何と、そういうことを考えていると、ふっと目の前にあらわれてくるのが不思議だと思うんですけども、先日新聞で、若山牧水・短歌甲子園というのが日向であるんです。これが新聞の一面に出ていました。資料につけましたけども、3ページです。

「豊かな感性ぶつけ合う」、これが、日向で若山牧水の短歌甲子園というところで、こういうタイトルでやっています。この審査員の一人に、私は余り詳しく知りませんでしたけども、俵万智という、「サラダ記念日」というのをうたった歌人という人も、この審査員の一人に入ってます。そして、今度は9月3日です。これみてですね。

また、それ見ていましたら、今度は何と本町でも、三股町でも歌詠み会というのがあるんです。三股町文化の祭典というものの中で、歌詠み会というのがあるんです。これは、2ページにつけましたけども、この内容で見ると、かっぱが出てきたり、三股のめがね橋が出てきたり、永良部島というのは、きっと研修で行った子供がうたった歌だと思います。校庭のケヤキ、三股小ですよ。大太鼓とかで宮村小、運動会が出てきたり、そういった子供たちの作品やらにも、何と三股町にはちゃんとしたそのベースがあったんだと思って。

だったら、ここでもう一回、今1つ目が、いいですか、1つ目が、各小学校の校長先生たちがその気になられています。そして今後どんどん、今9月末までが締め切りですから、恐らく何百通と集まってくると思います。そして、今度第2弾、何と日向に高校の甲子園がある、短歌の甲

子園がある。そして、3つ目には何と、三股町にもちゃんとあったんだ、このベースがあったんだと知るときに、今それこそテレビでも、プレ（「プレバト」と呼ぶ者あり）「プレバト」。プレバトという非常におもしろい、夏井いつき先生が凡人の作品をちょっと添削して、名人の作にしていくという劇的な添削が非常に話題になっていますけども、やはりその短歌でも今有名になっている、皆さん非常に興味あるところです。

ですから、せっかくですから本町も、さっき言いました3段ロケットじゃないですけども、ワン・ツー・スリーで、1つ、各小学校やり出しましたよ。2つ、何と日向にも甲子園がありますよ。3つ、三股町にもあったんですよというところで。

本町も年1回の祭典に満足することなく、さらに何かプラスして、若山牧水ゆかりの地・日向に劣らぬ、文教のまちイコール豊かな感性育むまち三股というところで、いろいろ機会の場を設けていってはいかかでしょう、教育長。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） ありがとうございます。三股町も歌詠み会を一応やってはおりますので、これにまた新たなものということについて、また検討させていただきたいと思っておりますが。

先ほど、福田議員がおっしゃった、小学校6年生の家庭科の様子の中で、父ちゃんが子供に、「きょう何の勉強したかよ。どげんだったかよ」と聞くという家庭での団らんの場の雰囲気をおっしゃいましたけど。

本町の、この文教三股の町民への啓発の一つ、一環として、10月の第3、4ですか、「文教みまたフェスティバル」というのを、今年で4回目になろうと思っています。この「文教みまたフェスティバル」というのは、それぞれの学校がいろんなことで、いろんなジャンルで発表するんですけども、内容は町民の啓発向けです、目的は。

その中の一つに、文教みまたのわかりやすく、何を言っているのか、何をやりたいのかということで、三股の「み」をとって、一番目の「み」は、「みんなで語ろう、家庭の中で団らんの中で、ぜひ語ってください、コミュニケーション深めてください」というのを一番目に掲げております。

三股の「ま」は、「真心で挨拶を」ということで、町民の方々も一緒に、子供たちにあるいは子供たちからも、みんなで挨拶を交わしましょう。

そして三股の「た」は、「大切に時間を」ということで、わかりやすくこの3点に絞って、「時間を」というのは、時間でいろんな決まりとかを含めて、規範意識を含めてわかりやすく、この3つを年に1回町民と一緒にそういう啓発をさせましょう、文教みまたの機運を高めましょうというのをつくっているところでございます。



これにつながるかどうかはわかりませんが、三股らしさというのをそこで、一応フェスティバルとして、町民一斉になってそういう機運を高めましょうというイベントをやっておりますので、ぜひまた、歌詠み会は冬ですけども、そういう文教みまたを啓発する事業というのを三股らしさというふうに捉えていただけると、非常にありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。大きく期待していきたいと思います。

続きまして、本町の人口推移を見ると、人口は増えていきますが、若い層より年配層がふえていく。本町10年後を見据えるとき、例外なく本町も少子高齢化が到来します。

介護職員人手不足に対し、施設経営者としては、海外から、例えばベトナム、インドネシア、中国などからの補充も頭の中にあるようです。介護職員の人手不足に対し、介護職のイメージアップをどう図るかなど、何か秘策はありますか。

ちょっと私、4ページの資料に、宮日の7月9日に出た県からの内容がありますので、そこをちょっと先に読みましょうか。

タイトルが、「介護職へ関心高める」、「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業。

介護職のイメージアップを 「『みやざき・ひなたの介護』情報発信事業」（事業費1,100万円）は、介護施設で働く若手職員の姿や利用者の声を伝えるテレビ番組の制作を民間業者に委託する。

県の推計では、2025年には3人に1人が65歳以上の高齢者となる。一方、厚生労働省によると、介護職員の充足率は17年の92.4%から、25年には82.6%まで下がる見通し。県長寿介護課は「介護職へのきつい、汚いなどマイナスイメージをなくすことが課題」ととらえる。

委託する業者を7月中に決定。番組は親子そろって視聴できる時間に放送し、介護職への理解や関心を高めてもらう。放送内容を配信するホームページも開設するほか、DVDを500枚作り、小中学校にも配布する。同課の松浦つくし主事は「若いうちから介護現場に魅力を感じ、将来介護の仕事に携わろうと思う人を増やしていきたい」と話している。

という記事が出ていましたので、そこに出しました。

これについては、齊藤課長、いかが捉えられましたか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この介護職の不足問題に対して、介護職のイメージアップをどう図るかというご質問でございますが、約800万人と言われる団塊の世代が、75歳を迎えるのが2025年ということで、「2025年問題」というふうに捉えられておりますけれども、現在、

約1,691万人の75歳以上の後期高齢者が、2025年には2,180万人にふえると。総人口に占める割合も、13.3%から17.8%にふえるというふうに見込まれているところでございます。

本町におきましても、75歳以上の後期高齢者が、2020年、3年後ですが3,677人、2025年には4,276人にふえると推計されております。

高齢者人口の増加に伴いまして、介護を必要とする人も増えていきます。一方、介護職員も増えていきますが、高齢者人口の増加により介護職員はさらに必要になると考えられます。

高齢化社会を支える上で、介護の現場で働く人の重要性は増すばかりでありますけれども、介護の仕事は大変というイメージが強いためか、介護職員の深刻な人材不足が予測されております。しかし、実際の高齢者はさまざまな経験をされ、多様な能力を培われてきた方や、バイタリティーの高い方も多く、地域で活躍されている方も大勢いらっしゃいます。

そこで、町と社会福祉協議会では、そのような高齢者のありのままを伝え、高齢者が増えることをポジティブに、積極的に感じる町民が一人でも増えることを目指して、全世代が高齢者を通じてつながるようなフリーペーパーの作成を現在計画しております。

具体的には、担当課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 介護職員の不足問題に対し、介護職のイメージアップを図るためのフリーペーパーの発行についてお答えいたします。

社会福祉協議会では、地域包括支援センター等と協力し、本年度中に多様な世代への新たな介護分野の見える化を目的とした記事を掲載しました、フリーペーパーを発行する予定でございます。その中で、三股町の介護の現場を支える介護士に焦点を当てた、三股介護男子のページを設け、介護者の人材確保に向けたイメージアップにつなげてまいりたいと考えております。介護の日常を写真で掲載し、介護を新しい科学であり、とてもクリエイティブな仕事であることを伝えていきます。

介護の現場に従事する人のうち、約8割が女性となっております。だからこそ、男性が快活に働いている姿を発信することは、介護に関する既成概念や、印象、評価を変えるきっかけになると思います。

介護の現状をさまざまな角度から捉え、介護の未来を考えるための新しいヒントやアイデアの提言に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 介護職というのが、いまいち人気がないという理由は何だと思わ

れます。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 先ほど、新聞記事を読んでいただきましたけれども、それにも書いてありますように、やっぱり介護職へのきついというような、大変さというのがイメージがあるのかなと思います。あと、労働条件等もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 生の声を教えます。大体、3Kとかそんな言うんですけど、実際は、介護職というのは、給料が安い。そして、それを知っていて親が勧めない、これがどうも現実です。それは、私の考えかも知れませんが、そのイメージを壊すためにという、それが一番の目的みたいですが、県の今回やるというのは、その、こういう仕事だよと、魅力ある仕事だよという前に、まず一歩踏み出せるような、何かそこからのスタートですよというようなことをおっしゃっていましたが。

私は、ある介護施設を、若い人ですけども経営されている人とずっと話ししていたら、「どうしても人気悪いんですよ、何ですかね」と聞いたら、やっぱりそう言われるんです。本音は、給料が安いと。看護師までいいらしいですわ。介護士となると、やっぱり何か一つこう給料がぼんと下がると。それで、親もそれを知っているもんだから、きつい上に収入があんまりよくないとなると、じゃあやっぱり親も勧めないと、そういうのが現実のようです。

ただ、そういう中に今、齊藤課長がおっしゃったように、何か新しいヒントはと思うときに、実は、鹿児島にこの前行きまして、鹿児島の介護実習普及センターというところがあって、大きいところだったんですけども、そこでいろんな介護の用具があるんです。本当言いますと、ここに私が行ったのは何の理由だったかと言いますと、精米所で、米を30キロあるのを持つときの、簡単に持てる介護ロボットをうまく利用して持てないかなということで、ちょっと調査行ったんですけども。

その介護ロボットという意味からすると、患者を、寝ている人を起こしたりとか抱えたりするときに、まず腰をやりますので。そういった負担をなくす、軽減するために、本当、自分でちょっとその介護ロボットみたいなのを、自分でつけるわけですけども、つけてしゃがんで持とうとする。実習はブロックみたいなのを持とうとするんです。持って自分の関節を生かしながら、さあ腰に力を入れるぞというときにスイッチが入って、それでぴゅーっと上がるんです。だから間違いなく腰への負担は軽減されるという、そういった装置だったんです。

ですから、今あったように、新しいそういうものを導入して、さすが三股町だな、やっぱり将来的に高齢化というのを予期して、だてに人口がふえている都市じゃないわ、先取りしたなと思

うぐらいに、そういった介護ロボットの導入についてのいろんな助成といいますか、そういうふうな考えも取り入れていったらいいんじゃないかと思えますけれども、いいでしょうか、どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 介護ロボットという提案につきましてですが、ちょっと今のところは、介護ロボットということは考えてはなかったんですけども、そういう提案がありましたので、考えてみたいと思います。

今のところは、今現在としては、こういうふうにしていきますということは、お答えできませんが、考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 宮崎医科大には、しょっちゅうそういうものの設置に来ているみたいです。私はさっき言ったように、町長のほうにも、精米所で米を運ぶ実演をしますからねと、ずっと話はしていたんですけども。ただ、精米所で使うには、ちょっとまだ合わないなと思いました。

ただ、介護そのものについては非常に有効な、それこそ10年先を見てというときには、ブランド化じゃないですけども、そういうのがあると一つの引きつけるといいますか、そういうのが絶対必要だなと思いました。

話それですけども、今おすし屋なんかに行っても、「いらっしゃいませ」とロボットが挨拶するんです。そして、「何人で来ましたか」と言って、見ていたんです、そしたら「何人です。テーブルですか、それともカウンターですか」というのを、70ぐらいのおじちゃんが一人で来られたからどうかなと思っていたら、行ってそのロボットにちゃんと言われたとおりにボタンを押してますわ。それで、にこっとなって頭をなでるんです。だからもう絶対にそういう時代に来ますよ。本当そう思いました。

だから、そういった意味でも、やっぱりそういう介護ロボットなんかも、介護ロボットというのは、そういうもの、ただ自分でつけてやるというぐらいの僕は実習をただけだったんですけども、進んでくると思います。

手元の5、6、7、8ページの資料ですけども、これは、何でこれをつけたかと言いますと、実は三股町において介護施設の実情を自分で知らなくて、今回それこそ福祉課の齊藤課長にお願いしてつくってもらったんです。身内でいろんな問題が出て、身内の問題でこのような情報の必要性に迫られてのお願いでした。いろんなところで、周知徹底するべき内容だと思いましたので添付した次第です。

次に、最後ですけれども、後期基本計画において「児童施設の充実」とありますが、1年半過ぎましたけれども、経過報告をお願いします。

それで、同じく資料を添付しましたので、4ページです。一番下の「子育て世帯に安心を」、これもちょっと読みます。

子育て世帯に安心を、放課後児童クラブ事業。

共働きやひとり親家庭の小学生を受け入れる放課後児童クラブ。女性の社会進出に伴い、需要が高まる中、子どもたちの対応に当たる「放課後児童支援員」の処遇改善やスキルアップに力を入れる。事業費として6億2,600万円を計上した。

小学3年生以下だった児童クラブの利用対象者は2015年、小学6年以下に拡大。待機児童数の増加に伴い、クラブ数は231カ所と前年度から14カ所増えた。

より多くの児童支援員が今後必要とされるため、待遇を改善することで人材確保を狙う。

具体的には、クラブを運営する市町村を通じ、経験年数や実績に応じて給与に上乘せする費用を一部補助する。

スキルアップでは、発達障害児への接し方、虐待が疑われる場合の対応などの研修を定期的に行う。県子ども政策課の今村一朗主幹は「市町村と連携し、子どもたちを安心して任せられる環境づくりに取り組む」と話す。

という記事が、これも7月29日、つい最近ですけれども出ておりました。

齊藤課長どうですか、この話。これについて、三股町もこういうふうにならしているんですよという事例がありましたら、紹介いただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 回答でよろしいでしょうか。質問の回答として答えていいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） はい、どうぞ。

○福祉課長（齊藤 美和君） 後期基本計画の「児童施設の充実」について、1年半の計画をご報告いたします。

児童施設の充実につきましては、放課後児童施設について、施設の統廃合及び施設整備、学校の余裕教室の利用など十分に検討し、安全面・利便性に配慮した、利用者側に立った体制の整備に努めるという方針に基づき、事業を行ってまいりました。

放課後児童クラブは、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、児童館や小学校の空き教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、家庭や地域等との連携のもと、健全な育成を図ることを目的として実施しております。

1年半の経過につきましては、平成29年度に上米児童クラブを2地区交流プラザに統合し、

新たに三股西小第1児童クラブとして、2つの支援室を設置いたしました。また、長田児童館の老朽化と児童の安全性の確保のため、今年度より長田小学校の家庭科室を利用し、長田児童クラブを実施しているところでございます。

現在、放課後児童クラブは13カ所で実施しており、登録児童数は493名で、今のところ待機児童はおりません。

今後も、希望する児童が利用できるように、学校の空き教室の利用を検討するなど、充実を図ってまいりたいと考えております。

児童館につきましては、児童に遊びの場を提供し、その遊びを通して情操や児童の感性を育み、健康の増進、社会性の発達など心豊かな人間性の基礎が培われることを目的に設置しております。

現在、児童館は10カ所あります。核家族の進展など、子供を取り巻く生活環境が大きく変化する中で、放課後児童クラブのニーズはふえていくと考えております。

今後も、先進地での事例を参考にしながら、関係機関とも十分協議を重ね、放課後児童対策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、話の中で出てきました上米児童館というのも出てきたんですけど、上米児童館というのがなくなったときに、そこに行っていた子供たちというのは、全員交流プラザのほうに行ったんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 児童クラブの登録の子供たちは、2地区交流プラザのほうに行っております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 交流プラザに、児童館に行っていた人が、今度交流プラザに行くとなると、三股小学校から自分の家を通り越して、先まで行ってということになるんですけど。

私は素直な質問で、今まであった児童館にいた人たちが、そこがなくなった場合に、じゃあどうするかとなったときに、例えば、交流プラザに行くとなれば、当然その遠くなったときのいろんな送迎じゃないですけども、そういったもんも、何かフォローといいますか、見る必要があるんじゃないかと思うんですけど、そういうのはないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今のところフォローはありません。それで、上米児童館の子供たちが交流プラザに行った経緯については、平成26年度、27年度、28年度、登録の児童数が20名弱になっております。それでまた、その当時から、2地区交流プラザを利用している子供

さん、上米の子供さんもいらっしやったということ。それから25年度、26年度、27年度、28年度の4年間、夏休みのみ上米児童館を2地区交流プラザで実施し、特に大きな問題もなく経過したという経緯を踏まえて、2地区交流プラザのほうに統合いたしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 実情はわかりました。それで、先ほど読み上げて、あえてゆっくり読んだんですけども、「より多くの児童支援員が今後必要とされるため」といったところで、「経験年数や実績に応じて給与に上乘せする費用を一部補助します」というのが出ているんですけども、今、町内においても、非常にこういう係の人が少なくて、大変だと思うんですけど、そういう作戦といいますか、策はどうなんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今のところその予定はありませんが、今後、町全体を通してなんですけれども、放課後児童クラブがどの程度必要なのかを把握し、その中で、放課後児童クラブ、児童館のあり方というものを検討していく予定にしております。

またその中で、放課後指導員の待遇だとか、研修とか、そういうところも考えていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 13カ所とおっしゃいましたっけ、町内に。やっぱり私、全部見て回ったわけでもないんですけど、いろいろ地区、地区での特徴とか、多過ぎてもう見られない、今度は逆に、遠過ぎて自転車で行ってはいけないところを自転車でやっているとか、そこら辺もちょっと調査も必要だと思います。各施設ちょっとばらつきもあるようです。

とにかくこの介護の問題、子育ての問題というのは、非常に重要な問題になってくると思いますので、ぜひ。たまたま私、新聞で拾った記事ですけども、こういった、やっぱり国・県・そして三股町ということにつながって、効果的ないろんな施策を出しながら、最初に言っていました、「自立と協働で創る元気なまち三股」、これにのっとなって協力し合いながら、明るい三股をつかっていきたいと思います。

町長、一言、最後に。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この高齢者の問題ですね。これはもう本当に、我が町、非常にこの県内でも若い町と言われてはいますが、高齢者、本当にどんどん増えております。人口の増加の大きな原因は、高齢者人口がふえているという部分が大部分を占めているということでござい

ます。

20年前をそれぞれ年齢別に比較しますと、年少人口が約400名ほど減っておりまして、その分、高齢者人口が増えているということで、人口増加につながっているところがありますので、高齢者対策、要するにこの介護との関連、このあたりも十分今後対応できるように、また、元気な高齢者が支えられる側じゃなくて、支える側にも応援いただけるような努力をさせていただきたいなと思います。

それとまた、この放課後児童クラブ。これにつきましては、28年度に西小学校の隣の中原のところに2教室をつくりましたけれども、まだ、余裕教室もございますので、そしてまた、西小学校もふえる傾向でございますので、そういうところの充実も図っていききたいなというふうに思います。

ただ、やはり公共施設の総合管理計画の中で、全体計画のお話をさせていただきました。やはり、三股町は、いろんな箱物等を含めて結構多い部分がございます。その約2割ほどは、やはり削減するという必要性がございます。そういう中で、個別計画を今現在作りつつあります。どこを減らすかということで、またいろいろと個別計画になると、また皆様方のご理解を得なければ、なかなか前に進まない部分がございます。

箱物をずっと今の現状で維持管理していくというのは、大変厳しい状況もございますので、そういうところもご理解もいただきながら、そして集約しながら、その子育て支援の部分もしっかりと対応していくように努力をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、11日に行うことといたします。

それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時41分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午後2時43分再開

○議長（池邊 美紀君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。



午後 2 時43分散会

---

議事日程(第3号)

平成29年9月11日 午前9時55分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	副町長 .....	西村 尚彦君
教育長 .....	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長 .....	黒木 孝幸君
企画商工課長 .....	鍋倉 祐三君	税務財政課長 .....	綿屋 良明君

町民保健課長 ..... 横田 耕二君      福祉課長 ..... 齊藤 美和君  
農業振興課長 ..... 白尾 知之君      都市整備課長 ..... 上原 雅彦君  
環境水道課長 ..... 西畑 博文君      教育課長 ..... 渡具知 実君  
会計課長 ..... 内村 陽一郎君

---

午前9時55分開議

○議長（池邊 美紀君） 定刻前でありますけれども、皆さんおそろいようですので始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

8日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位4番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位4番、楠原です。通告に従って質問させていただきます。

これまで私は、これが三股だというもの求めて、三股とは何なのかという問いをいろいろな角度から行ってきています。6月議会におきましても、町民憲章を取り上げて、三股とは何なのかについて尋ねました。今回も同じような質問から始めさせていただきます。

資料のIをご覧ください。ご存じの三股町民憲章と旧高城町、旧高崎町、旧山之口町の町民憲章です。資料の2枚目には、都城市の公式ホームページから抜粋した都城市民憲章を載せています。このように並べてみますと、甲子園で多くの高校のさまざまな校歌を聞いたときのような感じがします。それは、伝統を強く感じ取れるものもあれば、今風のものだと感じるときのことです。都城市は広域合併で新しい市となり、旧1市4町の一体感を図るために新しい憲章となっています。新しい憲章は、新鮮さは感じ取れますが、歴史と伝統というものについては、私には感じ取れない憲章のように思います。その自治体の特性とか、らしさなどを、より強く感じ取れ

るのはどのような憲章なのでしょう。町民憲章とは何なのかと考えるとき、それまでの旧4町の憲章精神はどうなったのだろうかと思います。実際にこのように比べてみると、ひいき目かもしれませんが、三股の町民憲章は三股らしさを含んでいる内容であり、単独町政を進めていく上で精神的支柱となるだけのものであると感じています。そこで、町民憲章の中にある三股らしさをどのようなものとして捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。町民憲章前文について、三股らしさということをご質問でございますが、次のように答弁させていただきます。

本町の町民憲章の構成は、前文で、先人の努力を引き継ぎ、明るい三股を、明るい町を築くため、町民に憲章を守るよう呼びかけています。そして、本文としまして、町民が目標、あるいは指標とすべき5項目が列挙されています。この項目は、郷土の開発、教育尊重と青少年の健全育成、環境美化と健康増進、生活の工夫・改善、住みよい町の建設の5つで、誰でも理解しやすい平易で簡潔な文章となっています。

町民憲章については、これまでいろいろな角度からご質問をいただきました。今回は、この憲章の前文の中で三股らしさについてお尋ねですが、明治の初め、開拓の大本は教育にありとの理念で三股開拓に当たった三島通庸公や数多くの先人の努力が前文の郷土愛と開拓精神の言葉で表現されており、三股らしさではないでしょうか。「らしさ」とは、名詞や形容動詞の語幹について、そのものの特徴がよく出ていることをあらわすというふうにされていることから、本町のキャッチフレーズであります「文教みまた」との関連で教育長から答弁させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町民憲章とは、町民の皆さんがお互いに尊重し合い、心を一つにして、快適で住みよい生活を営むことができ、町への愛着と誇りを持ち、町民の皆さんが主体となって心豊かな明るいまちづくりを進めていく上での心のよりどころとなり、生活の道しるべとなるものであります。

町民憲章の中にある三股らしさとは、例えば条文にある「教育を尊び、青少年を健やかに育てましょう」の教育を尊びという点でございます。三股は昔から教育熱心で、幾多の人材を育んだ誇り高い土地柄で、藩政時代には郷中教育があり、明治になり、三島通庸によって開拓の基本として教育振興がなされました。三股には「米の倉より頭の倉」という言葉があり、経済的な困難にもめげることなく教育に力を注ぐ教育尊重の気風があります。そのようなことから、三股町は「文教みまた」と言われ、教育の町として知られております。この点が町民憲章の中にある三股

らしさの一つではないかと、このように捉えているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。らしさとは、そのものの特徴を出しているものとか心のよりどころとなるもの、生活の道しるべとなるものというお答えをいただきました。確かにそうでなければいけないと思っております。

そこで、今お手元にあります資料の2枚目、都城市の公式ホームページから抜粋したものですけれども、これは見ていただければおわかりのように、解説がちゃんとしております。特に解説の下から4行目を見ますと、「新しい市民憲章は、読んだ人の心に響く憲章にすることを目指しました」とあり、続けて、「大人から子供まで、都城市民の誰もが声に出してこの憲章を読み、実感することで、それぞれの幸せと明るい都城市の未来が開けるものと信じています」とあります。大変わかりやすい解説となっておりますが、都城という言葉を一語か高原に置きかえても、それなりに通じるものではないかと余計なことを考えてしまいます。都城らしさというのが、このこと特定できる場所はどこなんだろうかなど考えたりするわけですけれども、我が町の町民憲章でいうなら——済いません。

それはさておき、前後しますけれども、この解説の最初を見ますと、人、自然、社会という憲章の柱を盛り込んでいると明記してあります。我が町の町民憲章でいうならば、先人の偉業、郷土愛、開拓精神、これが3つの柱になるのではないかなど思っております。3月議会でも申し上げましたが、本町は来年以降、節目節目のときを迎えることとなります。今まで以上に、この節目をきっかけとしまして、これが三股だと感じ取れるような町民憲章にはいかがでしょうか。それは、町民憲章を新しく作りかえるということではなく、町民憲章の意味するものをよりわかりやすくし、心に響くようにし、憲章を実感できるようにしてはどうかということです。例えば、先人の偉業、郷土愛、開拓精神の3つの柱がはっきりと理解されるように、具体的な例を挙げた解説をつけたものにしてはどうかということです。

今、町長の答弁のほうに三島公と、教育長の中にもありましたけれども、解説をつけたものにした場合、その周知を、今後のさまざまな記念行事ありますので、記念行事の一環として周知を図ってみてはどうかと思います。

資料2枚目、下の資料のⅡをごらんください。第5次総合計画後期基本計画から、基本構想の中の第2章の2、三股町の概況から抜粋したものです。これ見ますと、

現在の本町域が形成されていくのは、明治初期の都城地頭三島通庸の行政手腕が発揮されて以来のことになります。三島の開拓精神が、その後の産業の奨励や教育の振興に大きく影響し、人材育成の根幹といえる「文教のまち」へと発展していきます。

と、先ほど説明していただいたようなことが書いてあります。実際に、このように既に述べられているところでもありますので、解説をつけるということは、そんなに困難なことではないのかなと思います。これから来る節目節目のときに、町民憲章に解説をつけ加えてはどうであろうかという点についてお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 町民憲章に解説をつけてはどうかということでお答えいたします。

町民憲章は昭和39年1月4日に制定されまして、その後、平成11年の4月の1日に広く町民に理解されやすい表現に改正されたところでございます。この憲章は、制定から半世紀以上にわたり、町民の皆さんが主体となって、明るく豊かなまちづくりの指標になってきました。また、各種の開催行事の中で町民憲章を一斉に朗唱し、町民の皆さんへの定着が図られてきたところでございます。本町の町民憲章は声に出して唱えやすいように、またわかりやすい、簡潔に表現されております。簡潔であることは、法律や条例と異なり、自由な発想が可能であり、町民の皆さんが主体的で自主的な活動の喚起につながると考えております。

このようなことから、これまで町民憲章に解説をつけていませんでしたが、調べてみますと、町民憲章そのものの意義や制定した経緯、前文、本文の解説などを公式ウェブサイトで公開しまして、さらに各種会合等での積極的な活用を促すために原文をダウンロードできるように設定している自治体、そういうところもありました。大変工夫されているなというふうに感じたところでございます。本町におきましても、町制施行70周年を迎えるに当たり、今後、積極的に検討していきたいというふうを考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よろしくお伺いいたします。

次に、町制施行70周年事業関連の質問に移ります。

3月議会におきまして、町長から、70周年に向けて役場の各課職員10名で構成する町制施行70周年実行委員会を設置し、式典や年間を通した行事等を協議しているとありまして、また担当課長から、実行委員会の協議の中においては、記念誌や三股町の風景や人や過去の写真を使ったカレンダーの製作、町出身者によるコンサート、オリジナルナンバープレート等が挙げられている。今後、具体的な取り組みとして協議していく。それぞれの分野において、やはり話題性や重要性を十分検討して決定してまいりたいとありました。70周年記念行事について、3月からこれまで、約半年ですけれども、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 70周年記念行事についての進捗状況ということでございます。

が、本町は昭和23年5月3日に町制を施行しまして、来年度70周年の節目を迎えることとなりますが、70周年記念行事につきましては、今年度の当初予算でご承認いただきました三股らしさをテーマにしたカレンダーを製作するために、毎月、フォトコンテストを開催しています。そのほか、オリジナルナンバープレートの製作に取り組んでいるところでございます。各課職員10名で構成する町制施行70周年行事实行委員会を毎月1回開催し、当初予算に計上された事業実施するほか、来年度における町内外への周知事業、そして記念式典行事について協議しているところであります。現在、さまざまな案が上がっていますが、今後その中身について事務事業評価幹事会などに諮りながら、最終的な事業計画を策定していく必要がありますので、具体的な今上がっている案についてお話しできる段階ではございません。

なお、式典については、町表彰式に合わせ11月の3日、文化の日にとり行う予定でございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。じゃあ、具体的なものは11月3日に開催するということだけと、今のところは解釈してよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

これまでの議会でも取り上げてきておりますけれども、現在の三股の行政区域が完成した村制施行から、2年後には130周年となりますけれども、何か記念行事を行うことで、現在の大字の意味が周知され、郷土に対する興味関心が高まるのではないかと思います。

また、来年は明治維新から150年ということで、明治維新に関係の深い地域におきましては記念行事が計画され、マスコミでも特集が組まれてきています。特に西郷隆盛を描いた大河ドラマが、来年は、この150周年に合わせて、1年間、上映というか番組が組まれているということは皆さんご存じかと思います。そのような中、3年後には、三股開拓から150周年を迎えます。

資料の3枚目の資料のⅢをご覧ください。皆さんご存じですけれども、上の方が開拓から50周年を記念して早馬公園内に建立されています三股開拓記念碑、下の方が100周年を記念して建立された頌徳碑です。この2つの碑を、先日、山王原の有志の方々が掃除をされました。下の頌徳碑は周りを鬱蒼とした木々に覆われて、長らく日の目を浴びることのない状態となっていました。しかし、皆さんの協力で、写真のように、下の写真にありますように、本当にすっきりとしました。すっきりとした後、改めてそれぞれの碑の前で直接碑文を目にすると、文面から、その当時の熱い思い、三股開拓の熱い思いを感じることができました。現在の三股のスタートはここなんだなど実感できる気がしました。

そのほかにも、ご存じのように西南の役、日露戦争を初めとした忠魂碑、忠霊塔が建立されているのを見ても、また盆地の代表的な春まつりが行われることから、早馬公園の存在価値を忘

れてはならないと思います。この早馬公園内にある2つの記念碑、50年、100年の碑に並んで150年を記念する何かを建立し、先人の偉業をたたえ、しのぶという機会を設けることは、三股を再確認するのにふさわしい行事になるのではないかと思います。もちろん、記念行事70周年、130周年、150周年と3年連続で行うということは、先ほどありましたが、話題性やその重要性などを考えるならば、いかがかと思えます。もしやろうとするならば、記念行事については、どれかに力点を置いたらどうかと個人的に考えます。そうすると、例えば150周年のほうに力点を置いたとしますと、三島通庸公はもとより西郷隆盛公、伊地知正治公など、多くの明治の偉人を巻き込んだ話題性のあるものになるのではないのでしょうか。三股とは何かという問いに対する1つの答えとなります。

例えば、鹿児島県の志学館大学の原口泉先生の講演を行っていただき、三股と薩摩藩、その関係を皆さんの前で講演していただく、そういうのも150年にぴったしの企画となるのではないかなという気もします。ご存じのように、原口泉先生は「西郷どん」、来年の番組の監修をされておりますし、今までの鹿児島を描いたさまざまな大河ドラマの監修全てやられているということです。この機会を逃すと、あとは200周年、あと50年待たなければなりません。以前に、130周年も150周年も、まだ考えていないという答弁をいただいています。これは、町長選を終えてからの時期であります。現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 村制130周年、そしてまた三股開拓150年という年を迎えるわけなんです。今のところ町制施行70周年、そちらのほうを来年実施するというので、こちらのほうに注力しているところでございます。ですから、開拓130、150、全く今のところ考えていませんけれども。

ただ、この早馬公園の中に開拓の50年、そしてまた100年、こういう記念碑が、そしてまた西南の役の石造のものがあるということを考えてときに、あそこ何回か足を運びますけれども、公園自体をもうちょっと整備しながら、そういうものを、もっと皆さんに親しむ環境づくり、そういうのがあってもいいのかなという感じはいたしております。その150年に何をするか、そういうことは、これからまたいろいろと議論させていただきますけれども、今のところ全く考えていないところでございます。

しかし、先ほど言いましたように、今まであるものを皆さんに触れていただくような環境美化、それとともにそういうものに対する関心を惹起するような取り組みというのは必要かなというふうに感じています。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 70周年記念事業で町史編さんというのが行われておりますけれ



ども、その編さん途上で、その事業の中心を担われていらっしやいました比江島先生がお亡くなりになりました。この席で衷心よりお悔やみ申し上げます。聞くところによりますと、その後、先生の後を担う方を補充されないままの状態であると聞いています。発刊まで、あと1年となりましたが、当初の予定どおりの完成度の高い内容となるのでしょうか。町史編さんの進捗状況が大変気になります。

ところで、話、ちょっと変わりますけども、一旦変わりますけれども、町制施行70周年実行委員会の協議の中においては、記念誌の作成も予定されているとのことでしたけれども、記念誌の作成メンバーはどのようになっているのでしょうか。通告していませんが、お答えいただけますでしょうか。大まかで結構です。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） その記念誌の内容をどうするかということ……。

○議員（2番 楠原 更三君） メンバーです。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） メンバーというのはいないです。

○議員（2番 楠原 更三君） 記念誌作成メンバーはいないですか。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） いない。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、わかりました。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 町史編さんメンバーと記念誌作成メンバーは重なっていませんか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） まだ記念誌をつくるかどうかを検討している段階でありますので。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） これは3月議会で記念誌等を取り組んでいくというようなことを協議していくということでしたけども、それもまだ協議の途中ということですか。

県の図書館行きましたら——ちょっと言い忘れていましたけれども——役場がこちらに移転して間もないときの記念誌が県立図書館に置いてありました。非常に写真がたくさんで、三股の移り変わりをよく感じることができるようなものだったように記憶しておりますけれども、この記念誌というのは、ページ数もある程度限られますでしょうから、そう難しくはないと思うんですよ。町史編さんとは全く中身は違うものでしょうから、町史編さんは本当に大変な事業であると思います。慎重に慎重を期して行わなければならない。曖昧な部分は極力避けなければならない性質のものです。町としての威信にかかわるものでもあります、町史編さんというのは。今回、不測の事態が起こったわけですので、町史の発刊を2年後か3年後の節目での発刊に見直し、

70周年事業では記念誌の発刊とする等の見直しについては、お考えにならないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町史につきましては、当初予定していたとおり、町制施行70周年に向けての完成というのを現段階では目指しております。比江島先生がお亡くなりになったということで非常に力不足を感じるんですけども、今おる人間で鋭意努力しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 中心人物が亡くなられたということで、当然計画が狂ってくると思うんですよ。ちょこちょこ、私も顔を出させていただきますけども、あの資料室へ行くと膨大な資料があって、毎日、解読等含めて大変な作業されていると思うんですけども、古文書を読める方がもう一人いらっしゃるということですが、比江島先生がいらっしゃらないというのは物すごい大きな痛手ではないかなと思っております。曖昧な部分が出ないように、今後お願いしたいと思っております。

次の質問に移ってまいります。次に、買い物弱者、交通弱者対策ということで通知しておりますけれども、金曜日の一般質問の中でも出てきましたけれども、2025年問題、2025年以降は全国的には4人に1人、宮崎県では3人に1人が75歳以上という超高齢化社会が到来するという問題なわけですけれども、これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障、財政のバランスが崩れるとも指摘されている問題です。この2025年問題対策を考えるときに、三股町人口ビジョンと後期基本計画を参照いたしました。三股町人口ビジョン、後期基本計画、ともに2025年問題を念頭に置いたものであろうとは思いますが。

資料4枚目の資料のIV、ご覧ください。三股町人口ビジョンの46から47ページにかけてのところから抜粋ですけれども、そこには、買い物弱者に対する施策を今から準備する必要があると考えられるとあります。また、公共交通機能が低下し、日常生活に影響を及ぼすおそれがあるため、交通弱者への対策が望まれますとあります。ちなみに買い物弱者とは、歩いて行けるところに商店がない、運転ができないなどの理由を持つ人という定義があるようです。買い物弱者という意味の中に、既に交通弱者の意味も入っているということになります。実際に買い物弱者対策として、民間の宅配サービス、移動販売車、買い物代行サービスなども利用されているようですが、それと並行して、行政としてできることがあるはずだということで後期基本計画の中に盛り込まれているのだと思います。

これらの買い物弱者、交通弱者対策、施策がどのように進展しているのか、またはどのような

具体像が描かれているのかについてお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 買い物弱者、交通弱者対策についてのご質問であります。本町では、生活支援と通学支援を目的にコミュニティーバス「くいまーる」を平成19年度から運行を開始し、今年度が11年目となっております。現在のくいまーるの運行状況及び今年2月から開始いたしました事業所と連携した高齢者の買い物支援の状況について、それぞれ担当課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、くいまーるの運行についてご説明いたします。

くいまーるの運行は、運転手7名、事務員4名の交代勤務で実施しております。ご承知のとおり、朝夕の通学便と昼間の生活便がありまして、長田一梶山、田上一蓼池、樺山一宮村一植木の3コースを基本に、また週1回、内之木場一梶山コースを運行しているところであります。また、本年度よりスクールバスの運行も決まっているところです。利用者は年平均、生活支援便が平均9,721人、通学支援便が9,358人となっております。運行にかかる経費ですが、平成28年度決算で、収入額がバス運賃及び広告料で201万6,900円、支出額が1,615万9,666円となっております。町費1,414万2,766円の補填で賄っているところであります。

路線や時刻表の見直しにつきましては、まずは地域全体の要望を基本に、運行の安全性、収益性など検討を行いまして、最終的には国・県の関係機関、旅客運送事業者及び住民の代表などで組織いたします地域公共交通会議で決定することとなっております。今回、櫛田地区を樺山一宮村一植木コースに追加したところです。これまでの路線の見直しは、平成21年度三股駅コミュニティー施設開設に伴う見直し、長田一内之木場線の新設、小鷲巣、寺柱地区の経路見直しを行っておりまして、長田一内之木場線については地域からの署名も提出されているところです。

時刻の改正につきましては、路線の見直しやJRダイヤ改正に伴うものが主となっております。

路線の見直しや時刻の改定については、回覧、広報みまた、町公式サイトによりお知らせして、くいまーるの車内にも掲示をいたしているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課で取り組んでいる買い物弱者、交通弱者対策についてお答えいたします。

平成28年度より社会福祉協議会へ業務委託している生活支援体制整備事業の一環として、

65歳以上の轟木地区、小鷺巣地区を対象に、買い物環境実態調査をいたしました。その結果、轟木地区では48.1%、小鷺巣地区では32.7%の方が困り感があると回答されています。そこで、企業の社会貢献における買い物支援サービスと調整し、平成29年2月より、日常的な閉じこもり予防や買い物支援を図ることを目的に、三股町高齢者等買い物支援事業、稗田まちなかサロン買い物ツアーを実施しております。

事業内容としましては、高齢者の自宅近くへ迎えに行き、ひろせ店内の寄り合い場でくつろいだ後に周辺での買い物をを行い、自宅の近くまで送っていく事業となります。ひろせ本店さんが主体となり、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会が協力し、毎月1回開催しており、ひとり暮らしの高齢者等が10名程度参加しております。

また、平成29年8月に生活支援検討会議として6つのプロジェクトチームを設置しました。その中に移動、買い物支援のプロジェクトを置き、多様なサービスを提供している機関の情報共有及び連携協働により、生活支援サービスの構築のために協議を始めたところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 通告していた破線のところを全て答えていただいて、私の準備していた質問がちょっと空回りすることになりましたけれども。

この、くいまーの件で、私は今、サロン活動をいろいろな方々とさせていただいているんですけども、その中でくいまーを利用するということはありまして、両面に印刷されました時刻表——さまざまなパターンがありますけれども——わからないんですね、簡単には。それで、解決するのは、到着したバスの運転手さんに時間をちょっともらって聞いてやると、それが基本的な解決の方法となっております。

あの時刻表、それからコース考えるのは本当に大変なことだと思いますけれども、今さっき言っていただきましたように定期的な見直し、路線や時刻表の改定などを行って利便性の向上に努めると。こういうような通告をした後、今回の広報みまたの最初のページに、くいまーのことが載っていました。見ますと、ここに「くいまーの存続に必要なのは、少しでも多くの人に利用してもらうことです」と、こうあります。これは、いろんなことを考えていって、先ほどの赤字1,400万ほどの補填をしているということでしたけれども、どうやったら利用者がふえていくのかということの場合に、先ほどは、地域全体の要望をもとにという答弁がありましたけれども、どの程度の働きかけをして、どの程度の地域から、どの程度の要望が上がってきているのかということがわからないんです。ちょっと私は聞き落としたかもしれませんが、平成21年度の見直しから、これまでされていないんですね。（発言する者あり）ありますか。21年度から始められたちゅうことですね。この町民の意見を取り入れるのにというので、先ほ

どは要望があったというのがありましたね。こちらから積極的に働きかけて町民の意見を取り入れようということもされているかと思いますが、その場合、どのような方法をとられているんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 実例で申し上げますと、例えば長田の内之木場線につきましては、やはり内之木場線の高齢者が多い地域で、バスも利用するというを前提に署名をいただいて、公民館単位で要望をいただいたところでもあります。当然、ただ要望というよりも、やはり乗車をしていただくというのが前提になりますので、やはり地域の理解等も必要になります。今回、櫛田地区についても署名いただいたところなんですが、これについても、公民館の館長さん、高齢者クラブ等と一緒に地域の高齢者の署名をとられて、こちらのほうに要望を出されたところでもあります。

ただ、コースの選定について、やはり町内を回るのに2時間も3時間もかかるコースも組めませんし、今回櫛田の場合は、若干コースを足すことで、そんなに運行の時間に影響ないぐらいで組めたということで対応ができたところでもあります。

いずれにしても、やはり利用される方がある程度の時間で目的地に行けるというのも必要ですので、その辺も含めて、今、町のバス、くいまーが通常3台運行で、1台予備車ということで故障等に対応できるようにしているんですけども、今のところは3台の中で運行できる範囲で検討していくということになるのかなと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 見直しをした場合には、こういうものとか、回覧とかを使って周知されるじゃないかなと思いますけれども、聞いて理解する、フェース・ツー・フェースで、そういう場というのが必要じゃないかなと思います。大変だと思いますけれども、そうでないと、コミュニティーバスを利用しようと考えられる方の中には、目や耳が遠くなるなど、高齢による諸症状に悩まれる方もいらっしゃいます。そういう方を念頭に置いた中で、いろいろと小まめな状況を事前に計画して対応していくというようなことはされているんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） コースの変更等についても、その都度、公式サイトや時刻表を、さらに印刷、改正いたしまして、配布しているところでもありますけれども、おっしゃるとおり、なかなかコースが複雑で見づらいというのも、お話を聞くところでもあります。担当課としても、何とか見やすいようにできないかということで取り組んでいるんですけども、やはり生活便、通学便、それぞれ3コース、4コースある中で、その見やすさというのに苦慮をしているところでもあります。また、バス事務所には必ず事務職員を待機させておりますので、そちらへの問い合わせです

ね。あと、広報に載っていましたが、現在、サロン等が、やはり利用してみないとなかなか利用方法がわからないということで、今回、蓼池地区を実際行ったところでありまして。事前にバスの乗り方の説明会にうちの担当が行きまして、実際乗車をするというようなことをしたところでありまして、また今後そういう要望があれば、積極的に取り組みたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） こういうコミュニティーバスのような公共交通手段を必要とする人が今後増えていくわけですよ、2025年問題と絡めていきますと。必要とする人は増えていくけれども、利用する人が増えないというのは、やはり行政として、何とかそういうことがないようにしていかなければならないと思うんです。だから、利用が増えるように行政として誘導していかなければならないと思います。

じゃあ、どうしたらいいのかということ是非常に大きいと思いますけれども、次の運転免許自主的返納者支援施策のほうに入りますけれども、これも2025年問題と絡めて重要な問題でありますけれども、高齢ドライバー対策として、免許切りかえ時にそれなりの検査が導入されていますが、検査結果によって返納することになるというよりも、自主的な返納が望まれているところであると聞いておりますが、自主的に返納しやすくなるような施策も必要となるのではないのでしょうか。先ほどの買い物弱者、交通弱者対策と密接に関連することだと思っております。自動車免許の自主的な返納対策について、どのような施策を考えられているのか伺います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それじゃ、お答えいたします。

都城警察署管内での運転免許証返納者支援施策につきましては、宮崎交通の高齢者定期券の割引、信用金庫の定期金利上乘せ、都城警察署管内タクシー会社の運賃の割引、都城ときわ通り会加盟13店舗の割引やサービスなどがあります。他の自治体でも、温泉利用券、バス運賃助成、タクシー助成、商品券を回数または金額を制限して助成している団体もあります。本町のくいまー事業では運賃がワンコイン100円であるため、経路の見直しで対応することとしておりますけれども、路線バスの性格として、隅々まで網羅することはできないところでもあります。

そのような中、国土交通省においては、利用地域や期間、時間帯を限定して、定額で何度でも利用できるタクシーの定期券割引、定期券制度を平成30年度に社会実験を行い、31年度以降、実用化を目指すということでありまして、そのような国の動向を踏まえながら、町として対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） まだ検討中ということですね。何か、これも三股らしさが出るような何かを考えていただけるといいと思います。なかなか難しいとは思いますが、狭い町

ですから、運行する距離というのも、ほかの自治体よりもかなり狭いわけですので、何か三股らしさというのが考えられるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、文化財整備についての質問に移ります。これまでも、これにつきましても何回となく質問しておりますけれども、まず文化財の説明板、標柱の整備を随時行っていくということでした。これまでの整備状況を伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 標柱や説明板などの進捗状況であります。本年度は町内にある標柱等を点検し、老朽化に伴い、文字が判読できない標柱を2カ所、再設置しました。あわせて案内板も老朽化して破損したものがありましたので、再設置をしたところです。

今後についてですが、標柱については定期的に点検し、老朽化して判読できないものについては再設置を行っていく予定です。

また、説明板につきましては、現在、町史編さんを行っており、町史が刊行された後に、史実に基づいた説明板の設置を考えております。つまり、説明板の設置は平成30年度以降になるものと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 説明板は1カ所ですか、今、改めてされたのは。

○教育課長（渡具知 実君） はい。

○議員（2番 楠原 更三君） 標柱は2カ所と数字が出ましたけども、説明板は1カ所ですね。

○教育課長（渡具知 実君） 説明板じゃなくて案内板ね。

○議員（2番 楠原 更三君） 案内板が1カ所、どちらです。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 案内板は「北郷久秀・弟忠通の墓」の案内板です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 前回のときに、これはできているんですよね、この案内板は、今のは。前回のときに。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 前回は、梶山小の裏手にあるものを再設置しました。今回は、県道沿いにある案内板ですね、案内板というか、こちらにありますという看板なんですけども、それが老朽化してましたので、本年度再設置したところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 平成28年度議会からの意見、指摘事項等に対する取り組み状況報告書というのを前にいただいております。その中におきまして、町史編さん過程状況と収集されている膨大な資料の保管方法についてという問いに対して、資料は借用という形をとっており、そのまま返却するというのが基本原則だが、歴史資料館や保管倉庫などの整備が進めば、町の歴史遺産として預かることも検討していきたい。また、当面の対応として、ボックスタイプの湿度が管理できる簡易保管庫の導入を検討しているとの答えがあります。この当面の対応について具体的にお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 資料の保管につきましてはドライボックスという、カメラを保管する、こんな衣装ケースみたいな大きさの箱がありますが、そちらの箱は湿度管理もできるということで、そのボックスを購入して、その中に入れて保存管理を行っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 中央公民館の2階には、かなりの量の資料があるように見受けられます。古文書が多いようですけれども、それに対応できるような個数ですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今のところ14箱という個数を本年度買っております。ですので、これが全ておさまるかどうかというのは、まだ現段階では、必要なものに対して入れているので、全ておさまるかどうか、まだ把握はしておりませんが、重要なものとか、そういう湿度管理が必要なものは随時入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） はい、わかりました。14箱、どんだけの量になるのかはちょっとわかりませんが、足りないようであれば、何とか工夫していただいて、お預かりしたもののについては重要なものから、管理のほうをお願いしたいと思います。

もう一つ、取り組み状況報告書の中に、疑似体験できる文化財としての指定整備はできないかというようなことで、今、課長のほうから説明がありましたけれども、町史の内容との整合性を図るため、町史完成後に行うと書いてありました。このように、標柱とか説明板の設置につきましても町史との整合性を図るというように、もととなる町史の完成度というものが求められます。町史編さんが拙速であってはいけないということにつながるといいますので、先ほど申し上げましたけれども、主要なメンバーの一人が欠けたからということでの変更というのがあってもおかしくはないんじゃないかなと思っております。

次に移ります。梶山城跡の件ですけれども、土地開発公社によって計画的に進められていると



のことです。その動きの中で、梶山城跡公園整備事業と名前がついているということを知りました。名称がついたことで確実な進展を感じますが、この整備事業の具体的な進展状況の報告を議会の場で伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 梶山城跡公園整備事業の進捗状況については、現在、三股町土地開発公社で梶山城跡の用地購入を進めているところです。平成29年8月末現在の用地購入状況は31筆3万1,557平方メートルとなっております。本年度は用地購入が順調に進んでいるため、さらに32筆3万7,960平方メートルの用地を年度内に購入する予定です。これにより、平成29年度末の用地購入見込み面積は63筆6万9,523平方メートルで、これは総面積に対する取得率では29.3%、城跡内に対する取得率は63.7%となる見込みです。今後につきましても、引き続き用地購入を着実に進め、事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） きのうちですか、「美しい宮崎づくり」についての説明会が行われました。その中でもあったのが、眺めのいいところ、見通しのいいところ、そういうところも美しい宮崎づくり、景観づくりの中で考えられるというようなことをちょこっと言われましたけれども、梶山城から見ますと、前も言いましたけれども、桜島、霧島、それから綾のほう、全部見られます。そういうことで、この城としての役割が果たせるような場所、そして誰もが欲しがるといえるような場所であったということを体感する場所としては非常に重要だと思いますが、いかんせん、登れません、やぶですね。一刻も早く三股町内の子供たちに——勝岡城は破壊されたところがかかなり多いわけです。梶山城は、まだ破壊されていない部分のほうが多いわけですから、そういう意味からも、一刻も早く、小学生がふるさと三股を見ることができる場所として、整備をますます急いでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次、文教みまた、これもいろんな角度から伺っておりますけれども、三股中学校のさらなる魅力化ということについて伺ってまいります。

きのう、体育祭が行われ、中学生の若いエネルギーと一生懸命さに圧倒された感じがいたしました。特に、最後の体育祭にかける3年生の意気込みというのを感じられたような気がします。

また、今年の夏は、三股中学校の部活の活躍が目についたように思います。大変すばらしいことだと思っております。特に、野球、バレーは宮崎で全国大会がありましたけれども、野球は全国大会まで出場したこともあって別格であったように感じました。うれしい限りです。このような学校行事や部活動などの学校生活を送ることで、三股中学校の生徒であることに誇りを持つことができた生徒が多くなったのではないかと思っております。

三股中学校のさらなる魅力化についてと通告していますが、願わくば、文教みまたの学校として、常に文武両道を目指してほしいと強く思っています。そして、義務制まではふるさと三股にどっぷりとつかって、一人でも多くの子供たちが学校に誇りを持つと同時に、ふるさと三股に対する郷土愛を育ててほしいと思っております。

部活動に関しましては、これまでもそれぞれの中学校の部活動の魅力によって、三股中への入学者や三股中以外への入学者がいたということは聞いていますが、文武両道という面で三股中学校へという積極的な流れができるように行政としてできることは何があるのか、ふだんから考えておかなければならないのではないかと考えます。

前に、平成28年度の小学校卒業生の進路状況関連で質問していますが、そのときに、さまざまな理由でということで、三股中以外への進学者が14名であったということでした。今回、質問の要旨のところ、町外の中学校へ進学した生徒の動機分析はされているのかとありますが、今年の春は、中高一貫校のメリットを生かしたいとの理由で県立中学校に2名、私立中学校に3名進学したということをお聞きしています。今後、中高一貫のメリットを考えて、よりよい学習環境を求めて、三股中以外へ進学していくという状況は今後とも増えていくのではないかと私は思います。実際に宮崎県内の私立高校13校のうち、9校は中高一貫コースを設けています。三股から通学可能な宮崎市内の私立高校は全て中高一貫コースを設けています。多分、今年度も小学校の運動会、卒業式において、祝電のようなものが各小学校に中高一貫校から届くのではないのでしょうか。中学受験は都会だけのことではないのが現実です。

資料の4枚目、資料のVI、下のほうになりますが、ご覧ください。ことしの8月5日、NHKのネットニュースからの記事です。赤であらわしているところを中心に説明しますが、中高一貫校への進学が盛んになる中、都立高校において有数の進学校である国立高校が小学生を対象にした学校説明会を開いたという記事です。高校が小学生を対象とした説明会です。理由として、私立中学校などに優秀な生徒をとられてしまうという危機感があると述べられています。そして、そのような動きが他の高校でも広がっているとも述べられています。東京の有数の都立の進学校が小学生を対象にした学校説明会を実施したという意外な組み合わせに、まず興味を持ちました。そこには、生徒獲得に危機感を持ったことがきっかけとなっていると述べられております。

三股中学校においては、将来にわたって同じような理由の危機感というものを感じていらっしゃるものなのでしょうか、どうでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 三股中学校への進学を勧める施策についてということでお答えしたいと思います。

本町では、町内全ての小学校から三股中学校へ進学するという小中一貫した教育が進めやすい

環境にあることから……。

○議員（２番 楠原 更三君） 済みません、危機感を感じているかどうかについてだけ、今ここでは……。

○教育長（宮内 浩二郎君） そこだけでいいですか。結論だけですか。

○議員（２番 楠原 更三君） はい。

○教育長（宮内 浩二郎君） 結論から言いますと、転出する子供よりも転入する子供の数のほうが現在多いんです。だから、現段階では危機感を感じておりません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） ということで、当分は安心な感じもしますけれども、やはり中高一貫教育の魅力を感じて出ていく子がいるということ、ふるさと三股で竹馬の友という関係がつくれないような子たちが少しずつ出てきているというのは、やはり問題ではないかなとは思いますが。１校しかない中学校ですので、ここにみんな三股の子は行く、そして魅力があるから、ほかからも来るといふような学校になってほしいと思っております。

最後の資料ですけれども、７月４日の静岡新聞ニュースからとったものです。何かと話題となっています静岡県吉田町のことについて述べられております。教育委員会の教育改革についての記事です。夏休みを、１７年度の２４日から１６日程度に短縮する方向で検討を始めたというのがスタートにありますけれども、中ほどには、児童生徒、教員、保護者の三者共益を目指すとなります。小中学校ともに授業日数を大幅にふやすことで、１日当たりの授業時数を減らすことにより、児童生徒、教員、保護者の三者共益の構図ができ上がると説明されています。夏休みを授業に充てることが多くなるためにエアコンを設置するとか放課後をもっと充実させるなど、学習環境の改善などを行うとありますけれども、最終的には、吉田町は全ての子供に最良の教育サービスを提供するというのが町長談にありました。こういうことを導入するのに、吉田町のホームページを見ますと、その中の総合教育会議の会議録を見ることができました。非常におもしろいやりとりをここで知ることができます。

それともう一つが、夏休みを短縮していくために保護者説明会も何回となく行われており、そのアンケートも載っております。大反対なんですね、夏休みを短縮するというのに、その意見が大半でしたけれども。ここで私が思ったのは、公立の小中学校の授業日のあり方とか授業時間のあり方などに自治体が単独でかわれるということを吉田町の例で知りました。教育事務所が行うことかなと思っていたんですけれども、単独で自治体が行うことができると。

このように考えていきますと、子供の進学先の選択は自由でありますけれども、三股中学校は、今まで以上に選択される側として、行政として考えなければならない時期に来ているのではないかと思います。選択される側としての魅力化及び三股中学校への進学を勧める施策について伺い

ます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 結論は先ほど言いましたけども、いわゆる三股町以外の中学校を含めて出る子供たちよりも、いろんな理由で三股中学校へ転入してくる子、いろんな異動関係、宿がかわったとかということで、魅力を感じて来てくれているんだらうというふうに思っております。そのことについての説明になろうかというふうに思っておりますけども、町内1校しかない三股中学校は6校の小学校から入ってくるということで、先ほどもちょっと私言いましたが、小中一貫した教育を進めやすいということから、幼保小中、接続連携した形での15年間の教育を進めております。その結果が、昨日見ていただいた子供たちの、中学校でのあの感動の体育大会の、あの雰囲気をつくってくれたのではないかなということ、かね日ごろ、幼保、あるいは小学校の先生方にも、中学校の卒業時点をぜひ見ていただきたい、進学先を見ていただきたい、子供の姿を見ていただきたいというふうに話しているところであります。

そういったことから、昨年度まで実施しました研究の一つでありますみまたんモデルでの授業推進とか、この文教みまたんの伝統教育、あるいはまたタブレットの効果的な活用といった新しい視点からの授業改善を図る情報教育などで、文武両面で魅力のある学校づくりを進めているところであります。

しかし、議員のおっしゃるとおり、近年の社会の情勢や親の価値観の多様化といったものから、三股中以外の学校へ進学する児童も見られるようになったところであります。

でも、三股中学校は生徒数800名を超える県下のマンモス校であります。教職員も50名を超えております。さまざまな行事等において活気あふれる取り組みを行っているところです。こういった多人数であることから、さまざまな考えを持つ級友や教職員との出会い、また切磋琢磨する機会が多く、人間的な成長の場が数多くあることが三股中の魅力であるというふうに考えております。現在、多くの部活動において優秀な成績をおさめておりますが、このような多人数による磨き合いが好成績の一因ではないかというふうに捉えておるところです。部活動が多いということは、生徒にとって選択肢がたくさんあるという利点もございます。

さらに、三股中学校は町内唯一の中学校でありますので、町内の多くの皆様とのかかわりがあり、三股町のシンボル校として、たくさんの支援をいただいております。

また、中学校も町内の活性化のために多くの町主催行事に参加、協力するなど、地域の学校として、多くの人から親しまれる学校であるということも魅力の一つであるというふうに考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 欲張りなもんですから、もっと三股、中高一貫の学校よりも三股

のほうがいいと思えるような学校になってほしいという気が強いわけなんですね。人の好みというのがあるが一概には言えませんけれども、成績の優秀な子がほかに抜けていくというようなことが少なくなるように、そういう面でもお願いをしたいと思っております。

最後の最後に一つお伺いしますけれども、今の吉田町の話調べている中で出てきたのが、今度の学習指導要領の改訂を受けて、文科省が3つの案を提示しているということを知りました。これ、授業数がふえるということで、1つ目は土曜日を授業日とする案、2つ目は平日の授業を単純にふやす案、3つ目は吉田町のように長期休業日を授業日とする案、本町はこの中のどの案を採用されるおつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 授業時数が増えるというのは、小学校において、外国語活動が強化される、3、4年生に外国語活動がおりるということから、1コマ増えます。1コマです。週28が29になるということで、1単位時間増えるということなんですが、そこをどう編み出すかということで、今それぞれの自治体でいろいろ検討しているところでございます。

先日、小学校の校長会、教務主任会を開きまして、その時間をどういうふうに生み出すかということについて検討いたしました。その結果は、一応夏休みとかの時間を設けるといようなことはしないと。土曜授業もいたしません。週時程の工夫によって、その時間を編み出すと。いわゆる教育課程の中の週の1日の流れを工夫いたしまして1時間を編み出すということで結論が生まれて、どういうふうにして1時間を編み出すかということにつきましては、各学校の実態がそれぞれ違いますので、大規模校と小規模校とで子供たちの動きも違いますので、今それを各学校が検討しているところであります。週時程につきましては、各学校の裁量に任せておるところです。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 文科省の言う2つ目の案を導入されるということですね、この順番からいけば。はい、わかりました。

それと、要は学校ですから、学校で与えられた知識がどれぐらい身についたかということはふだんから検証していかなければいけないわけですから、それがいい結果としてあらわれるように、いろいろと工夫していただきたい。ちまたでは、学校の先生が余りにもきつい時間労働を強いられているということから、単純に平日に時間数を増やすということは、生徒に対する時間が割かれていくということから、いろんな方法が考えられているということですが、要は、一つの目安として、今までも何回も言っていますけれども、全国学力テストで県の平均レベルまで、今年はまだ集計、解説まで全部出たんでしょうか。ホームページのほうには出されたんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 全国学力テストについては、もう新聞等で全国の状況というのは出されているところなんですけど、町内を分析しまして、公表というところが、まだ教育委員会にかけていないもんですから、ちょっとまだ公表という形では段取り、まだしておりませんが、結果については後でよろしいでしょうかね。

○議員（2番 楠原 更三君） はい。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今、まだ出しておりません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 12月議会が始まるまでにはちゃんと公表されるわけですから。マスコミで聞きますと、宮崎県の今年の状況は少しよくなっているということが言われていますので、三股の小学校は大体よかったみたいなんです。今までも平均ぐらい、近くだったと思いますけども、中学はちょっと低かったようにマスコミ等で知ることができましたけれども、今年はどうなんだろうかと。そういうようなことももろもろ受けて、先ほど言いましたけども、文武両道の中学校であってほしいと思います。そういうことを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

.....  
○議長（池邊 美紀君） それでは、これより11時20分まで本会議を休憩します。

午前11時06分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（池邊 美紀君） これより、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位5番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。発言順位5番、内村です。

6月議会は、非常に雨が多い月でした。梅雨が明けてから大気が不安定ということで、全国各地で大雨による被害が相次ぎました。その中でも7月5日、九州北部豪雨、筑後川流域の山間部を数十年に一度の豪雨ということで、長時間、雨が降り続きまして、発生した山崩れは300カ所以上。改めて、被害に遭われた方々に、亡くなった方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

そして、7日から宮城県で始まっております全共、県勢の3連覇がかかっております。きょう、最終日であります。その中で内閣総理大臣賞、9区分の成績を総合して団体賞が決まりまして、日本一の座が決まるということでもあります。まさしく、3連覇を達成してほしいものだと思って

おります。

そして、きのう、中学校の運動会がありまして、すばらしい天候のもとに行われました。会場全体が、みんなが一体となってすばらしい運動会ではなかったかと思っております。生徒がてきぱきと動きまして、時間にも余裕がありまして、夏休み明けのいろんな行事につきましても、いろんなところでいろいろ問題が出ております。その中で、このようにすばらしい運動会ができたことは、三股町の伝統にもつながっていくんじゃないかと思っております。今後もこういうことを継続してやってほしいものだと思っております。

そして、初日の一般質問の中で農業災害につきましてもいろいろ質問が出ております。本日も、その中で内容的に同じような質問もさせていただくと思っております。そしてまた、土地改良区の中でも協議がなされているちゅうようなことでございます。それを含んだ上で質問をさせていただきたいと思っております。そこ辺たいを了解をお願いいたします。

それでは、質問いたします。

今年も台風5号が8月6日、本県に接近しまして、大雨、強風が長続きしました。本町におきましての取り組み状況、被害状況についてお伺いしたいと思います。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 台風5号における本町の状況ということでのご質問ですけれども、台風5号は強い勢力を維持したまま、ゆっくりとした速度で北上いたしまして、本町では8月5日から7日にかけて影響を受けたところでございます。

本町の台風5号における対応については、5日17時45分に災害警戒室を設置いたしました。18時30分に避難準備、高齢者等避難開始を町内全域に発令しまして、そして6日の7時に災害対策本部を設置し、7時半に第3地区、第4地区、第5地区に避難勧告を発令し、常に情報収集に努めてまいったところでございます。

被害状況についてでございますけれども、自治公民館館長と役場の職員共同での被害状況調査におきましては数件の倒木の報告がありましたが、大きな被害報告はございませんでした。

農業振興課のほうからは、小鷺巣農道、細目林道、福留水路について小災害の報告を受けたところであります。

今後も台風襲来時等については情報収集に努め、地域防災計画をもとに対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 台風、災害ですけども、本町においてそんなに大きな災害はなか

ったということですね。宮崎県においても、農水産被害額というのは1億7,000万ぐらいと聞いております。

その中で、8月ですけれども、まだ今から9月、10月となりますと台風のシーズンといいますか、非常に台風が多くやってくる時期でもあります。そしてまた、大きな台風が来る時期でもあります。

九州北部豪雨で立木対策の強化が必要と言われておりました。そして、ため池下流域被害ということが言われております。朝倉市では、決壊、流出したため池のほとんどが防災重点でなかったし、その中で想定を越す豪雨への対応が不十分な点は否定できないということが新聞の中で書かれておりました。その中で、これから先も大きな災害が出ないように減災対策が必要になっていくんじゃないかと思っております。

その中で、ため池はせきとめ効果もあります。氾濫規模を軽減して、時間をおくらせるということもあります。ため池が効験したことが報告されております。その中で、本町においても、ため池も何カ所もあります。そして上米公園についても、いろいろと整備事業がなされている、今から先、計画がなされているようであります。

その中で、やっぱり間伐材、その中で立木ということが流れる可能性もあります。パークゴルフ場の横の水路がきれいになっておりますけれども、その中で改めてそこ辺たいの点検とか、以前に池の耐震強化の検査といいますか、そういうことがありましたけれども、これから先は想定をされる雨が降るちゅうようなことが言われておりますから、とんでもない雨が降るちゅうようなことが、今度のいろんな新聞等にも書かれておりました。その中で、また土砂災害とか洪水の心配がされるところがあるんじゃないかと思っております。その中で、行政がやっぱり住民に対して情報を早目に、的確に、丁寧に伝えていくのが、大きな災害にもつながっていかないんじゃないかと思っております。

私が今、このようなことを申しました点で、改めてこの役場の、災害に対して、いろんなことがあつたら聞かせていただきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 災害等への対応、大雨時の対応ということで、常に町のほうも危機管理部局のほうで気象情報等見ながら、注意報、警報等見ながら、待機態勢をとっているところでもあります。当然、気象台のほうでも警報の可能性とか、そういうのをパーセント等で最近は出されるようになりまして、職員のほうも、前回の台風の時も、実際昼間も1回出てきて状況を把握しながら、また夕方出てくるというような対応をしているところでもあります。

こういう気象台情報というのも、やはり予報でありまして、なかなか大雨が降ったり降らなかったりということは、やはりつかむのは難しいところはありますけれども、常に情報収集しながら、



早目早目の対応で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 台風につきましては、大きな災害等はなかったちゅうことですが、改めまして早目早目の対策が必要ではないかと思っております。改めて、三股町におきましては大きな災害等が余り出てないわけですが、やはり、今、何どき、どこでどのような災害が起きるかわからない状態ですから、そこ辺の対応を踏まえた上で当たっていただければと思っております。

続きまして、町内の遊休農地と荒廃農地を非耕作地とすると、28年4月1日現在で質問をしております。この中で、各地区ごとの耕作面積ということで質問をさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 町内の非耕作地は遊休農地と荒廃農地を含めて非耕作地ということで、各地区ごとの非耕作地、それと10アール以上の面積は何カ所あるかという点につきましては、先ほどお手元にお配りしました、数値というのはここにありますので、そちらのほうをごらんいただきながら確認していただきたいと思っております。

まず、町内を、お手元の資料のように6つの箇所に区分しております。まず、中央地区につきましては、非耕作地の面積ですが、1.49ヘクタール、そして樺山地区が0.3ヘクタール、宮村地区が0.56ヘクタール、梶山・田上地区が0.6ヘクタール、長田地区が3.16ヘクタール、蓼池・餅原地区が3.39ヘクタールでございます。

次に、1区画10アール以上ということで、この1区画10アール以上は1区画800平米以上を拾い上げたものでございますが、その面積の筆数と面積についてお答えします。中央地区につきましては9筆の0.95ヘクタール、樺山地区につきましては3筆の0.3ヘクタール、宮村地区が5筆の0.55ヘクタール、梶山・田上地区が3筆の0.29ヘクタール、長田地区が10筆の3.09ヘクタール、蓼池・餅原地区が15筆の2.1ヘクタールで、合計7.28ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） このようなところで、中央地区とか長田、蓼池・餅原地区が非常に非耕作地が多い状況ですが、この中でその原因という、どういうことが考えられるか、もしわかったら伺いたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 細かくは分析はできていないんですけども、やはり一つは地域

に担い手がいないというところでは、それとあと、土地の圃場条件、基盤整備化されていない土地が多いというところ。それと長田地区等におきましては、特に有害鳥獣、こちらの被害も多いというところ。それと、蓼池・餅原地区というところの圃場条件なんですが、非常に水田というところでは湿田が多い。

1年中生産できるような圃場条件が備わっていないというところが大きな要因かと思えます。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） やっぱり今、担い手、高齢化の状態というふうなことじゃないかと思っております。やっぱり今後は考えなければいけないちゅうような状態ですけども、その中で相続未登記農地は、これは下ですか。下ですよ。ここに書いてあるんですけど、また改めてこのことに対しまして質問したいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、各地区ごとの、今の質問にもありました相続未登記地の農地の筆数ということで、また資料に基づいて報告いたします。

まず、中央地区が207筆、樺山地区が576筆、宮村地区が155筆、梶山・田上地区が414筆、長田地区が202筆、蓼池・餅原地区が492筆でございます。

次に、1区画10アール以上の相続未登記地の農地数の筆数につきましては、中央地区が112筆、樺山地区が432筆、宮村地区が113筆、梶山・田上地区が89筆、長田地区が119筆、蓼池・餅原地区が226筆でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） この相続未登記地の原因というものはどういうものがあるか、改めて伺っていきます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 直接この課題等について、町のほうで相続未登記地についての調査というのは実施していないんですけども、農業委員会を窓口としたところで、やはり大きく窓口に来られた方々等を含め、私たちが感じているのが——聞いた話もあるんですけども——非常に手続が面倒であるという点、それと農地に対する資産価値が低いという点、またその農地に関して未相続登記となっても、特に問題を感じていないというところが考えられると思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） その中で基盤整理とか、万が一ですけど、そういうことを行うと

きに未登記地の農地の変更はできるわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 基本的には、民法上、未相続登記がある部分とについては、土地改良区を含め、これは進めることはできません。ただ、5年以上とか10年以上といういろいろな要件はあるんですけども、5年程度の部分については、相続者、所有者の可半数以上の同意があれば執行はできるとか、そういった要件等ありますが、基本的には、未相続登記地については、そういった土地改良区に基づく事業を進めることはできないという状況です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか難しいちゅうことですね。

そしたら、今、政府が遊休農地の解消につなげようということで、課税強化の仕組みを創設しとるちゅうようなことで、農水省が遊休農地の課税を強化する制度で、農業委員会の勧告を抗し続けた場合、固定資産税が1.8倍になる仕組みがあるというようなことが書かれておりました。

勧告ちゅうことにつきましては、農業委員会がその以前にいろんなことで注意を行っているちゅうような状況も書かれておりました。みずから耕すというような意向を示せば課税対象にはならないというようなこと、農業委員会も、その対応に対して無回答や意向どおり対応しない場合ということ、それからみずからが耕作を再開したりすることがあったら解消はされるというようなことでしたけども、この中で本町は、ほかの県を見てみましたときに、もう取り組んでいるところもありますけども、本町としてはどのようにするのか伺っていきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 遊休農地の課税につきましては、地方税法則の規定により、平成29年度から課税が強化されたところであります。

内容は、農地法の規定による勧告のあった遊休農地の評価については、通常の農地標準値の価額を乗じている農地の限界収益修正率0.55で除して求めた価額によって、その価額を求める方法によるとされました。結果的に、通常の農地の約1.8倍となります。

本町を含め、県内の市町村におきましては、県知事の裁定がないため、課税強化された農地はありません。今後、県知事の裁定がなされれば、地方税法にのっとり課税してまいります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 知事からのはっきりしたことがないから、今のところはなされていないち、今後、あったらやっっていくちゅうような状況ですね。

遊休農地でも、条件のいいところと悪いところがありますよね。再生が困難な土地、全体的に遊休農地として全部扱っているのか。こういう条件の悪いとこ、そういうとこを外すというよう

なことはできないものか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今の課税の答弁と関連させながら話をさせていただきます。

一応、その課税の対象になるのは農業振興地域内の農地ということになるわけですが、今、内村議員のほうから質問がありました、その遊休農地の捉え方ということになるんですが、中には耕作者を探し出して、その集積等も含め、誘導も含め、そういった貸し手ですか、そちらのほうを探すのが農業委員会、農業委員の務めでございますので、そういった情報をもとにつくり手、貸り手、そういったものを探していきます。

しかしながら、中には、先ほども非耕作地のところで数字で申しましたけれども、どうしても湿田、そういったところ、あと有害鳥獣の駆除があるところ、そういったところについて、非常にやはり耕作が、今の機械の状況なり、あと担い手の感覚的な状況等なり踏まえたところで、なかなか耕作できない、紹介してもつくりたいという人が見つからない、そういった状況等がございます。やはり、そこには圃場の条件と、周囲の条件と、そういったものが関連してくるものかというふうに思います。

そういったところを踏まえて、今、農業委員会のほうでは、随時、農地パトロールというのを農業委員会の農業委員、そして最適化推進委員と、そういった農地を現地で確認しながら、誰にこの土地を貸して預けたのがいいのか、もしくはこの土地については、もう農地としての機能がないんじゃないかというところの判断をしてもらっております。そこで非農地判定という判定の仕方、そういったものを出しているような状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 結局、非農地判定ということは台帳から外すという、外してるちゅうことになりますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 非農地判定ということで、農地として扱わないという判断であります。これは、一方的に農業委員会のほうから決めるのではなく、地権者の方々と十分やりとりをやりながら、そういった判断をさせていただきますというところで、お互い納得——農業委員会、そして地権者も納得した上で、そういった判断をさせていただくということになりますので、農地としては見ないという判断になりますが、課税上、農地以外になりますので、雑種地なり、そういったことで課税が課せられる可能性はあるというところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 借り手は今、仕事をする場合に広い土地が機械化が今は進んでい

ますから、機械化の中でやる中で、やっぱり広い土地を求めますよね。やっぱり狭い土地は敬遠するちゅうか、そういう形になってくると思いますけども、まだそういうことに対しては、はっきりとは、今なされていないちゅうような状況じゃないかと思います。

その中で岡山県の津山市、去年4月時点で947ヘクタールに、遊休農地が1年間で163ヘクタールまで急減したと言われております。このようなことで、再生困難な土地を台帳から外したことが大きな理由というふうなことが書かれておりました。対象の理由となったのは、先ほど言われましたように水田地ですけれども、日照、日が当たらないと、湿田である、水利が悪いちゅうようなこともありました。道が狭くて農機が入らないといった不立地条件、そして資産価値も低い。そしてまた、島根県吉賀町ですか、ここも事前に通知して、非農地と判断してよいか尋ねて、了承した場合にだけ、それに対応したというようなことで書かれておりました。

その中で、非農地を台帳から外して、改めて伺いたいと思いますけども、遊休農地増税を避けることはできないものか、これは農業委員会の問題ですけども、改めて伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） その遊休農地に対する課税というところなんですが、今現在、農業委員会のほうでの農地パトロールという中に、遊休農地の中に、周囲の環境なり圃場条件等も出しながら、あと地権者には、やはり地権者の一つの義務的なところは、やはり作物をつくらなくても保全管理は実施すると、これ、やはり義務でございまして、それさえも実施できないというところであれば、先ほど言いましたように、地権者とも話をしながら、農業委員会のほうからもいろんな形で通知いたします。隣地にやっぱり迷惑をかけますので、雑草、そういったものの刈り取り等を実施してくださいということで何度か通知するんですが、そういった農地等につきましては、借り手もなかった場合、地権者のほうと話をしながら非農地判定ということの判定させていただいて、その後は農地という条件が外れますので、土地と一緒に課税がかかるということはしようがないのかなというふうに思います。

ただ、農業委員会のほうで増税につながるように促しているわけじゃないというところがございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか難しいですけども。

続きまして、今から先、9月、10月というのは農繁期が忙しくなるわけですけども、水田に空き缶や空瓶、ペットボトルが捨てられております。特に、空瓶はけがをする可能性もあります。そして、今、機械等もコンピューターが使われておりますから、以前にも質問いたしましたけど、こういう対策とかはなされていないか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 空き缶、空き瓶等の不法投棄についてお答えいたします。

不法投棄は、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地、農地等に捨てる行為でございます。空き缶、空き瓶など、軽微なごみのポイ捨ても不法投棄となります。町では、クリーンアップみまた等の清掃活動を通じて不法投棄に対するモラルの向上に努めるとともに、不法投棄対策として啓発看板の提供や定期的に河川浄化推進委員によるパトロールを行っておるところでございます。

また、広報みまたにおいて、不法投棄に関する特集を掲載し、啓発に努めてまいっております。今後も、回覧板等で不法投棄対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

不法投棄は犯罪ですが、投棄した者が見つからなければ、土地の管理者の責任において、原則みずから処分することになります。不法投棄の多くは荒廃地で発生しております。荒廃地にならないよう草を刈ったり、敷地が道路に面している場合はフェンスやロープを設置したりすることも有力な対策となり、自分の敷地に不法投棄されないよう、土地の適正な管理を心がける必要もあると考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 不法投棄も、やっぱり人がいないときに捨てるわけですから、見張っているわけにはいかないわけで、なかなか難しい状態ですけども。いろんなところで、総会とかそういうようなところで話とかされてももらったら、こういうことちゅうようなことをやったらいいんじゃないかと思っております。

その中で、これから先、農繁期になりますけども、忙しくなります。けが等も出る。やっぱり機械とか扱えば、いろんなけがとか、忙しくなったり天気がよかったりしたら、農繁期集中して忙しくなりますから、晴れ間のうちに一極に農作業が集中します。その中で事故につながる可能性がありますから、やっぱり声かけとか点検が必要と言われております。いうことでして、このようなことに対しましても、一人一人が意識を持って声かけとかそういうことをすることは一番大切じゃないかと思っております。その中で事故につながらないようにやっていかれたらいいんじゃないかと思っております。

続きまして、福留用水路のことについて伺います。

福留用水路につきましては、8月に現地に行きまして、現地を見まして、物すごくきれいになっておりまして、本当に相当な、大変だったろうなと思っております。

福留用水路に入りまして、まず入ってから向かって右のほうが斜面があつて、左のほうも斜面があつて、真ん中に川が流れてきておつて、右のほうの斜面のほうが崩れてきたわけですけども、

これからこの中で、先ほど申しましたように、いろんな流木対策というようなことが強化が必要じゃないかとも言われております。この中で、川のそういうところに砂防をつくったらいんじゃないかと話が出たわけですけども、これに対してどう思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今の内村議員のほうから質問がありました福留水路ですけども、恐らくこちらのほうで確認しているのは、その砂防の件につきましては、沢水、そして湧き水等ですか、そういった山水等が流れるその排水溝の入り口の部分のそちらのほうに、そういった流木等が詰まる可能性があって、それがまたオーバーフローして道路のほうに流れるんじゃないかという意見かと思えます。

その件についてもなんですけども、先日、樺山土地改良区のほうともそういった確認をさせていただきました。また、現地にも再度、職員の方も行って確認をさせていただきましたが、やはりその件につきましても、対策工法については土地改良区もしくは多面的機能交付金事業、そちらのほう、そして行政がすべきところはどうかというところを、もう一回はつきりさせながらやっていきたいというところで、樺山土地改良区のほうとは話をしている状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろと協議をなされているちゅうようなことですけども。右側の斜面が崩れてきたわけですよ。入ってから左側の斜面も危ないんじゃないんかちゅう話が出たわけですよ。そしたら、崩れてからするより、その前にできるようなことがあったらできたらいいんじゃないかという話も出たわけですけど、このことに対してはどう思いますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） その件につきましても、当初は現状確認させていただきまして、崩れたその右側の斜面の下にそういった山水、沢水を流す排水溝があるんですけども、その脇の土手のことを言っていらっしゃるのかと思ったんですが、今の話からすると、その上部の山の斜面ということによろしいでしょうか。

○議員（6番 内村 立吉君） はい。

○農業振興課長（白尾 知之君） 実際、ああいった危険性の高い斜面というのは、水路沿いの山を見ても、かなりたくさんあります。それを、危険性があるというところで事前にやるとなると、これはもう優先順位も含めてなんですけど、相当な費用がかかると。それは、もう相当な費用がかかります。可能性というところでやっていきます。そうなった場合の費用負担というのはどうするのかというのが、まず第一。

災害が起こってからなった場合には、その災害復旧ということで国のほうからの交付金等が出ますので、そういった復旧作業できるんですけど、事前に危険箇所を修復、そういうのを防ぐ

という作業については、非常に予算といいますか金銭的に難しいのではないかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか難しいちゅうような状況ですけども、私たちも何人かのメンバーと土地改良区の皆さんと、また農業振興課長もいろいろ話をなされたんじゃないかと思っております。その中で私たちもそれなりに協議をした中で、早目に対応したほうが、崩れたより、できたらやってもらったほうがええんじゃないかちゅう話も出ました。災害が起きてから、災害復旧費ちゅうようなことでお金が出るんでしょうけども、そういう中で、できたらその前に、できる状態だったらやったほうがいいんじゃないかと話が出ましたので、これ改めて質問させていただきます。

続きまして、これは質問に上げておりません。河辺田、五本松、原田に未舗装の道路が見られます。草刈りとか、そんな労力節減です。その中で、そういう舗装化を図っていただきたいちゅうような意見もありました。年見川沿いも……。

○議長（池邊 美紀君） 通告になれば……。

○議員（6番 内村 立吉君） 新しい質問はしません。

○議長（池邊 美紀君） はい。

○議員（6番 内村 立吉君） 済みません。年見川沿いでの舗装箇所も、老朽化によるひび割れやくぼみ等が見られるということでありました。ここ辺のことに對しましても、できましたら現地調査をしてもらって、見てもらって、確認をしてもらえればと思っておる次第であります。

なかなか、多面的機能支払とか土地改良区とかいろいろありますけども、それでは補えないこともありますから、その中で、またいろんなことに對しましても話し合いをしながらやっていかなければならないと思いますので質問させていただきました。

これにつきまして、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

---

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後0時00分散会

---



---

平成29年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成29年9月12日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

平成29年9月12日 午前9時55分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 木佐貫 辰生君 副町長 ..... 西村 尚彦君

教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
農業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	上原 雅彦君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	内村 陽一郎君		

---

午前9時55分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、監査委員事務局書記長から決算審査意見書の修正の申し出がありますので、ここでお願いします。

○監査委員事務局書記長（兒玉 秀二君） おはようございます。監査委員事務局より決算審査意見書資料の修正を報告させていただきます。

平成28年度三股町一般会計特別会計決算審査意見書、三股町基金運用状況審査報告書の資料になりますが、これ資料の37ページになります。よろしいでしょうか。決算意見書。（「決算資料の」と呼ぶ者あり）はい、皆さんあったでしょうか。（「62号の終わり」と呼ぶ者あり）議案第62号の終わりのほうですね。資料37ページになります。よろしいですか。

資料37ページの上段の括弧ア、三股町財政調整基金の表の左側のほうの年度の欄ですが、「平成23年度から27年度」と表示してありますが、正確は、「平成24年度から28年度」の間違いでありましたので、修正させていただきます。

なお、資料の修正につきましては、本日の会議が散会后、各委員会室において事務局のほうで修正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（池邊 美紀君） 次に、福祉課長より議案書の修正の申し出がありますので、ここでお願いします。福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） おはようございます。福祉課より修正のお願いをいたします。

議案第72号の表紙、平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算書、括弧で「第1号」となっておりますが、そこを「第2号」に修正をお願いいたします。

修正につきましては、散会后、修正させていただきます。修正につきましては、委員会室におきまして、福祉課のほうで修正いたしますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

---

## 日程第 1. 総括質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第 1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、報告 2 件を除く全ての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1 議題につき 1 人 3 回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、議案第 5 5 号から第 7 6 号までの 2 2 議案及び諮問 1 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。森議員。

○議員（1 番 森 正太郎君） 議案第 7 6 号についてですが、消防団の機動本部のポンプ車を取得したいということですが、ほかの各部の消防団が使用している車両の使用年数と走行距離をお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、各部の車両の使用年数と走行距離ということで、消防車両については全部で 1 4 台管理しておりますので、一番古いやつと新しいやつと今回買いかえるやつについて、報告させていただきます。

まず、1 4 台の中で一番古い車両は本部 3 号車補給車となっております。その車庫の一番大きい車になるんですけども、それが 2 5 年と 8 カ月経過しております、走行距離が 1 万 4, 8 9 3 キロでございます。

次に、一番経過年数が短い車両ですけども、第 5 部の軽自動車の積載車です。小さいやつなんですけども、現在、消防庁から貸与で配備している物ですが、それについて、使用年数は 3 年と 6 カ月、走行距離にしまして 5, 2 4 7 キロになっております。

今回更新をいたします本部 5 号車ポンプ車でございますけども、使用年数は 2 3 年と 1 カ月、走行距離が 1 万 1, 5 4 3 キロとなっております、なお、各部の車両の壊れたポンプにつきましては、平成 1 0 年に購入している物であります。1 9 年経過しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森議員。

○議員（1 番 森 正太郎君） 同じく 7 6 号についてなんですけども、今回買いかえる物以外にも、消防車はいっぱいあるんですけど、今後の更新計画があればお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） ただいまのところ、3カ年実施計画書に載っているような更新計画等、まだ出していないところなんですけども、今後は、各第1部から7部の車両は既に13年、14年経過しておりまして、先ほど申しましたポンプについてももう19年経過しているということで、担当課のほうでは走行をどうしようかということで、今検討はしているところですが、実際、計画としてまだ出している段階ではないです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 議案64号及び65号についてお聞きいたします。

この町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例と、それから議会議員報酬等なんですけど、この引き上げではなくて附則の部分、10月1日とした理由、なぜ10月1日なのかという理由を教えてほしいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の答申が2月の後半にいただきました。そしてまたパブリックコメント、そしてまた地区座談会等をさせていただきました。それを踏まえて、今回条例改正案を提案したところでございます。通常でしたら、大体年度内に答申等をいただきまして、そして3月議会に条例提案、そして4月1日施行というのが常識的といえますか、通常でございますけれども、今回は答申が非常に遅れたといえますか、こちらから諮問するのが11月でございましたので答申が2月と、そういう経過を踏まえますと、やはり提案以降に実施するというのがこれまでの通常でございますので、今回は9月議会でありますので、10月1日ということにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それは、特別、非常勤の者であれば年度の当初にやるべきだったけど、おくれたから年度の途中にやるんですよというふうに思うんですけども、町長と議員等については、要するに実施時期が10月1日というのはぴんとこない。なぜそうしたか。普通のいろんなところの、ネット等で調べても次期改選からってしているところが多いんです。なぜ10月1日というのにこだわられたのか。そこだけお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 特に10月1日にこだわったわけではなくて、議会終了後実施するという今までの慣例に基づいたところで、この提案したところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 関連なんですけども、64号、65号、66号について、64号は町長、副町長、教育長、65号は議長、副議長、常任委員長、議運長、議員、66号は選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員の報酬の増減率をお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、増減率についてお答えいたします。

議案第64号における町長、副町長及び教育長の給料の増減率につきましては、町長が4.97%、（発言する者あり）表をお配りしておりますけども、（「答弁お願いします」と呼ぶ者あり）副町長が4.97%、教育長が4.86%となっております。

議案第65号における議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬の増減につきましては、議長が9.8%、副議長が9.7%、常任委員長が9.91%、議会運営委員長も9.91%、議員が9.77%となっております。

議案第66号における教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員及び日額で定められている非常勤特別職の報酬の増減率につきましては、教育委員会委員が69.96%、監査委員の代表監査委員が38.86%、議会選出が61.34%、選挙管理委員会委員の委員長が35.06%、委員が30%、日額で定められている非常勤特別職が委員長及び会長職で18.75%、委員等が19.15%となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今お尋ねいたしました増減率について、特に増減率の高い監査委員の議員と教育委員会の委員について、この増減率が特別に高いという事情があればお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回、かなりの期間にわたって見直し等がされていなかったところでございますけども、今回、議案66号における教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員及び日額で定められている非常勤特別職の委員の報酬につきましては、県内の町村、人口1万8,000人以上の団体で、5団体の平均額の水準への引き上げとなるということで答申がされておまして、実際比較したところ、それだけ差が大きかったということで、かなり大きな上げ幅になっているところもございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。65号の議員報酬の引き上げについてですけれども、町長はこの議員報酬引き上げの、どういう思いで提出されたのか、あればお尋ねし

たいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の議員報酬等の引き上げの議案は、提案理由で申し上げましたとおり、三股町特別職報酬等審議会の答申書に基づきまして改定案を提出させていただきました。前回の答申はリーマンショック直前の答申でありまして、提案しようとしていた矢先に、リーマンショックによる金融不安に端を発する世界同時不況から日本、そして地方の経済情勢、社会情勢を総合的に勘案しまして、答申案を議会に提案できなかつたところでございます。今回の審議会は、このリーマンショック後10年近くを経過いたしまして、そして経済、社会情勢も落ちついておりますし、議会からの報酬見直しの要望もございました。

また、農業委員会制度の見直しに伴う報酬新設の必要性もございまして、そういう事情を踏まえまして、審議会の開催に至ったところであります。

審議会は、昨年11月から4回ほど開催されました。委員については、自治公民館、商工会、女性団体、企業、そして金融機関、大学の先生など各方面を代表する方々で構成されておまして、審議は他団体との比較や経済、社会情勢、そして議員活動の現状等を踏まえまして、熱心かつ、そして慎重に審議され、答申案を作成していただいたところでございます。

このようなことから、答申の内容は審議会委員全員の熟慮の上であり、適当というふうに理解し、判断し、提案する次第であります。つまり、町民各位にご理解いただける内容との思いで提案させていただきました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） しばらく引き上げが行われていなかったということなんですけれども、最後の議員報酬の改定が行われた年度の決算における町税の歳入の決算額と、今出されています平成28年度のもの进行比较した場合の町税の増減率をお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 最後に議員報酬の改定が行われました平成6年度の町税の歳入決算額は14億1,287万598円です。平成28年度の町税の歳入決算額20億7,077万416円を当時と比較した場合の増減率は、46.5%の増となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、総括質疑を終結します。

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願ひします。

しばらく本会議休憩し、全員協議会といたします。

午前10時15分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時17分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時17分散会  
-----

議事日程(第5号)

平成29年9月22日 午前9時55分開議

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 質疑(議案第55号から第76号の22議案及び諮問第1号)  
日程第3 討論・採決(議案第55号から第76号の22議案及び諮問第1号)  
日程第4 議員派遣の件について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 質疑(議案第55号から第76号の22議案及び諮問第1号)  
日程第3 討論・採決(議案第55号から第76号の22議案及び諮問第1号)  
日程第4 議員派遣の件について
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
|-----------|-----------|



---

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
農業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	上原 雅彦君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	内村 陽一郎君		

---

午前9時55分開議

○議長（池邊 美紀君） それでは、おはようございます。開会前ではありますけれども、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、監査委員事務局書記長から決算審査意見書の修正の申し出がありましたので、ここでお願いします。

○監査委員事務局書記長（兒玉 秀二君） おはようございます。監査委員事務局より決算審査意見書資料の訂正を報告させていただきます。

一昨日の一般会計予算決算常任委員会場で、事前に説明させていただきましたが、平成28年度三股町一般会計特別会計決算審査意見書、三股町基金運用状況審査意見書の資料の8ページ、上段の（3）収支の状況の（ア）実質収支についての説明でございますが、説明の3行目から4行目において、実質収支比率を見ると2.3%となりとありますが、正確には5.4%であります。

訂正させていただきます。本当に申しわけありませんでした。

○議長（池邊 美紀君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 常任委員長報告**

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査の結果

を、会議規則76条の規定に基づき、ご報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案60号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号、73号、74号、75号、76号、諮問第1号の計13件でございます。以下、議案ごとに説明をさせていただきます。

議案第60号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

本案は、平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入決算額4,535万9,650円、歳出決算額4,452万4,008円、翌年度繰越額83万5,642円とするものであります。

審査の結果といたしまして、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第61号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

本案は、平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入決算額3,689万7,794円、歳出決算額3,619万304円、翌年度繰越額70万7,490円とするものであります。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第62号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

本案は、平成28年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入決算額4億3,143万5,841円、歳出決算額4億2,359万2,774円、翌年度繰越額784万3,067円とするものであります。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第63号「平成28年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」でございます。

本案は、地方公営企業法第32条2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金6,273万716円のうち、2,000万円を減債積立金に積み立て、1,900万円を建設改良積立金に積み立て、2,292万4,731円を自己資本金に積み立て、残金80万5,985円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算において、平成28年度は施設費として、新設配水管の布設を1.3キロメートル、

老朽管、小径配水管など布設がえを3.1キロメートル施工し、配水管の耐震対策に取り組むとともに、良質な水の安定供給に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が4億766万6,662円、支出額が3億4,549万7,048円となり、当年度純利益が6,216万9,614円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入額が1,411万9,916円、支出額が1億7,031万5,832円となり、差し引き不足額1億5,619万5,916円につきましては、当年度損益勘定留保資金、当年度分消費税調整額で補填したものであります。

審査の結果といたしまして、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、失礼しました、議案第64号であります「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第65号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第66号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の3議案につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案は、平成29年2月23日に、町長へ答申のありました三股町特別職報酬審議会答申書に基づき、町長等の給与、議会議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤の者の報酬について改定を行うものであります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、消防団員の出勤手当につきまして、議案第66号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をもとに、所要の改定を行うものであります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額4,652万9,000円に、歳入歳出それぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,773万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成28年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、公共樹設置工事、舗装補修委託料及び平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額3,721万6,000円に、歳入歳出それぞれ186万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,908万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金、平成28年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしまして、施設修繕料及び平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金を補正するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第75号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額5億4,481万1,000円に、歳入歳出それぞれ825万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,306万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、下水道使用料、一般会計繰入金及び平成28年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、舗装補修委託料、平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金及び予備費を増額補正するものであります。

○議長（池邊 美紀君） 暫時休憩をお願いします。

午前10時09分休憩

-----  
午前10時11分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） それでは、議案第75号からもう一回、言います。

「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額5億4,481万1,000円に、歳入歳出それぞれ825万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,306万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、下水道使用料、一般会計繰入金及び平成28年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、舗装補修委託料、平成28年度決算に伴う一般会計への繰出金

及び予備費を増額するものであります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号「財産の取得について（三股町消防団機動本部ポンプ自動車）」であります。

ご説明申し上げます。本案は、消防団機動本部で使用している消防ポンプ自動車が購入から23年が経過し、老朽化していることから買いかえようとするものであります。契約により、中村消防防災（株）から2,224万8,000円で取得しようとするものであります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することとなっております。人権擁護委員である上西理恵氏が一身上の都合により、平成29年5月31日付で退任されました。その後任につきましては竹之下洋子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で同意すべきものと決しました。

以上、13議案、ご報告させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） おはようございます。それでは、文教厚生常任委員会の審査の結果を報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第56号、57号、58号、59号、69号、70号、71号、72号の計8件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第56号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額35億3,432万1,069円、歳出決算額33億3,151万481円、翌年度繰越額2億281万588円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額2億4,149万9,440円、歳出決算額2億4,097万2,113円、翌年度繰越額52万7,327円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第58号「平成28年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額21億7,136万5,141円、歳出決算額21億1,058万8,867円、翌年度繰越額6,077万6,274円となっております。

本案の審議経過において意見が出ました。被保険者数の推移と介護保険要介護要支援認定者数の推移の明細提出を要求し、動向を探りました。健康な保険者が増えつつある傾向にあります。また、認定審査のあり方についても関心を持つべきだという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額1,698万8,160円、歳出決算額1,530万29円、翌年度繰越額168万8,131円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第69号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額35億4,059万円に歳入歳出それぞれ1億2,987万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,046万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、療養給付費等交付金の過年度分及び平成28年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成28年度国保事業費等精算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額2億6,889万4,000円に、歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,020万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料の過年度分及び平成28年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の過年度分保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額22億1,858万2,000円に歳入歳出それぞれ6,187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,045万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、基金積立金、償還金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額1,594万8,000円に、歳入歳出それぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,763万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第55号「平成28年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」と議案第68号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第2号）」の2件でございます。以下、ご説明いたします。

最初に、議案第55号「平成28年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額100億6,859万863円、歳出決算額97億1,417万3,804円、翌年度繰越額2億9,888万4,259円で、剰余金補正の決算となりました。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

本案は、非常勤特別職などの報酬改定に伴う報酬や、国、県の補助金内示・決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等についての所要の補正措置を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額98億5,975万6,000円に、歳入歳出それぞれ4億7,977万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,953万4,000円とするものでございます。

歳入について、主なものをご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するもので、国庫支出金は、番号制度システム改修費補助金などを増額補正するものであります。

県支出金は、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金などを増額補正し、内示等により農地中間管理機構支援事業費補助金などを減額補正するものです。

繰入金は、特別会計繰入金に、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を増額補正するもので、基金繰入金は、財政調整基金繰入金からの繰入金を増額補正するもので、繰越金は前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については、農地中間管理事業受託事業収入を減額補正し、学校給食会運営委託料前年度清算返還金などを増額補正するものです。

町債は、消防債・臨時財政対策債を増額補正するものです。

続いて、歳出について主なものをご説明いたします。

歳出の各費目にわたる報酬等については非常勤特別職などの報酬改定に伴う増額補正をするものでございます。総務費は庁舎管理費、電算管理費において機構改革に伴う修繕料不足分、地域交通対策費、くいまーるバス車庫購入などを増額補正するもので、民生費は社会福祉において国民健康保険特別会計繰出金などを増額補正するものでございます。

児童福祉費においては、子供のための教育・保育給付費負担金返還金などを増額補正するもので、農林水産業費は、産地づくり支援事業費補助金や寺柱民有林法面災害復旧工事などを増額補正し、雇用契約職員委託料などを減額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において、道路維持補修費として工事請負費を、住宅費において修繕料などをそれぞれ増額補正し、町営住宅東原団地B棟実施設計業務委託料などの執行残などを減額補正するものです。

教育費は、保健体育費において勤労者体育センター耐震補強工事、改修工事などを増額補正するもので、諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整積立金に積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

債務負担行為については、AV研磨機リース事業を平成34年度までの5カ年事業として追加し、集中管理公用車更新事業の5カ年事業を導入時期のずれにより、債務負担を補正するものです。

地方債補正については、勤労者体育センター耐震補強改修事業を追加し、臨時財政対策債は交付金の決定に伴い、限度額を増額補正するものでございます。

以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、本会議をしばらく休憩します。

午前10時26分休憩

-----  
午前10時33分再開



○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 質疑（議案第55号から議案第76号の22議案及び諮問第1号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 議案第64号、65号、66号、同じ質問ですので、一括して行います。

この3議案について、それぞれに審議時間及び審議内容について、どういうことを審議され、どれぐらい時間がかかられたのかをお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 審議内容につきましては、平成6年度から報酬が上がってないちゅうようなことで、それと若い人に興味を持ってもらうちゅうようなこと、いろんなことを全体的に、総合的に含めた上でのことでこういう賛成という形になりました。審議時間は1時間ぐらいであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 審議時間が1時間ということですので、例えば、64号についてはどうであったとか、65号についてはどうであったとかというふううに聞いたんですけれども、されませんでしたので、まずは65号について、どういう審議内容をされたのか、附則の平成29年10月1日という審議はされたのか、時間と内容をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） それは十分審議しました。このことに対しましては、先ほど、報告したとおりでございます。総合的にいろんなことを踏まえた上で審議をいたしました。これにつきましては、3議案関連がありますから、総合的にこれは審議をいたしました。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案64号、65号、66号につきまして、一括で質疑したいと思います。

報酬等審議会のメンバーを教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 休憩します。

午前10時36分休憩

-----  
午前10時37分再開

- 議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。総務産業常任委員長。
- 総務産業常任委員長（内村 立吉君） 委員会のメンバーは、会長が西山繁敏さんです。委員が春日由美さん、委員が曾我部茂さん、森秋生さん、黒木兼一郎さん、和田建一郎さんの6名であります。
- 議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。
- 議員（1番 森 正太郎君） 議案第64号、65号、66号につきまして、ただいま伺いました報酬等審議会のメンバーの中に、公募で選ばれた方はいらっしゃいますか。
- 議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。
- 総務産業常任委員長（内村 立吉君） いません。
- 議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。重久君。
- 議員（9番 重久 邦仁君） 同じく今、64、65、66で、総務委員長にお尋ね申し上げます。
- 答申を委員会の中で受けて、当初に町長からこういう結果でこのような提案をするということの中で、リーマンショックがあったから、今まで上げてこなかったということとありましたけれども、委員会の中では、この23年間かけて報酬等について原因はこうだったなというような、討議はなされたのかお尋ね申し上げます。
- 議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。
- 総務産業常任委員長（内村 立吉君） これも、先ほども言いましたように、いろんなことを総合的に含んだ上で協議をいたしました。その中で案はこういうふうになった次第であります。
- 議長（池邊 美紀君） 重久君。
- 議員（9番 重久 邦仁君） ここに至るまでに議会、平成5年度からの中身として総務課長が説明をいろいろされたかと思えます。その中で、報酬審議会等からの答申の中において、現在に至るまでの過程の中で、報酬審議会を今回の答申を行ったが、まだ格差があるというようなことで、再度まだ見直すべきところは見直さなければいけないのではないかなという答申があったかと思えますが、その点について、委員会の中では、もう今度上げたら、もうこれでよろしいというような意見だったのか、再度これは毎年各年度行うべきじゃないかというような意見があったかどうか、お伺いします。
- 議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。
- 総務産業常任委員長（内村 立吉君） それはありました。毎年、今までがやっぱり23年間で、やっぱりそこ辺あたりが審議されなかったということがおかしかったんじゃないかという

ようなことがありました。そういう中で、毎年やっぱり審議していったほうがいいんじゃないかというような話がありました。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 委員会の中でそれが出た以上、またその議会で町長からの答申を、報酬審議会から答申を受けた町長は、今度は今議会にその結果として上げられたわけです。今度は、議会としてはそれを審議したんですが、やっぱり今報酬審議会としての答申の中にあった文言を、さらに議会としてはやっぱりまた報酬審議会を再度また今年ですかね、来年か、そういう設定ですね、そういうことについて、具体的に行政のほうにまた返す、委員会のほうの結論として出してほしかったなと思うんですが、またそういうのは結局は本年の12月になりますか、人事院勧告はもう出ていますね。1.0何倍か、今度また報酬を上げると、報酬じゃなくて……。

○議長（池邊 美紀君） 重久君、委員長に対する質疑をお願いします。質疑のほう。

○議員（9番 重久 邦仁君） だから、その公務員給与改定の数字が出ておりますが、そこまで内部においての話が今後も目下にらんで、また上げるのかなと、そういうことについて、議会からは具体的な意見として委員長報告の中には何もありませんでしたので、その辺たいの議会からもまだ報酬についての委員会等について、審議すべきだというような意見はまるっきりなかったか、あったらあった、どっちでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 先ほど答えましたように、いろんなことを踏まえながら審議したわけでありまして、26年間上げなかったということに対しまして、それまでに審議されなかったということがやっぱりおかしいんじゃないかというようなことが出ております。これは、報酬審議会で諮られて上げた問題ですから、私たちがこれはどういうこと、これに対して上げると町長に諮問されて、報酬審議会の中でもまれて、そして上げられたわけですから、これから先はそういう中でただすということの話があっただけであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかの議案ですか。

○議員（9番 重久 邦仁君） 同じです。

○議長（池邊 美紀君） 今3回目です。3回以内。

○議員（9番 重久 邦仁君） 64号3議案に対して（笑声）

○議長（池邊 美紀君） 1議案につき3回。

重久君、起立をお願いします。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今回町長から答申があった、したがって議案として委員会に付託されたわけだから、答申を受けたから、それについて云々じゃなくて、議案として出たんだから、委員会としては積極的にどうするんだという方向の意見が欲しいなということで私聞いたのであ

って、またそのことを今度結びつけてもらうような委員会でなければ、議会基本条例の中にも十何条ですかね、報酬等について、議会は積極的に提案できるということが書いてありますので、その辺の意見は出なかったか、お尋ね申し上げます。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） そういうことは出ておりません。附帯意見としまして、報酬審議会等で特別職の報酬等については類似団体との均衡を図る必要があり、常にその水準を検討すべき事案と考えておりますので、定期的に適時に当審議会は開催し、引き続き検討するというような要望が書いてあります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） その適時にまだ格差がありという答申を受けた中で……。

○議長（池邊 美紀君） 重久君、議案番号を明示してください。議案番号。

○議員（9番 重久 邦仁君） 64号、65号、66号の関連して、3件の中の総括して質問を申し上げているわけでありませう。

○議長（池邊 美紀君） 3回以内となっておりますので、明示されたら3回以内でお願いいたします。

○議員（9番 重久 邦仁君） まだあるもう一回休もうかな。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

---

### 日程第3. 討論・採決（議案第55号から第76号までの22議案及び諮問第1号）

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第3、討論・採決を行います。

議案第55号「平成28年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第55号「平成28年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論させていただきます。

審議の中で、マイナンバー関連歳出の財源が一般会計からも出されているということが明らかになりました。マイナンバーは、行政や政府が住民からの要請なしに、一方的に国民にリスクと負担を押しつけるものであります。そのような事業に対して、町が一般財源からお金を出すとい

うことは絶対に許されないという立場から、55号、一般会計の決算について反対とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決します。

議案第55号は、一般会計予算決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第56号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第56号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第57号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第57号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第58号「平成28年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第58号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第59号「平成28年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第59号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第60号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第60号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第61号「平成28年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第61号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第62号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第62号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第63号「平成28年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第63号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第64号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。



これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております議案第64号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

額そのものについては、町長の報酬等は三股町は宮崎県で一番大きい町としては、ほかの自治体をリードする立場から、額がもっと高くてもいいのではないのかなというふうに思っています。

問題は、最後の附則であります。附則の、この条例は平成29年10月1日から施行する。我々は議案に対する提案権、審議権を持っています。議案の審議権とか提案権を持たない人たちについては、それは現在からでも当てはめるべきだというふうに思いますが、我々はそういう権利を持っているということであれば、持たない人たちのものを審議すべきだというふうに思います。すなわち、この条例をこの時期に出すのはものすごく賛成であります。

しかし、この附則で10月1日を過ぎて次の改選から適用するというふうにしたほうが、新しい町長からですから、今の現町長ではないんですよという立場から、すんなりくるというふうに思っておりますので、この附則のこの1行がだめだという観点で反対いたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第64号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第65号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 議案第65号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

この議案も、先ほどの64号と同様に、議会は基本条例を持っていて、提案する権利も審議する権利も議決する権利も全部持っています。ということであれば、あと1年半後には町議会議員選挙もあります。ということは、自分たちの報酬ではなくて、次期の議員から適用する、そのほうがすっきりくるという同じような意見から反対いたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第65号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

議員報酬というのは、議員が議会の活動に専念して、さらに勤労者としての平均的生活と議員独自の活動が保障される限度の金額ということと同時に、住民の生活と照らし合わせて、住民の声を取り入れて、その上で、議員の身分というのは成立するものではないかなと思います。

町長の提案を受けまして、総括質疑で改めましてこの提案するに至った思いをお尋ねしたところ、その中で、住民の福祉の向上につながるという視点が入っていなかったということと、また先ほど委員長報告に対する質疑の中で、審議会の委員を公募で行っていないということがありました。住民の声を広く聞くという立場から、例えば審議会を公募するとか、またパブリックコメントも実施しております。しかし、この議案に対して、報酬を改定する我々議員自身が、もっとパブリックコメントを住民に広く知らせて、住民の声を広く聞くという努力が足りなかったのではないかなということも一つあります。

金額に関しましては、総括質疑でお尋ねしたのは、私は徴税がどのぐらい増えているかと、この23年間のうちに。その中で、46.5%増えているということで、その観点では、今回の報酬の引き上げ額というのは妥当ではないかなという面もあります。しかし、現実に最低賃金で働いている労働者の方、住民の方、こういう方の生活を果たしてもっと真剣に耳を傾けたかなと、出てきた数字だけを見ているのではなくて、そこに至る過程が果たして充実していたのかなというところに疑問があります。また、先ほど委員長からの答弁がありました若い人にもっと興味を持ってほしいと、これは、議会に新しい議員に入ってもらいたい、一定の資産のある者以外は議員にならないという状況は好ましくないという立場からの発言だったのではないかなと思います。それを考えますと、やはり年度途中で今いる議員を引き上げるということではなくて、次期改選から引き上げるのが妥当ではないかという立場から、本案に反対いたします。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議案65号、議員の報酬について、賛成の立場から討論申し上げます。

小泉三位一体改革の中に、議会制度改革も非常に変わりまして、提案権その他いろいろと議会に付与されたものがあります。また、議員が全国地方議会においては副業でよいということが一般に言われております。だから、報酬は低くてもいいんだと。しかし、今、先ほど申し上げましたように、国からいろいろと三位一体改革の中の権限を与えられた以上、それに伴う仕事をしなければならぬという立場に地方議員も置かれているわけでありまして。よって、ある程度生活、子供を養えるぐらいの給与のものがあって当然だと思ひ、今度の報酬改定の議員の件につきましては上げるべきだということで、賛成の立場で討論申し上げます。

以上。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど、審議がもっと足らなかったんじゃないかとか、パブリックコメントが不足したんじゃないかとかいろいろ言われましたけれども、いろいろとパブリックコメントも審議会もいろんなところであったというようなことを十分聞いております。若い人に聞きましたけれども、一定の限られた人たちがばかりじゃありませんから、多くの方に興味を持ってもらうというようなことで、私、委員会の中でも決定したことでありますから、賛成の立場から従います。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

ご異議があるようですので、起立により採決します。

議案第65号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております議案第66号について、賛成の立場で討論いたします。

今までの64号、65号とは違いまして、特別職の人たちは提案権も審議権もありません。ということは、我々がその問題について審議をするということは大変重要なことだというふうに思っています。宮崎県の費用弁償とかそういうことではなくて、全国で自治体でどうだというふうな感じで、費用弁償の報酬引き上げはやるべきだというふうに思っています。

ただ1つ、できればということだけで申し上げますと、やっぱり年度当初という形で、28年度になるのか29年度になるのか別にして、年度当初にしてほしかったなということだけ申し上げて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第66号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第68号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、反対の立場から討論いたします。

本補正予算案には、個人番号旧姓併記の予算として、国庫支出金の歳入が200万円見込まれております。それに対して、歳出では、それ以上上回る480万6,000円の予算が見込まれております。

先ほども申し上げましたけれども、個人番号制度は、行政の都合で住民にそのリスクと負担を押しつけると、わずかな手間を削減するのと引きかえに、管理される社会になるのではないかと危惧される方が非常に多くいらっしゃいます。そのような制度に対して、町が自腹を切って持ち出すということはいかかなものかという立場です。さらに、議会費について、議員報酬を改定する条例案の成立に反対でございます。その立場からも、議案第68号について反対という討論をさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

ご異議があるようですので、起立により採決します。

議案第68号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第69号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第70号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第71号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号「平成29年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第72号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号「平成29年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第73号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号「平成29年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第74号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第75号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第76号「財産の取得について（三股町消防団機動本部ポンプ自動車）」を



議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第76号「財産の取得について（三股町消防団機動本部ポンプ自動車）」について、賛成の立場から発言をいたします。

本案では、23年1カ月使用している機動本部のポンプ自動車を更新するという案でございます。住民の方にお話を伺いまして、やはり命を守る、いざというときに出勤してくれるこういう消防車その他の装備は、一刻も早く新しいものにしてもらいたいという声を聞いております。

また、そのほかにも1部から7部、各消防団にも消防車ありますけれども、こちらの更新計画、今計画はないということでしたが、これを皮切りというわけではないですけれども、古いものは年次改修していただきたいということを申し添えまして賛成といたします。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第76号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

諮問第1号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり適任とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

---

#### 日程第4. 議員派遣の件について

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。

お手元にお配りしております議員派遣資料のとおり、宮崎県町村議員大会ほか研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、6月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時17分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前11時37分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成29年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 森 正太郎

署名議員 池田 克子

三股町告示第64号

平成29年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年10月30日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成29年11月6日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成29年11月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第77号及び議案第78号までの2議案一括上程  
日程第4 質疑  
日程第5 討論・採決
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第77号及び議案第78号までの2議案一括上程  
日程第4 質疑  
日程第5 討論・採決
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君  | 2番 楠原 更三君  |
| 3番 福田 新一君  | 4番 池邊 美紀君  |
| 5番 堀内 義郎君  | 6番 内村 立吉君  |
| 7番 福永 廣文君  | 8番 指宿 秋廣君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
- 

欠 員(なし)

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
農業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	上原 雅彦君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	内村 陽一郎君		

午前10時00分開会

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届け出が出されておりますので報告いたします。

ただいまから、平成29年第6回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、楠原君、9番、重久君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る10月30日に委員会を開催し、本日招集されました平成29年第6回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認1件、工事請負契約の締結1件の合計2件であります。これら、提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される2議案については委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される2議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される2議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第77号及び第78号までの2議案一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第77号から第78号までの2議案を一括して議題いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。平成29年第6回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第77号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における費用にかかわる歳入歳出予算の補正を、去る9月28日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額103億3,953万4,000円に、歳入歳出それぞれ1,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億5,133万4,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

県支出金は、衆議院議員選挙委託金の交付見込みにより増額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費において、衆議院議員総選挙費の報酬、職員手当と備品購入費などを増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものです。

次に、議案第78号「工事請負契約の締結について」説明いたします。

本案は、三股勤労者体育センターの耐震、改修を施工するもので、緊急防災・減災事業債を活用して整備するものです。

本工事の建築主体については、去る10月19日に、条件つき一般競争入札を実施し、株式会社クワハタが6,446万5,200円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第78号「工事請負契約の締結について」補足説明をいたします。

本案は、10月19日に、三股勤労者体育センター耐震補強・改修建築主体工事の入札を条件つき一般競争入札で実施し、落札者と工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものであります。

資料にありますように、6者が入札に参加し、その結果、予定価格7,516万8,000円に対しまして、落札価格6,446万5,200円、落札率85.76%で、株式会社クワハタが落札したところであります。工期は、平成30年3月20日までとなっています。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第4. 質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、質疑を行います。

議案第77号から第78号までの2議案を一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは質問をいたします。議案第78号。



○議長（池邊 美紀君） マイクをごめんなさい、マイクを立ててください。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 質問いたします。議案第78号「工事請負契約の締結について」について質問いたします。

まず、町長の説明の中で、条件つき一般競争入札というふうに言われましたので、その条件はどのようなものを付議されて条件にされたのかというのが1件、それからもう1件は、この6者についてのランクについて、2点、よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

どっちとも同一の答えになるとは思いますけども、条件というのが、町内の建築のAランクの業者を条件ということですので、町内のAランクの業者ということになります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。福永議員。

○議員（7番 福永 廣文君） 議運の場では説明を受けましたけれども、議案第77号のほうですか、備品購入です。最高裁判所長官の国民審査の判定をする機械の説明を受けたんで、ほかの議員の方にも、ぜひこれはちょっと詳しく説明してほしいと思います。済みません。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回、議案第77号の選挙費の中に備品購入費がありますけども、備品購入費の中で、最高裁判所投票読み取り集計機の購入ということをしてしております。

これが、以前、本町で使用していたものが、平成15年度に持っていたものでありまして、今回、解散に伴いましてメーカーのほうと話をしたところ、もう古くなっておりまして、対応ができないということで説明があったところでもあります。それをもって、今回、備品の額の中の248万4,000円を読み取り機の購入ということで、これは衆議院議員選挙で使うものでありますので、今回、購入したものであります。

内容としましては、投票用紙の中に、マルじゃなくてバツがついたものが複数あるもの、1個あるもの、全部バツのものといろいろあります。それで、そのバツがついた投票用紙を一括で流して、どの候補者にバツが何個ありますというのを、一括で集計するというような読み取り機であります。

以上であります。

○議長（池邊 美紀君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、質疑を終結します。

---

## 日程第5. 討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第77号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成29年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第77号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり承認されました。

議案第78号「工事請負契約の締結について（平成29年度三股勤労者体育センター耐震補強・改修建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第78号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時14分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前10時23分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは、以上で、平成29年第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 楠原 更三

署名議員 重久 邦仁